

共済事業の 歴史

坂井幸二郎

日本共済協会

『共済事業の歴史』は、2002年に一般社団法人日本共済協会より出版された書籍を、広く皆様にご覧いただけるよう、著者・故坂井幸二郎氏のご遺族のご厚意により、PDF形式で無料公開するものです。

書籍に掲載されていた人物写真については、著作権や使用許諾などの諸事情により、PDF版では掲載していません。

本書の内容は著作権法により保護されており、無断転載・複製・改変などの行為は禁止されています。著作権は著者の相続人に帰属します。PDF版のご利用等に関するお問合せは、日本共済協会までお願いいたします。

はしがき

(1)

平成十三年の臨時総会で、日本共済協会が結成十周年を迎えるにあたっての記念事業の一つとして「共済事業の歴史」の刊行が決定し、その執筆者に私が指名された。平均寿命をとくに超えた（一九一七年生まれ）私にとっては、いささか重荷である。

が、長らく協会の母体である共済保険研究会の運営と『共済と保険』の編集に携わってきた関係で、これまで折々共済の歴史について調べたり書いたりしてきた。関心の深いことでもあり、最後のお勤めのつもりで一応お引き受けすることにした。

もともと私は、歴史には浅からぬかわりがある。保険研究所の現役時代に取り組んだのが『日本保険業史・総説編』（B5判二二〇〇ページ、昭和四十三年）の編纂^{へんさん}だった。これは執筆陣に当時第一線の保険学者陣の協力を得て実現したのだが、日本経済史のなかでの保険史の位置づけの明確化をめざしたものだっただけだ。

その後、全労済や全共連の機関誌（『労働者の共済』『農協の共済』など）に共済の歴史や人物論

をしばしば書き、また『共済と保険』誌にも「共済のあゆみ」などを連載した。

そんなわけで、決して未踏の地ではなくて、「いつか来た道」をもう一度歩くわけである。

(2)

いまさら断るまでもなく、私たちが「共済」と呼んでいる事業はその大方が協同組合組織による保険事業、すなわち「協同組合保険」である。

したがって、その「歴史」を語ろうとするときは、通例はその原始的な形態での発生から説きおこすことになる。しかし、ここではそれは省く。けだし、多くの文献が語ってきた保険の原点は実は（一部を除いて）助け合いであり、ここでそれを反覆する必要はないと思う。

したがってここでは、ただちに本論に入っていきたいが、その前に、高橋新太郎氏の「共済事業の歴史」の「まえがき」中の一節を紹介しておきたい（保険研究所『日本保険業史・総説編』七九五ページ）。

「協同組合保険は、資本主義的保険の中からそれを母胎として発生したとしても、その理想とする精神は遠く中世の種族、氏族社会の協同体的生活確保の形態に求めているようである。（中略）それはそれらの社会の生活を確保するために必然的になされた『相互的ぎせい』の形式であって、その中の多少保険に類似した現象は、近代資本主義的保険の起源とは全く別個のものとされている。

近代保険は貨幣経済の出現と密接な関連をもち、商業資本の発生、生成とともに発達したという

のが通説となっている。協同組合保険―共済―はその実体は保険であるとしても、資本主義の企業保険と異なる基本的問題は、古い種族社会あるいは中世のギルドに見出される精神的紐帯を尊重し、これらの伝統を受けついでそれを近代化するにある。すなわち営利保険の大衆収奪性を協同組合的に組み替えることにあると思われる」

さて、本書ではまず前史的に「産業組合法」の制定から入る。いうまでもなく歴史は共済に限らずすべて、一本のパイプで過去・現在から将来につながっていく。

とりわけわが国の共済事業を貫くパイプには、きわめてきびしい状況をのりこえてかち取ったという熱い血が流れている。このことを無視したり軽視したりしたのでは、現在も将来もともに語ることはできないばかりでなく、誤りない事業運営も期待できないのではないか。敷衍ふえんすれば、わが国の共済事業の発生、成長には、他国の協同組合保険にみられない特殊な事情がある。どのような背景・事情のもとに生まれたか、そしてどのように成長・発展したか。その過程において形成された共済事業の性格を十分認識しないまま、杓子定規しゃくしぢょうぎ的な共済史に終始すると、大変な誤りをおかすことになる。

私はこのような視点から共済の歴史をふまえたい。そして二十一世紀にはばたく共済事業の力強い発展への願いを本書に込めたつもりである。その思いを行間からいくらかでも汲み取っていただければ、著者として本望である。

本書の刊行にあたっては、協会の有馬専務理事はじめ全スタッフのご協力を得、またいろいろご

迷惑をかけた。感謝を込めてお詫ひ申し上げます。

平成十四年五月

坂井幸二郎

共済事業の歴史／目次

はしがき

第一章 産業組合と保険運動

- 一、 産業組合法をめぐって
- 二、 産業組合の保険運動
- 三、 大会ごとに保険の要望、決議
- 四、 産業組合と「協同組合保険論」
- 五、 三保険会社買収事件

第二章 共栄火災の設立

- 一、 二損保会社買収の背景
- 二、 無風下の誕生ではなかった
- 三、 相互組織のもとで

72 64 56 55 38 29 27 18 12 11

第三章 協同組合保険法始末

はじめに

一. 立法化のチャンスの訪れ

二. 生命保険組合を除外

三. 協同組合保険研究会

四. “骨抜き”への過程

五. 協同組合保険との訣別

第四章 各種共済の誕生と発展

はじめに

一. 協同組合四法と共済

二. 農協共済(その一) — 全共連設立まで

三. 農協共済(その二) — 全共連設立以後

四. 漁協共済

五. 労働者共済 — 生協法による共済(その一)

79

80

82

89

99

110

123

135

136

138

140

149

154

159

六	県民共済・全国生協連——生協法による共済（その二）	183
七	市民共済・日本生協連・全国大学生協連・その他——生協法による共済（その三）	187
八	中協法による共済（その二）——日火連	191
九	中協法による共済（その二）——交協連・全自共	208
一〇	農業共済・森林共済	211

第五章 共済と人（共済人物誌）

	はじめに	214
一	宮城孝治	214
二	山中義教と黒川泰一	230
三	水牧茂一郎	240
四	印南博吉と笠原長寿	246
五	全労済をつくった人々	253
六	漁協共済をつくった人々	258

第六章 二十一世紀の共済——「あとがき」に代えて

第一章 産業組合と保険運動

一 産業組合法をめぐる

(1)

産業組合法が制定施行されたのは明治三十三(一九〇〇)年であるが、同じ年に保険業法も制定施行されている。そして両法の起草に当たったのがともに岡野敬次郎(法学博士)である。後年、産業組合の保険進出に対し、厚いカベとなつて阻んだのが保険業法であることを思うと、偶然であるとしても奇しき因縁というほかない。

周知のように保険業法は会社組織(株式、相互)以外の組織体による保険事業を禁止し、また産業組合法ではその事業のなかに保険が入っていない。保険業法制定に至るときの事情(注)と、産業組合における「保険事業の必要性」への認識度がそうさせたものと思われる。それに起草の中心者が保険業法の起草者と同一人であったこともあり、あるいは両法の整合性への配慮もあつたかと思うが、とにかく共済対保険のかかわりは、両法が生まれるときからはじまつていたことになる。

(注) わが国における保険事業は、東京海上(明治十二・一八七九年)、明治生命(同十四年)、東京(安田)火災(同二十二年)にはじまる。そのころは共済五百名社などの保険類似事業が続出したが、保険会社として設立されたもののなかにも経理・資金運用・営業組織にしっかりした基礎をもたず、単に金集めの手段として保険事業に手

を出すものも多かった。

このため甘言を弄して加入させ、その保険料を持ち逃げしたり、あるいは経営内容が悪く、保険事故が発生しても保険金を払えない会社が続出した。

契約者保護の観点から保険業法が制定されるに至ったのは、こうした実態をふまえてのことである。したがって保険業法は、設立についてきびしい基準を設け、免許制とするとともに、その組織を株式会社と相互会社に限定して保険事業への参入に狭き門を設けた。

産業組合法について、私たちはイコール今日の協同組合法と受け止めている。そのことを誤りだというのではないが、それよりもむしろ、協同組合法のルーツが産業組合法だといったほうが実際にマッチしていよう。第一次法案の立案者（農商務省の渡部朔・織田一）は「ドイツの産業および経済組合法（ドイツ協同組合法）から多大の示唆を受けた」と『協同組件事典』（家の光協会刊）にある。そして、産業組合という名称については、同事典に次のように述べられている（同書三一ページ）。

「産業組合の名称の由来について平田東助は『若し独逸ドイツの名称を直訳すれば生産経済組合と謂ふべきも、斯くては名称徒いたずらに長く民間の呼称に便ならず。殊に産業組合とせるは、中産以下の人々に分り易くするが為に外ならず。一家の生計を営む意をも含むこととなるを以てなり』（原文片かな）と述べており、その苦心のあとがうかがわれる」

平田が述べている「生産経済組合」つまり産業組合のもととなったドイツ語については触れられていないが、英語の“cooperative”と“genossenschaft”でなく「だけ」はたしかである。

産業組合法の生みの親ともいうべきは、政府の高官であつた平田東助（後に産業組合中央会会頭）、品川弥二郎であつた。その理論的基礎づけとして最初に現れた文献は、明治二十四（一八九一）年に公刊された平田東助、松山孝平共著の『信用組合論』である。そこでは大要、次のように論じられている。

「明治の資本主義黎明期れいめいにおける農民の窮乏化を指摘して、国民中の大多数を占める中産以下の人民の窮迫は、国の生産力を減ずるばかりでなく、国家の衰退とさえ見なければならぬ。今こそ中産階級以下の人民を奮起させ、自由競争の経済界において進むべき道を開かねばならない。すなわちその機関とは、信用組合である。信用組合はドイツのシュルツエ式信用組合によつて出資持分と利益配当を認める有限責任組織とし、慈恵的な報徳社をすみやかに改組すべきである」

産業組合志向は、まず信用組合論からスタートした。これについては他の論者から批判・修正の意見も出たが、その五年後には平田・品川の共著で『信用組合提要』が刊行された。前著をさらに発展させ、かつ修正された内容であつた。産業組合法案は明治三十年に帝国議会で提案された（審議未了となる）が、農商務大臣榎本武揚はその提案理由を次のように説明している。

の掲載せん
権よりま
著作お
は合て
真都合
写都し

「熟々目下じゆつめげの我国産業社会の情態を視るに、或る一部の工業を除く外は、大抵皆中等以下に位する人民の生産に係るものなり、而してこれ等の中等以下の産業者は概ね資産に乏しく、従て各自の営業上の改良発達を図ることを得ざるは深く国家経済上憂慮に堪へざる所なり、ついで彼等の金融を円滑ならしめ、進んで勤儉貯蓄の便利を与へ、又営業上の費用を節して、その産物を画一整頓いせとんならしむる様奨励の要あり、是がためには銀行の援助に依らざるを得ざるべしと雖も、現在数多の銀行は、概ね商業社会に金融の便を与ふるに過ぎず、日本勸業銀行、農工銀行の如きも今日の状況を以てすればその利益の及ぶ所、大資本家に止り、中等以下の産業者には普及せざる感あり、畢竟勸業、農工両銀行の如きも各種産業組合が相俟つて、始めてその効を全ふすることを得む。

政府はこれと以下の産業者間に信用組合を設けると共に、共同購買、共同販売、共同製造及び共同使用の四種組合を設け、是等各種組合が相互に連絡を通じ、大いに各自の業を改良発達せしむるがため茲こゝにこの法律を提出したるなり」（『産業組合発達史』第一巻）

これを読んで気づくのは、冒頭に「我国産業社会の」とあるところからもうかがわれるように、産業組合法はいわゆる零細庶民、消費生活者よりもむしろ「中等以下の産業者」に焦点がおかれ、「大いに各自の業を改良発達せしむる」ことをめざしていたという点である。

また、金融への関心が非常に高かったということがこの提案理由から読みとれる。中小産業者がいかに資金不足に苦しんでいたかを反映している。それが金融＝信用組合と結びついたのであろう。やがて高まる保険志向も、庶民の生命・財産の保障、だけにとどまらず、同時に付帯して發揮される

- 一 組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること（信用組合）
- 二 組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を売却すること（販売組合）
- 三 産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に売却すること（購買組合）
- 四 組合員の生産したる物に加工し又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむること（生産組合）

但し前項第一号に掲げたる事業は他の各号に掲げたる事業と相兼ねることを得ず。

すなわち「産業組合」として認められるのは信用、販売、購買、生産の四事業（四組合）で、そのうち信用組合だけは他の事業と兼ね行うことができないと規定されていた。信用事業の特殊性にもよるからだろうが、産業組合の諸事業のなかでの信用組合の位置づけ——いかに重視されていたか——がうかがわれる。

『産業組合発達史』の編纂者高橋新太郎は、同法の成立について次のように総括している。

「このように産業組合法は、品川、平田らによって、新興ドイツに学んで研究が始められてから三十年、信用組合法案が帝国議会に上程されてから十年、第一次産業組合法案上程から四年の歳月を費し、末松謙澄ら資本主義に随喜する文化人官僚から社会主義実現の手段となることを恐れられ、農業会の先達や、片山らの社会運動者からは農民や労働者のためになる法律として、歓迎を受けながら生れたのである」

産業組合法の性格やねらいについては、これまで見てきたこととおよそ理解できるのであるが、

大詰めの貴族院の質疑では、条文の修正点については政府委員（起草者）の岡野敬次郎が答弁し、委員再付託の意見に対しては平田東助議員が要旨次のように答弁している。

「此産業組合法は既に本院へ二回も出ましたが、経済上、小資本の人民の多い我国に於きましては、今日のままに致しておきましたならば、遂に生産社会の発達を望むことは出来ません。依てこの法律を設けまして、斯の如き資本（小資本）のものを保護して生産社会の発達を進める方法を計画するにあらずんば、将来産業の発達を求めることは出来ないでございます。……若し又今年この法案が成立致しませんでしたならば、現在起つておる産業組合は実に困難を感じるのであります。……故に一方に於てはこれを保護すると同時に、一方においては之を監督して成るべく善路に導くことの方法を執らねば、将来、組合は如何なる程度に至るであろうか。甚だ憂うるのであります」

明治三十八（一九〇五）年、産業組合の普及発達と事務連絡のための組織として大日本産業組合中央会（のちに改組して産業組合中央会となる）が設立された。

二、産業組合の保険運動

（1）

さて、協同組合による共済事業の展開は、第二次大戦後に組織化された各種協同組合により手が

けられた。といえは簡単なように聞こえるが、実現までには紆余曲折うよせつせつを經ている。そして、その煙（協同組合による共済事業の開始）があがつたのはずっと以前の、産業組合時代にさかのぼる。

産業組合が保険事業への進出について意欲をもち、運動をはじめたのは大正十三（一九二四）年の産業組合中央会第二〇回大会からであつた。同大会に提案され満場一致で採択された「生命保険事業開始の件」は、次のような内容であつた。

《甲案》

- (1) 大日本産業組合生命保険相互団と称し財団法人組織となすこと。
- (2) 営利を目的とせざること。
- (3) 出資額は金三十万円以上適当に定むること。
- (4) 出資は産業組合が有価証券を所有することを得る定款の運用に依り、全国各組合より出資すべし。
- (5) 出資に対し年利八分以内を支払ふこと。
- (6) 出資に対する年利支払の外は利益金の全部を積立つることとし、財団の基礎を鞏固きやうこにするべし。
- (7) 全国産業組合及朝鮮、台湾の金融組合をして代理店の事務を取扱わしむること。
- (8) 生命保険料の受入金は中央金庫に預入れ其金融能力を増大ならしむること。

《乙案》

「全国産業組合に於て中央金庫を利用し共同救済の目的を以て保険積立を為すこと。(説明)時代の進運に伴い、吾が産業組合の勢力は年毎に大を加う。而して中央金庫と共に、全国購買組合連合会、西日本購買組合連合会の設立を見るに到りて、益々金融能力の充実を図り、産業の開発、思想の調査に最善を尽して、予期以上の成績を挙げざるべからず。

おもんみ 惟るに生命保険事業は、内外国の諸会社によりて普く天下に手足を伸し、あまね 各其利を納めんがために活躍せるを見る。抑々生命保険による蒐集資金は、其質悠長緩慢にして最もよく吾等の産業資金に適當するものにして(中略)……。欧州先進国の産業組合は早くより、茲に見る処ありて、既に之を捉えて組合の経営となせるは、寔に敬服の至りなりとす。設立に就ては中央会に於て適當の方法を建て大正十四年春期大会に於て具体的発案あらんことを期待す」

両案を読んで感ずるのは、保険事業実施により組合員の保障、福利の向上よりもむしろ集めた保険料の資金力、金融機能に焦点があつた、と受け止められることである。産業組合が当時いかに資金志向が強かつたかをうかがわせる。ただしこの焦点は、のちの賀川豊彦の論文「保険制度の協同組合化を主張す」(昭和十一年)ではかなり弱まり、さらに終戦後の協同組合保険運動に至つて、重点は金融から本来の「保障」へと移つていったことはいうまでもない。

(2)

産業組合大会での保険進出の要望は、保険業法というカベに阻まれて、文字どおり要望の域を出

なかつたのであるが、これより先、明治四十二（一九〇九）年に保険組合の萌芽と称してもよい組合が東京市に設立されている。『産業組合発達史』によるとその組合は、名称を「火災保全、家屋商品擁護相互信用組合」と称し、発起人は榎本慶三郎ほか数名、三月一日認可を得て四月一日から事業を開始したと記録されている。

この組合は、組合員の資格は東京市内に建物ならびに商品を所有する者。出資は一口五〇円、一人一〇口以内、払い込みは第一回一〇円、二回目以後は毎年二円。組合員が火災その他の天災により損害を受けた場合、出資一口につき五〇〇円を限度として再興資金を貸与する。その返済方法は不動産、商品の所在地の火災危険度を測定しその程度に応じて年限を定め、無利子、年賦で返済するという仕組み。また、組合に貯蓄部を設け、貯蓄を奨励することも事業目的の一つであった。高橋新太郎は、

「この組合は一つの信用組合であつて保険組合ということではできないが、事業の主たる目的が火災や天災地変の災害の場合に資金を貸付けることにあるので、一種の共済施設をもつ保険組合的な性格であつたようである。事業開始後の業績については資料がなく不明である。また約款にも不備の点が多く、果たして産業組合法によつたかどうかは疑問であるが、組合が存在したことは事実である……」

なお、この組合の出現について『保険雑誌』（巖松堂発行）一五五号には次のような批判的な記事が載つた。

「本組合は産業組合法に基きて設けたるもの由にて素より純然たる火災保険にはあらざるべけれども、其性質は頗^{すこぶ}る之に酷似するものと謂わざるべからず。現に其設立趣旨の如きも『相互信用組合は大勢が幾らづつの金を持寄て而して其内で罹災した人があれば救護し相互に安全ならしむるものであります』と謂う孰^いれかと言えは産業組合よりも寧ろ火災保険の要素をより多く含むものにあらざるか、産業組合法が此の如きものを許すとせば今後或は続々類似のものを生じ、所謂疑似^{いわけ}保険の弊害を流さずとも限らず吾人は本組合の当事者が誠実を旨として能^よく其目的を達せんことを希望すること勿論なれども、之が取締に就ては当局の深き注意を促さざるべからず、保険の監督官庁は果して如何に之を視るや」(原文片かな)

この論調は第二次大戦後の協同組合による共済の続出時における共済批判、攻撃と同じニュアンスである。この組合について高橋は「産業組合法によつたかどうか不明」と述べているのに対し、『保険雑誌』のほうは産業組合法による組合として論じている。

(3)

さて、前掲の産組第二〇回大会で採択された「生命保険事業開始の件」について、産組中央会はさつそく具体案の作成に着手した。保険事業に積極的だったことがうかがわれる。

しかし、保険事業を行うためには産業組合法を改正して「保険事業」を加えなければならない。小平権一の「組合法発布二十五周年を機とし組合法の根本的改正を望む」という論文が『産業組合』

の産業組合法発布二十五周年記念号に載つたのは大会の翌年、大正十四年九月号であつた。小平は大正から昭和にかけての産業組合運動の指導者であるが、当時は農林省の官吏であつた。

同論文で小平は、「保険事業を認めないのは産業組合の目的達成上、一大欠陥である」とその必要性を強調した。以下はその一部である。

〔前略〕次に改正の主要なる点は、その業務の範囲を拡張して保険の業務を認むることにある。我が産業組合の目的たる組合員の産業経済の発達を図るが為めには、信用事業、購買事業、販売事業、利用事業を認めたるも保険事業を認めざるは、産業組合の目的達成上一大欠陥であり、而かも相互主義の主旨及精神に鑑みるときは、組合に依る保険事業程右の主旨及精神を表はして居るものではないのである。

〔中略〕組合の保険事業は勿論組合員における不慮の災害に依る損害を相互に分担し、以て組合の産業経済に支障を来たさざらしむるものであつて、相互機関たる産業組合には重要な業務であるが、亦其の保険料は一種の貯金であつて、低利なる貯金を蒐集するには最も適當なる方法である。我が国に於ては此の種の組合員の相互保険は未だ制度上認めて居らぬ。即ち之れが実現の方策としては、^{まよ}当に産業組合の目的として認むるが最も捷徑^{しょうけい}である」

第二〇回大会の決議にしたがつて中央会が立案した保険事業の構想は次のようになり具体的であつた。ただ、そこに示された保険の種類は疾病、傷害、廃疾および家族、火災、家畜と多種目であるが、終身、養老などの生命保険がなぜか入っていない。廃疾および家族保険で足りるとしたの

か、あるいは保険数理上の煩雑さを伴う長期保険を敬遠したのだろうか。しかし実行する組合、各保険の担保内容、再保険機構、資金運用などに細かい配慮がみられる。また終わりに(附)として保険業法の適用を除外する旨の明記など、立案に周到さがうかがわれる。

《産業組合保険事業の構想とその実施方法》

一. 信用事業を営む産業組合に相互保険組合の権限を与へる。

二. 保険の種類は二類六種とする。

甲類

1. 疾病保険

産業組合の組合員とその家族の疾病に対する治療費を支払ふ。

2. 傷害保険

3. 廃疾及家族保険 七〇歳以上になつて労務に堪へなくなつた時、負傷その他の理由によつて

労務に堪へなくなつた時、又は世帯主が死亡したためにその家族の生計に困難を来した時に、

一定の生活資金を供給する。

乙類

4. 火災保険 住宅家屋、農舎その他家具、器具、機械、衣類等に対する火災保険。

5. 気象保険 霜害、干害、水害による損害に対する保険。

6. 家畜保険 牛馬、緬羊、山羊、豚の死亡又は廃疾に対する保険。

三、相互保険金庫を組織し、これを再保険機構とする。府県単位の相互保険金庫を組織せしめて、これに末端組合の保険金を再保険せしめ、全国中央機関として相互保険中央金庫を設立して、府県金庫から再々保険せしめる。府県金庫は、府県信連に加入せる信用組合をして組織せしめこれを府県信連の経営にゆだね、又相互保険中央金庫にあたらせる。

四、余裕金運用の制限

信用組合が保険事業を経営する場合には其の会計を別途として、保険料は次の方法で支払の準備金とせしめる。

1. 保険料収入の少くも四分の一は国債証券、地方債証券を購入するか、組合中央金庫に預入れぬこと。
2. 前項の残金から再保険料を除く外は之を信用組合の事業資金として五ヶ年以内の期限を以て組合員に貸付けるか、又は国債、地方債券を購入し得る。
3. 信用組合連合会は、収入保険料の四分の一以上を中央金庫に預入れるか、又は国債若しくは地方債を購入すること。
4. 前項残金から再保険料を除く外は五ヶ年以内の期限を以て組合に貸付けるか国債若しくは地方債を購入すること。
5. 相互保険中央金庫は、収入保険料を産業組合連合会又は産業組合に対し、五ヶ年以内の貸付を行ふか、国債若しくは地方債を購入すること。但し、貸出金額は収入保険料の一〇分の六以

内であること。

五、 保険事業を行ふとする信用組合連合会は、一定限度の増資を行ひ、保険事業の基礎を安定ならしめること。割増出資を行はぬものについては、保険事業を行はしめない。

六、 保険事業を営むとする信用組合は主務官庁の認可を受けること。

七、 組合の保険事業の爲めに、特別の監督官を中央及び地方に設置すること。

八、 信用組合の行ふ保険事業については相互主義を以て一貫せしめるために、原則として組合関係の消滅に因つて、保険契約の効力を失ふものとする事。

(附) なを、産業組合の行ふ保険業務には保険業法を適用せず、商法中の生命保険に関する規定を疾病保険、傷害保険、廃疾家族保険に、又損害保険に関する規定を、火災保険、氣象保険、家畜保険に準用せしめること。

いずれにしても、これはわが国で最初の歴史的な共済—協同組合保険—の具体的構想である。立案者がたれであるかを知る記録がないが、当時としてはかなり保険の実際と理論の両面に詳しくかつた人物が参画していたと思われる。高橋新太郎は「この提議はまさしく『農協共済事業』の萌芽であつた」といい、このような構想を生んだ必然性について、

「まず第一は、諸外国における協同組合保険事業の実績が、産業組合指導者に強い影響を与えた。とくにライフアイゼンの組合思想の流れをくんでいる産業組合指導者は、ライフアイゼンの唱えた

組合保険の思想に重大な関心を寄せたことである。第二には、保険機構を通ずる農村資金の都会への流出を阻止する手段の一つとして組合保険が取りあげられたことである。さらに第三に、大会の決議として取りあげられた大正十三年の前年は、産業組合中央金庫および全購連の設立をみた年であり、系統金融資金力の増大と農林金融の円滑化が問題とされていたことが考えられる。

そのほか、保険事業独占の排除、社会一般の保険思想の高揚（関東大震災の翌年であった）、産業組合指導者の相互扶助思想の保険への適応などが指摘されるであろう」と述べている。

三、大会ごとに保険の要望、決議

このような動機・背景のもとでの提議であり構想であったにもかかわらず、それを具体化すべく、運動がなされたか否かについての記録は見当たらない。案をつくっただけで「運動」はしなかったのだろうか。

おそらく、実現へ向けて動きだす前の段階で、関係者はその困難さを知っていたからではないか。『協同組合による保険経営』の思想を最初に、明確に打ち出したのは産業組合中央会理事の道家斉どうけいひとしであった（注が、その道家も、「保険業法によつて会社組織のもの以外は（産業組合による保険は）できない」と言っている。

(注) 大正十年、海外出張からの帰朝歓迎会で産組中央会の道家斉は、保険に関して海外の事情について次のように(抜粋)述べている。

「産業組合で以て救済事業、即ち保険的の事業をやつて居ることが非常に多い。例へば動物の斃死保険組合或は火災なり、洪水なりそれから養老金なり、傷害保険なりと云ふやうなもので、伊太利では此頃では労働者の休業の保証をする保険組合と云ふやうなものもやつて居るのであります。我国に於いても、生産組合なり(中略)信用組合等多数ありまするが、(中略)保険組合などに付いて日本は余程遅れて居る。(中略)相互に行はれる所の救済的の事業と云ふものが、殆んど欠けて居ることでありませう。是は矢張り保険業法との関係もありませうけれども、近來社会問題などが段々複雑になるし、又中産以下の階級の生活状態を向上する意味に於て、(中略)安心立命を得たいと云ふことから言ひますと、矢張り保険制度と云ふものが、最も必要ではないか(以下略)……」

産業組合にとり保険事業は必要不可欠だが、諸外国と異なり日本では保険業法が組合保険を認めないから、当面その実現は非常に困難だという認識が読みとれる。おそらく産業組合中央会は、全国から盛りあがる保険事業への要望を受け止めておいて満を持し、時機の到来を待っていたものと思われる。

その後も第二三回大会(大正十五年)に「産業組合の相互保険経営促進の件」が、第二三回大会(昭和二・一九二七年)に「生命保険、火災保険、農業保険を経営するの件」が決議された。また、第二四回大会(昭和三年)には「産業組合に於て保険事業を営み得る様法律改正方促進要望の件」が提案され、中央会に調査が一任された。その後も全国大会にはほとんど毎回、保険事業への要望が提案されたのである。しかし、ついに、産業組合の保険進出は実現しなかつた。ただ運動の“成

果”として農業保険（国営）の実現をみた。くりかえしになるが、保険業法のカベは厚く、かつ高かったのである。

四 産業組合と「協同組合保険論」

(1)

産業組合の事業に保険を加えようとの産業組合中央会の画策が、ついに実現しなかったことについては、すでに述べた。これについて『共栄火災二十年史』には、

「産業組合の保険事業について監督官庁の農林省および大蔵省では、ある種の保険、たとえば火災保険のようなものに対しては相当関心をもっていたが、保険は商工省の所管であり、民間保険会社の新設は許可しない方針を堅持していたし、保険業界の反対も強く、産業組合の保険事業の経営は法認されなかった」

とある。つまり①保険業法で組合保険を認めない、②保険行政の方針として保険会社の新設を認めない、③保険業界の反対が強い、という三つの理由が産業組合（産組）の保険進出を阻んだのである。それはわかるのだが、保険経営という産組あげての宿願について、産組中央会などが行政はじめ関係方面に対し折衝とか陳情とか、どのような“運動”をしたのか、それに対してどういう反応

があつたのか、についての記述がどこにも見当たらない。全国的な要望を受けて立つた産組中央会が具体的にどんな動きをしたかという記録が、私の不勉強のせいかとも思うが、関係史書に見当たらない。

ともかく、産組保険進出“運動”の第一幕は産組側の“後退”で終わった（注）。

そして、まさにドラマチックな第二幕「三保険会社買収事件」がはじまるのである。

（注）大正十三年以来、保険事業への要望が続く一方で、共済とりわけ農業保険の類似形態の施設が埼玉、群馬、東京、長野、静岡、三重、兵庫、京都、愛媛、福岡、熊本の各府県でつくられた。そして昭和十三年、農業保険法の公布実施とともに、これらは国営農業保険に包含された。

ここで、その事件のてんまつを見る前に、その背景となつていた時代の環境と、発展を続ける産業組合組織のもとで活発に展開された協同組合保険をめぐる論議を一瞥（いちべつ）しておく必要がある。

昭和八年から産業組合拡充五カ年計画、つづいて第二次拡充三カ年計画が実施された。この計画のもとで全国産業組合機関の整備・強化、組合未設置町村の解消などの諸施策が大いに進められた。

この結果、組合員数の飛躍的増加をはじめ、組織・事業ともに産業組合は創設以来の発展をみた。

ただしその背景には、高度国防国家をめざす国全体の戦時体制への移行（軍国主義化）という“時勢”が推進力としてあつた。すなわち、昭和六（一九三二）年には満州事変、翌七年には満州国建国、上海事件、犬養首相暗殺（五・一五事件）と相次いだのである。

こうした情勢のもとで産業組合は、農村における戦時統制経済の実施体——国の政策の代行機関

という性格を付与されて、一路、普及拡充をみたのである。この流れに乗って、農村においてばかりでなく、都市部においても市街地信用組合、職域地域の購買組合が続々設立された。

『共栄火災二十年史』は当時の情勢について次のよう述べている。

「農民、都市、中小生産者を含めた広汎な協同組合運動の展開をみるにいたった。大衆化するにしたがつて、経済活動とともに社会政策的分野への進出も要求され、発生いらいの天下りの、地主的なものから、大衆的、社会的な性格への質的变化をみるにいたった。社会保険、医療施設、生活指導などの諸施設の普及発達がこれを示している」

と。さらに、

「このような傾向は、二十数年にわたって主張してきた保険問題についても大きな影響を与え、一層実現への気運を高めた」

とも述べている。その先頭に立ったのが、宗教家であり社会運動者で、協同組合保険の父といわれた賀川豊彦であった。

(2)

賀川は、さきに小説「乳と蜜の流るゝ郷」（昭和九年一月から昭和十年十二月まで『家の光』に連載）で、産業組合にとつて生命保険制度が欠かせない制度であることを主人公に強調させている。

賀川は小説の主人公東助に「信用組合による生命保険経営」の主張を次のように言わせている。

しかし乍ら協同組合運動を現在法認されておる範囲に限定して考える必要は全くない。大衆の欲求に基き新しい協同組合運動の分野を開拓して行つてよい筈である。

我々は既に国民健康保険の産業組合化を主張することによつて、其の第一歩を踏み出した。我々は更に重大なる保険全体、特にその根幹たる生命保険の協同組合化を期することに依つて此の目的を貫徹せんと欲するものである」

という書き出しに始まり、株式会社組織や相互組織により経営される生命保険にくらべ、協同組合による保険の経営がいかに勝つて^{まほ}いるかを次のように論じている。

「……今日生命保険会社の営業費中最高額を占むるものは、新契約募集費であるが、……多額の募集費を費して勧誘せる契約が、初年度に於て解約となる数は大体新契約高の二割五分に及び……(中略)。これは外交員が被保険者の利益よりは、自己の営業成績を挙げんがために、種々な手段を弄して無理な勧誘をするからであり、若し之を協同組合員保険に依り、産業組合を支部として行つとせんか……(中略)斯かる弊は一掃され、新契約募集費並に維持費は著しく節約され、従つて保険料を低減して費差益を大ならしめ得るのみならず、失効解約に依る被保険者の犠牲をも防止し得るであらう。

又特に医的診査を行わざるも、既に組合員として平時より其の健康状態が熟知され居るのみならず、協同組合運動の同志として、道徳的相互監視が行はれるを以て、新加入当時の逆選択による死亡率増加の懸念がない。既に加入せる者に対しては、予防医療施設と早期診断を施すことに依つて、

死亡率を低減し死差益を大ならしめることができる。

(中略) 又其の投資に於ても、営利保険の場合と異り、経営内容熟知せる同志たる産業組合に貸付けるのであるから、投資の安全性を期し、利差益を大ならしめることが出来る。(各国協同組合保険の概観・略)

是等の事實は、時代は既に日本に於ても協同組合に依る各種保険経営の時代の到達せるを示唆して居る。就中生命保険の協同組合化こそは我々に課せられたる現下の最も重大なる協同組合活動でなければならぬ。然るに今日の保険業法は既記の如く株式会社、相互会社の二種のみを許し、相互会社は法制上協同組合に類するもその実地に行ふ処は株式会社を外ならず、而かも是れ有るが故に、真の協同組合保険の設立が阻止されて居る。我々はこの保険業法を改正し、更に進んでは産業組合法中に保険組合に関する規定を設けることに依り、協同組合保険の確立を期せんと欲するものである」(全共連『農協共済発達史・資料編』昭和四十二年)

ここでは省略したが、当時のわが国の生命保険事業の実情を数字を示して語り、またヨーロッパにおける協同組合保険の実施状況を紹介したうえで、前記のようにその主張を展開した論文であった。

(3)

また、昭和十三(一九三八)年にはN・バルウの『協同組合保険論』(一九二六年発行)が賀川豊

彦の訳（千石興太郎、山崎勉治、嶋田啓一郎、竹中勝男らが協力）で発行され、大きな影響を与えた。

国民一般の保険思想がきわめて低い水準にあり、とりわけ協同組合保険といつてもまったく理解されがたい当時、『協同組合員保険論』の訳本が発刊されたことは、協同組合保険実現に挺身する人々にとつてはまさに一〇〇万の味方に匹敵するものであった。

日本の運動者たちは、保険業法のカベに阻まれながら、日本の特殊な社会・経済事情のもとで、協同組合保険の実現をめざして悪戦苦闘していたのである。それに対しバルウは、保険の先進国であり協同組合による保険も行われているヨーロッパを背景に、協同組合保険の意義と役割を客観的に論じたのであり、関係者に強く自信と勇気を与えた。

次に同書二二章「結論」のなかから、その一部を抄出しておこう。

「協同組合の方法は、もしこれが庶民保険に適用される場合には、営利保険の場合に遭遇するさまざまな問題を減少させ、部分的にはとり除きうるといふ特徴を備えている。また地方協同組合を基礎に設立されるならば、道徳的危険や経費を減少させるという有利性をもつ。

協同組合保険は、保険事故発生を大幅に減少させ、事業費を低減させ、失効件数を減少させ、保険契約者を公平に取り扱い、搾取を排除し、安全性を増大させる。また、協同組合精神や責任感、相互扶助と組織的団結の習慣を涵養することにより組合員の道徳水準を高める」

「保険協同組合は、営利保険の欠陥と不備を是正するために課せられた二重の責務を果たしつつあ

る。多くの国において、保険協同組合が資本主義的会社の勢力圏外に組織されたという事実が、ただちに一般大衆に大きな影響を与えた。

保険協同組合の存在は、営利会社による無制限の搾取を停止させ、かれらに保険料率および保険約款の再考を促させることとなった。保険協同組合の存在が、保険業界の全般的な状況をかなり改善することとなったといっても過言ではない」

そして、賀川豊彦をしてこの本の翻訳にかりたてたものは、次のような論述にもあつたのだと思われる。

「しかし、このような（営利保険の欠陥と不備の是正）間接的な影響は、それが勤労大衆にもたらす直接的な利益にくらべれば副次的なものにすぎない。（中略）保険協同組合は、最貧層の家庭に保険をもたらすという困難な仕事を遂行してきた」

「もう一つの重要な功績は、協同組合による保険サービスが、普通の保険会社よりも低率の保険料で一般の人びとも利用可能となったことである。保険料が安いことに加え、保険協同組合の保険契約者は配当金や割戻金を受けとることができる」

「協同組合保険は個人としての保険契約者に利益をもたらすだけではない。（中略）協同組合運動全体に貢献すべき資金を蓄積するのである」

（注）なお賀川は『家の光』昭和十二年六月号に「産業組合に心臓を与へよ」というひたむきな思いをこめた散文詩を寄せている。ただ、ここで言っている「共済」と「保険」との区別は必ずしも明確でない。

産業組合に心臓を与へよ（抄）

もし、互助友愛の共済原理を組織化し、

これを信用組合の溜池に連絡し

共済組合としての働きを発揮させるならば

農村の負債整理も疾病の救助も災害の保護も

また容易であると私は信ずる。

信用組合が親になり、組合員が子となり

連合会はこれを全国的に統一すれば、

世界に比類ない共済制度が生れるであらう。

.....

産業組合に血を作れ！ 心臓を鑄込め！

産業組合にも温かい涙と

人情を解しうる血脈を植ゑる必要がある。

（中略）

しからば、産業組合の血管といひ

心臓といふものは、何であるか。

それは共済制度であり、

共済精神を基礎とする保険の施設である。

共済制度のない産業組合は珊瑚礁である。

共済制度は産業組合の

血管であり心臓である。

五. 三保険会社買収事件

(1)

昭和十四（一九三九）年九月、保険研究家で事情通の井口武三郎が賀川豊彦を訪ね、新日本火災の経営主権者（金光庸夫）が同社を手ばなしたい意向を漏らしているが、産業組合で買い取ってはどうかと情報を伝え、あわせて提言した。

賀川はさつそくこれを産組中央会の副会頭千石興太郎と常務理事浜田道之助に伝えた。千石はこの情報に雀躍し、年内に組織内のコンセンサスを取りつけ、翌年一月から買収交渉に入った。

ここで大正生命など三保険会社がなぜ売りに出されるに至ったか。また、どんな会社だったのかについて一顧を与えておこう。

の掲載の
著作権は
著者より
著作権に
よりま
はせてお
りませ
ん

まず、三社とも当時、拓務大臣であつた金光庸夫が社長であり、経営の実権を握つていた（このうち、今日まで続いたのは大正生命だけであり、日本教育生命は大正生命に、新日本火災は大正海上〔現三井住友海上〕にそれぞれ合併されている）。

大正生命は大正二（一九一三）年四月、資本金五〇万円（四分の

一払い込み)で東京に設立された。創立者は当時、総合商社として活躍した鈴木商店であった。業績はしばらく順調で昭和元年には保有一億円を超え、その五年前に創立した第一生命と伸び率では肩を並べる勢いだつたが、昭和二年の金融恐慌による鈴木商店の破綻の影響を受けて業績不振に陥り、保有も一億円を割つた。

日本教育生命は明治二十九(一八九六)年の創立、資本金三〇万円(四分の一払い込み)。教育資金確保のための生存保険専門の特異な会社であつた。大正七年、鈴木商店が買収して傘下におさめ、大正生命の姉妹会社とした。新日本火災は大正八年、鈴木商店によつて資本金五〇〇万円(四分の一払い込み)で東京に設立された。が、創立四年後の大正十三年、前年の関東大震災で打撃を受け、さらに昭和二年の金融恐慌で鈴木商店が破綻し、経営不振に陥つた。

買収話を持ち上がった当時、この三社の経営実権を握つていたのは貴族院議員で拓務大臣の金光庸夫であつた。金光はかつて鈴木商店の社員で、鈴木商店が保険事業に進出するための要員として、資本関係のあつた太陽生命に派遣され、保険経営の實際を体得した。大正生命の創立時に金光は支配人であつたが、しだいに経営の才を発揮し、鈴木商店没落後は三社の経営実権を握るに至つた。

金光が、真剣に手放すことを考えていたのは三社のうち新日本火災であつた。前記のように、経営不振が続くうえに、関東大震災の後遺症ともいふべき政府納付金(被災者に義援金を支払うため政府から借り入れた助成金の元利)の年賦償還(当時すでに滞納が続いていた)を続けなければならず、その前途は暗かつた。

大正・日本教育も小会社である。金光は妙味が薄くなつたうえに、戦時体制の進行という状況下の保険経営に政治家としての足を引っ張られたくないという気持ちもあつたろう。

一方産業組合側は、生保・損保両事業がねらいであり、資金確保の観点からは生保会社でなければならなかった。そんな関係から交渉を進めていくうちに、当初は新日本火災のみ手放す考えだった金光も、大正生命もあわせて買収にに応じてよいという考えに変わった。なお日本教育生命は、資本金の八〇%を大正、新日本の両社で保有しており、大正生命の姉妹会社という関係もあつて、両社の売却は同時に日本教育生命の売却をも意味していた。

(2)

さて、産組側の買収の下準備、交渉は順調に進んだ。昭和十四年十二月二十四日、東京（赤坂三会堂）で開かれた全販連の総会に出席した各道府県信連の会長三十余名は、総会終了後買収問題について会合し、その実現のための調査研究を決議し、実行委員九名を選出した。

明けて十五年一月四日から六日にかけて、実行委員浜田道之助（産組中央会常務）、西田正次（和歌山県信連会長）、若林正直（全信連協会主事）に情報提供者井口武三郎らが買収の具体策を協議。七日には契約書案を作成、七日には拓務省に金光を訪ねて内交渉を行った。

九日には有馬頼寧産組中央会会頭を委員長として「全国産業組役職員共済会設立準備会（注）を組織し、役職員共済制度と保険会社の買収を並行的に推進することとした。委員は千石興太郎（中

の掲載せん
権よりま
作りにお
著合に
は合に
真都
写し

中央会、佐藤寛次(同)、浜田道之助(同)、信連会長から立石(東京)、青木(愛知)、猪飼(滋賀)、西田(和歌山)、守屋(岡山)、奥久(広島)、藤田(香川)、石井(福岡)の一名であった。

この日の会議では、三保険会社の全株式、所有有価証券および経営権を七〇〇万円で購入することを決定。その資金の調達は、契約金二〇〇万円をまず会長が委員となつた信連で分担し、五〇〇万円は全国の信連から組合および組合員に代わつて立て替えることを決定した。

それから六日後の一月十五日、全委員がそろつて金光邸を訪問、契約金二〇〇万円(小切手)を支払い、引き替えに大正生命株三五〇〇株、新日本火災株四〇〇〇株を受領し、次の覚書を交換して買収交渉は成立した。

覚書

本覚書ニ於テ譲受人西田正次、浜田道之助ヲ甲トシ譲渡人石川朝典ヲ乙トス

第一条 甲八昭和十五年一月十五日金二百万円ヲ乙ニ支払ヒ乙ハ左ノ株式ヲ甲に譲渡スルモノトス
大正生命保険会社株式 三千五百株

新日本火災海上保険会社株式 四千株

第二条 第一条ノ履行アリタル場合ニ於テ乙ハ左ノ株式ヲ金五百万円ニテ甲ニ譲渡スルモノトス
新日本火災海上保険会社株式 五万一千四百株

大正生命保險会社株式 六千五百株

日本教育生命保險会社株式 千二百株

但シ右ノ内大正生命保險株式会社株式一百株ハ預リ証ニテ取引ヲ了シ置キ三ヶ月以内ニ乙ニ於テ現株ヲ取纏メ引渡シヲ為スモノトス此ノ期間内ニ引渡シヲ為シ得ザルトキハ一百株ノ代金トシテ金五万円ヲ甲ニ返却スルモノトス

第三条 前条ノ株式受渡ノ期日ハ昭和十五年二月末日迄トス

同日迄ニ受渡シヲ完了セザルトキハ第二条ノ条項ハ解消ス

第四条 第一条第二条ノ履行アリタルトキハ会社ノ現役員ハ全員昭和十五年二月定時株主總會終了後遲滞ナク辞任スルヤウ乙ニ於テ取計ウモノトス

第五条 会社ノ使用人ハ原則トシテ引続キ使用スルコトヲ甲ニ於テ約諾スルモノトス

第六条 乙ハ全株式取引実行後ニ於テハ甲ノ要求アリタルトキハ会社財産ニ関スル資料ヲ甲ニ提供シ甲又ハ甲ノ代理人ニ於テ調査スルノ便宜ヲ与フルコトヲ承諾スルモノトス

右覚書ヲ証スル為本覚書ニ通ヲ作製シ甲乙各壹通ヲ所持スルモノトス

昭和十五年一月十五日

甲 西田 正次 印

浜田道之助 印

乙 石川 朝典 印

立会人 有馬 頼寧[Ⓐ]

” 金光 義邦[Ⓐ]

二十一日、全国信連会長会議が東京で開かれ（出席者は中央会有馬会頭、千石、佐藤両副会頭、各道府県信連会長、来賓賀川豊彦）、買収契約の確認、資金の割り当て、設立委員の構成などを決め、また設立委員五名の追加選任を行った。

前年の九月、井口武三郎から新日本火災が売りに出ているとの話があつてからその間わずかに四月、まことにスピーディーな買収交渉の進捗であつた。しかも、これが極秘裏に進められたのであるから、その気配り、苦労はなみなみならぬものがあつたろう。そこから、保険進出に結集された産業組合全体のひたむきさが、脈々と伝わってくる。

〔注〕 産業組合役員制度については、『産業組合年鑑 昭和十五年版の一項目「保険経営と産業組合役員共済会設立」でくわしく述べられている。それによると、この制度をめぐる経過と三保険会社買収問題との関係は
大要次のようなことであつた。

「産業組合は、組合員の福利増進を目的とする事業体であるから、理事監事は無報酬であり職員も薄給に甘んじてきた。昭和十二年、農林省の調査によるとその平均給与は月額二四円で、他のいかなる団体よりも低水準であつたという。これに対してのその待遇改善を求める声は、大正十三年の産組全国大会での問題提起以来高まつた。そして第一次産業組合拡充五力年計画のスタートに伴う組合職員、事業量の急増は、まず待遇改善の必要を急務とした。

一方において、大正の末期から、従業員の生活を保護し将来に備えて相互扶助的共済制度、すなわち連合会や支会が中心となつて単位組合の役員による退職給与積立金制度が散発的に始められていた。その後、五力年計

面の進行と並行的に共済会は増加したが、財政的には苦しきを加えた。

かくて昭和十三年の産組全国大会では、中央会による全国的な役員共済制度の確立が要望されるに至った。しかしそのためには、さらに多額の資金を必要とする。中央会は国庫補助や産組関連機関の寄付金に仰ぐことも考えたが、実現には至らなかった。

こうした折に、産組多年の要望である保険事業の経営を何らかの方法により共済制度と結びつけて、その給付に要する資金の造成問題を解決しようとする意見が高まったのである」

なお、産業組合年鑑は、昭和十四年八月、道府県主事による協議会が「産業組合ニ依ル火災保険経営ニ関スル件」を検討したことを伝えている。そして、そこで四つの利点をあげているが、そのなかで、四番目に「営業費ノ節約又ハ残存金ノ一部ヲ以テ産業組合役員共済基金等ニ充当シ得ルコト」とある。

新日本火災、大正生命など三社の買収話はこうした時期に持ち上がった。産組中央会はじめ関係者が宿願の達成に加えて共済会役員共済制度の視点からも歓迎し、その実現に気負い立つたのは当然であった。

(3)

千載一遇の好機到来とばかりに、産組全組織が一致結束し、もし途中でこれが外部に漏れ、保険業界などからの反対にあわないよう、細心の注意を払って計画を進めたのであった。首尾よく一月十五日の内金支払い、覚書交換までは順調に進み、あとは二月十三日の株式受け渡し、買収代金の

残額五〇〇万円の支払いを待つばかりとなった(覚書では二月末日となっていたが、実際は十三日の共済基金準備委員会までに受け渡しをすまず手はずであつた)。

しかるに二月九日、事態は一変した。衆議院予算総会で民政党の松村謙三代議員が、島田農林大臣に対し三保険会社買収問題を取り上げて次のような質問をしたのである。

「最近噂に依れば産組中央会又は信連等で火災保険、生命保険を買収経営せんとするそうであるが、これは産組の範囲を逸脱しないか、それも三流四流の保険会社を買収するというのは、這般しゃはんの静岡大火の例に鑑みても問題であろうと思う。かつてこういう計画に対して農林省は産組の使命を紊みだすものとして拒否した例があるが、今もその方針にvarietyないか」

この一投石で買収計画は一挙に表面化した。各新聞がいつせいにこれを書き立て、世論の真つただ中におかれることとなった。

「極秘裏」に計画が進められたのであるから当然だともいえるが、産組の主務官庁である農林省、保険の監督官庁である商工省もまったく知らず、農林大臣は大蔵大臣からの照会で初めて知つたといふ。そのために表面化に伴う衝撃、波紋もそれだけ大きかつたようである。

衆議院での松村代議士の質問で一挙に表面化した買収問題は、翌十日の各新聞がいつせいに大きく取り上げた。東京朝日は事のてんまつをくわしく伝えたあとで次のように締めくくつた。

「而して産組側としては行く／＼は組合法を改正し名実共に組合保険として右三社を運営する希望を有してゐるが差当つては役職員共済会が経営の主体となり現在の機構の儘、専ら簡易保険と一般

営利保険の中間どころ契約金額千円乃至千五百円見当を対象に保険経営に当り其利潤を以て信聯の出資に対する年三分五厘の利払ひ、共済会事務費等を支弁、残余を役員退職共済基金に充当する事となつてゐるが、今回買収する事となつた三社が何れも成績芳しからぬ弱体会社であり保険事業に対し全然経験なき産組当事者の運営によつて果して所期の目的を達成する事が出来るかどうかに就いては組合関係方面においても危惧する向がすくな「少くない」（『昭和生命保険史料・第三巻』二一〇ページ）

かくて①各新聞がいつせいに大きく取り上げたこと、②反産運動組織（全日本商権擁護連盟）と生命保険業界が協力して背後から反対に動いたこと、③買収の是非をめぐる論議は議會を中心に展開されたこと、④政府とくに農林省は「降つてわいた」問題に苦慮したこと。——買収問題の波紋は、このような様相で広がり、買収計画は暗礁に乗り上げた。

極秘裏に進めていたものがいつ、どこから漏れたか、とにかく舞台を衆議院にとり、そこで代議士の質問によつて産組の保険会社買収計画を明るみに出すことが、もつとも、効果的なパフォーマンスであると考えた反対勢力（反産組織と生保業界）の作戦によるものであつたといわれる。

同じく同日の東京朝日によると、寝耳に水の買収計画に狼狽ろうばいした農林当局は、とりあえず同計画の中止方を有馬産組中央会会頭に要請したが、これに対し有馬氏は、

「同計画は全国十五万役職員の退職共済会制度の確立と産組多年の懸案であり乍ら現行組合法に制約され実現し得なかつた農村保険の自己経営を行はんとするものであつて一面目下逆鞘ぎやくせう金利にあ

る信連の余裕金運用の一方途を拓き加へて農村インフレの資金吸収をなさんとするものであつて右は決して産組本来の使命を逸脱せんとするものではない」(同右二〇八ページ)と述べ、当局の了解を求めた。

(4)

有馬産組中央会会頭は昭和十五年二月十九日、島田農相と会見、保険経営に乗りだすに至つた理由とその経緯、買収後の経営計画、資金調達方法などを詳細説明、あわせて産業組合がなぜ保険をその事業に加えねばならぬかについて所信を披瀝^{ひれき}し、理解を求めた。しかし、すでに買収計画は四面楚歌の中に立たされていたのである。

それでも産業組合側は、農林省の中止勧告を押し切つて保険会社経営の実現を期し、必死にたてかけた。二月二十三日開かれた共済会設立協議会には有馬会頭以下全国の組織から三百余名が出席、定款・事業計画を承認可決し、また次のような決議を行つて、翌二十四日には関係省庁と議会に陳情した。

〔決議〕

事変下産業組合の使命を達成し、国家に貢献せんとせば、組合人の人的要素の整備充実を図るは焦眉^{しやうび}の急務なりとす。之が為め過般我が多年の懸案たる全国産業組合役職員共済会設立のため準備委員会成立し、共済会を相互協同主義に基く保険事業と関連せしめ着々その具体化に努めつ

つありたり。然るに本計画に対し吾人の真意を理解せず之が実現を阻害せんとするものあるは誠に意外とするところにして遺憾に堪へず、依つて一切の障害と策動を排除し速に保険会社の買収を完了し、以て万難を排し我が目的達成に邁進せんとす。右決議す。

また、東京朝日新聞は二月十四日の社説で「産組の保険進出」と題し、産組に一応の理解を示しながらも次のように批判的に論じた。

「(前略) 抑々産業組合そもその活動形態を、保険組合にまで拡大しようとする理想については、保険事業の特質からいふも異論の存し得ざる所であるが、少くも現行法規はこれを許容してゐないのである。組合当事者は、何故に正々堂々之が改正に向つて七百万組合員の政治力を動員し、保険組合の法的基礎を獲得しないのであるか。

(中略) また役職員共済会に組合資金を貸付けるのはよいとするも、その運用が業績芳しからぬ弱体な保険会社の全株式を所有することによつて行はれるのであるから、組合資金を弱体会社の株式に大量投資したといふ責を免れ得ないであらう。

(中略) 次に、かゝる無理をしてまで敢行せんとする産組の保険事業経営が、その理想とする組合精神による保険経営と余りに相あいへ距ること遠い変態的なものであることが注目されるべきである。これは明かに保険組合ではあり得ない。しかも経営主体は、形式的には役職員共済会であるが、資金関係の実体よりみれば産組である。そして三保険会社は従来の营利的経営をそのまゝ継続するのである。これによつて見れば、名は保険組合への第一着手であつても、実体的には、危険多き弱体会

社への投資たることを否定し得ない。吾人は産業組合の当面する内面的矛盾に対しては同情を惜しまぬが、これが解決策はどこまでも全組合員の討議より生れ出づべき正道によらざるべからず、監督官庁たる農林省の指導的責任は重大であらう」（同右二二二ページ）

(5)

しかしこのころ、一方では計画中止の動きが軌道に乗っていた。桜内大蔵、藤原商工両大臣は反対を明確にし、島田農相は板ばさみの苦境に立たされた。産組側では石黒中金理事長が買収に消極的であつたが、二十三日に荷見農林次官と内密に協議し、中止の方向を打ち出していた。

かくて島田農相は、問題をめぐる情勢を見きわめて中止させる方針に踏みきり、二十七日の閣議を経て、中止命令を荷見農林次官名により黒河内産組課長から有馬産組中央会会頭に伝達した。

「……（前略）提出の資料に付慎重研究を重ねたる所産業組合役職員の為にする共済制度の確立は時宜を得たるものとすも、当該共済制度の基礎未だ成らざるに多額の基金を挙げて保険事業を經營するが如きは頗る危険にして不適当なるのみならず、之が資金の造成並に其の支出關係に關しても尚研究を要するもの有之、殊に産業組合の資金が主務大臣たる農林大臣の監督權を逸脱するが如き方法により現行産業組合法の認容する範圍を超えたる事業に使用せらるることは監督上認め難き所に有之、其の結果は共済制度樹立の本旨にも反するのおそれ懼なきを保し難きを以て今次計画の三保險会社の買収計画は之を見合せられ度依命此段及通牒候也」
たくめぐらばりてこのだんつちやうにおよびせうじうなり

かくして三保険会社買収計画は挫折した。三月一日に開かれた全国産業組合諸機関合同協議会から計画挫折に至った経過が報告され、共済事業基金一〇〇〇万円造成運動の実施、保険事業への進出達成を決議するとともに、次の声明書を発表した。

〔声明書〕

我が多年の宿望たる相互協同主義による保険事業の経営は産業組合の正当なる要求にして国家的使命達成の必然的方向なりと確信す。而して今回産業組合経営の中核をなす二十万役職員の共済制度設立と関連し我が産業組合界の総意に基き三保険会社を買収し以て新時代に即応する公益経営を目指して邁進したるも不幸にして本計画を一時中止の已むなきに至りたるは洵に遺憾に堪えず。然りと雖も相互共済的保険事業への進出が協同主義に立脚する産業組合の理論的実践的發展の一段階たることの信念と決意に於て毫末も変更を来すものに非ず。仍て吾人は新たな構想と方法とを練り、目的達成のためその実現を期し、以て興亜の大業に貢献せんとす。右声明す。

この保険会社買収問題は、その角度によりいろいろな見方ができると思う。

『共栄火災二十年史』は買収の失敗について、次のようにコメントしている。

「三保険会社買収問題の直接の動機は、役職員共済制度の基金造成の手段とすにあつたが、保険資本に対する一つの攻勢といふべきであつた。産組当事者がこの計画を極秘のうちに進めたことは、当時熾烈をきわめた反産運動を考へてのことであつたが、その秘密が早目に反産陣営にもれてしま

つていた。反産・保険陣営は、産組が保険経営によって長期資金をにぎることは、産組をして強固な基礎に立たせるものであることをよく知っていた。全日本商権擁護連盟を中心とする反産運動に、保険資本が結びついたことは当然であった。

松村謙三が議会で質問をした（二月九日）二日前に、都下日刊新聞の経済部長の集りが開かれ、この問題に対する各新聞の態度があらかじめきめられている。

このようにして議会の質問、新聞報道による世論喚起の準備が整えられた。この間、保険資本の動きは表面化していなかったが、戦略はすでに決定されていた。このことは松村謙三の質問をきっかけとして、貴族院議員板谷宮吉（板谷生命社長）ら数名の保険業界議員が両院の反産系議員の煽動にこれつとめたことは、かくれもない事実とされている。

また反産陣営の作戦は、複雑な政界の対立をも利用した。産組中央会の会頭有馬頼寧は近衛内閣の当時、近衛の新政運動に参画し、いわゆる荻窪会談を自邸で開いたりして新政運動の中心であるようにいわれていた。この有馬が農村勢力結集の頂点に立っていることをおそれていた政党方面では、さらに産組から買収に七百万円の大金が動き、その上生命保険事業にまで乗り出すことに、大きな疑惑と恐怖があった。しかも大正生命の持主である金光庸夫は前内閣の拓務大臣で、政友会分裂当時、中立と称しながら実際は中島知久平派に属し、新党系とみられていた。

時の農相島田俊男も中島派である。

保険会社買収の取引は、翌年行われる総選挙を目ざし、有馬と金光が組んだ新党結成の策動であ

るといふ事実無根のデマが流れ、新聞もこれを取りあげている。(中略) こうして問題はますます複雑化し、いろいろな条件が混り合つて紛糾したのである」

(6)

このようにして産業組合の三保険会社買収計画は、組織をあげての奔走にもかかわらず、あえなく画餅に帰したのである。それから六十年以上を経た今日、これをどのようにみたらよいのか。包括的に振り返つておこう。

買収計画はいずれにしても、産業組合の多年の夢——求め続けてきた宿願が達成される絶好のチャンスであつた。しかるに達成寸前に事が漏れ、それも国政の場で政治がらみの論戦を呼び、とどのつまりは農林大臣の中止命令で幕となつた。

挫折の第一の原因は、計画が反産運動側(その中心は全日本商権擁護連盟^注)に漏れ、反産組織と生保業界が提携して画策し、反対運動を展開したことにある。

(注) 反産業組合運動(反産運動)は昭和恐慌(一九二九年)後の、政府の産組保護政策のもとで、産組活動の活発化から脅威を受けるに至つた農村地区の小売商、地方卸売商などによる産業組合に対する保護政策の廃止要求にはじまる。商工会議所と産業組合系統側の論争は、一九三二、三年ごろに激化し、翌三三年、全日本商権擁護連盟が結成された。

第二の原因としては、計画の進め方に無理があつたと思われれることである。議会で言挙げことばされた

買収資金の問題は措くとしても、周到さに欠けていた憾みがある。少なくとも農林当局に対してはあらかじめ了解をとっておくべきではなかったか。事が明るみに出てから農林省もはじめて事情を知り、対応にあわてたのである。

次に、「なんのために買収するか」、買収後「だれがどのように経営するか」のあたりも歯切れが悪い。産組多年の念願としてきた保険事業でありながら、産組役職員のための共済会を設立してそれを経営主体とし、その利益は役職員の年金などの基金にするといった構想は、少し本筋からズレているような気がする。もちろん、買収するのは株式会社であり、それを産組が直接経営するわけにはいかない。産組役職員の待遇改善も年来の課題であり、「かくれみの」的な発想も加わって「共済会経営」が打ち出されたのであろう。

それはわからないではないけれども、そこから生じる利益や運用資金を共済会の福祉事業に当てるというのも安易な計画であった。買収する三保険会社は、当時いずれも保険業界では三流会社であった。ことに鈴木商店の破産以後経営は悪化しており、業績は不振であった。そのなかでも新日本火災は関東大震災の打撃を受け、義援金支払いのため政府から受けた助成金の年賦額四万四〇〇〇円の納付もできずに滞る状態であった。こうした物件の中身をどこまで検討して買おうとしたのか。「売りに出ている」「それッ！」といった軽率さがうかがわれる。

だから、もし仮に買収がうまくいき、首尾よく三社を産業組合のものとし、共済会が経営するようになったとしても、はたして業績が伸び、採算がとれるように経営できたかどうか疑問である。

そのへんのところに関係史書はどれも触れておらず、挫折して「惜しかった」ことのみを強調しているが、はたして買収の失敗がほんとうに「惜しかった」かどうか。

筆者はむしろ、失敗してよかったのではないかと思う。

当時、保険の監督官庁だった商工省との関係もむずかしかったろう。反産運動もはげしくなつたろう。産組系保険たということで保険業界は白い目を向け、陰に陽に圧力を加えてきただろう。それに、専門的技術、知識・経験を要する保険経営のスタッフをどう確保するつもりだったのか。

むしろ、会社とともに社員も引き継ぐことになっていたろうが、産組経営の保険会社となれば経営理念が掲げられ、そのもとで保険種類、募集、資産運用などを再検討しなければならぬ。そのためには業績不振のうえに「身売り」で無気力化している引き継ぎ社員にどれだけ期待できたか。そのへんへの配慮までは手が届かなかつたようだ。要するに、買収が仮に成功しても、経営に失敗する公算が大だったのではないか。

買収の挫折によつて産組が物心両面にこうむつた痛手は大きかつたろう。結局「骨折り損のくたびれもうけ」だったのだから。

しかし、買収に成功して経営に失敗したほうが痛手ははるかに大きかつたろう。おそらく二度と保険経営をめざす意欲は失われたであろうし、産組運動の上にも大きなマイナスの影響をもたらしたであろう。買収の失敗は決してマイナス面ばかりではなかつた、ともいえるのではないか。

第二章 共栄火災の設立

一・二 損保会社買収の背景

(1)

共栄火災海上(株)は、昭和十七(一九四二)年七月、産組系の損害保険会社として設立された。宿願であった産業組合による保険経営の実現である。

共栄火災設立の母体となったのは東京海上系の大福海上、大東海上の二社で、両社を買収した産業組合はこれを合併して新たに共栄火災海上(株)を設立した。前の三保険会社買収失敗のときは異なり、こんどは買収交渉から新会社設立まで、とくに大きな波乱はなく、計画は順調に進められた。

すでに大正生命など三社の買収をめぐる経過については子細しさいにみてきたところだが、産組は前回の失敗に深い反省を加え、その経験を生かして第二段の計画に入った。

その反省点と計画のポイントは次のようなところにあつた。

まず反省点は、

- ① 三社買収について強く反対したのは、反産運動組織以外では生保業界だったこと。
- ② 買収の対象となつた会社がいずれも規模・内容ともに三流ないしそれ以下であり、しかもおお

むね経営不振の状態にあつたこと（それだから経営主は経営の意欲を失い、買い手を求めていた）。

③しかるに産組側はそのことに配慮することなく、そのうえ法外といわれる価格で、後先を考えずに買収しようとしたこと。

④役職員共済会が経営に当たり、しかもその資金、剰余金を共済会基金運用の対象にしようとしたこと。

⑤買収対象会社の経営実権者が政治家であることを重視せず、政治問題化することへの配慮に欠けていたこと。

要するに反産運動への対応だけが重視され、右にあげたようなそれ以外の重要な点がお留守になり、ただ事を急ぐのみであつたことを反省し、同じ過ちを二度とくり返すまいとした。

これらの反省点をふまえて、立てられた第二段の計画の要点は次のような内容であつた。

①当時の保険業の経営状況は、生命保険は戦時体制の進行下、その妙味は失われつつあつた。一方、損害保険は、損害保険自治協議会の自粛申し合わせなどにより経営は安定し、とくに農山漁村生産物の供出、銃後の生活安定に果たす役割が重視されるようになっていた。こうした事情にかんがみ生保はいちおう断念し、損保だけに絞ることとした。

②買収の対象とする保険会社についても、その内容、経営者などを慎重に検討し、難点のないものを選ぶこと。

③純然たる経済問題として取り扱う。政治問題をひき起こすことのないよう万全の対策をとる。

④内容堅実な会社といえども、主務官庁から組合系統の投資物件として公認されるまでは、組合関係有志の個人投資の形式をとること。

⑤監督官庁をはじめ関係省庁にも連絡をとって、十分に了解を得るようにする。

なお当時、産業組合関係物件の火災保険契約は道府県機関だけで約二四〇万円の正味保険料、約一二億円の契約高といわれ、その需要は相当に高かった。また、当時すでに産業組合や農業保険組合連合会により福岡県ほか数県で建物火災共済が実施または計画され、それらが全国的に広がる傾向もみられたという（しかし、それらは間もなく、日本が太平洋戦争に突入する段階に至って雲散霧消した）。

(2)

以下、当時の保険界をめぐる情勢と、そこでの両社の買収経過などの概略をみておこう。

新日本火災、大正生命など三社の買収計画失敗から約一年後の昭和十六年、産業組合中央会は、損害保険会社の買収・取得について東京海上を訪ね、鈴木祥枝社長に協力の申し入れをした。

正面からのこのような申し入れは、前回にくらべ一八〇度の作戦変更であり、わずか一年の間の大きな環境情勢の変化を反映するものであった。すなわち、国を挙げての戦時体制への急速な移行は保険業界にも少なからぬ影響をもたらし、“自由競争”色が一扫されるとともに、中小とくに財閥系列下の子会社などを手はじめに整理統合の機運が醸成されていった。すなわち、不要不急の人

と物資を戦時体制の強化に動員する国策に沿って、生・損保会社の整理統合が進められたのである。昭和十六年から十八年にかけて、生・損保おのおの四〇社内外あったものが、それぞれ半数以下の一五社ほどに統合された。これを、当時の大蔵省保険課長の名を冠して「檣原旋風」と呼んだ。

損保についていえば行政当局は、まず再保険専門の東亜火災社を設立（昭和十五年）した後、各社が持つ再保険専門の子会社を親会社へ合併させる方針をとり、昭和十六年から十七年にかけて東明火災、日本海上、摂津海上など五社が親会社にそれぞれ合併、また産組の買収の対象となった新日本火災も大正海上に吸収合併された。

これを皮切りに、昭和十九年ごろにかけて生保も含めて保険会社の大がかりな合併が進むのであるが、当時はすでに親会社にとつても子会社・被支配会社などはその必要がなくなり、お荷物化してしまった存在だったので、統合・合併は親会社にとつてむしろ、その整理という意味合いもあった。

こうした大勢をふまえて産組中央会は、損保の最大手で多くの子会社をかかえていた東京海上を、申し入れの対象に選んだ。東京海上にとつても、産組からの申し入れはむしろ「渡りに船」だったと思われる。

東京海上は大正から昭和にかけて（一九一五〜三五年ころ）海上保険を中心に世界に雄飛し、日本の損保事業をリードしていた。四〇余の損保会社中、その約半数は子会社もしくは支配下にあり、大多数がその影響下にあった。そのような東京海上ではあったけれども、戦時体制の強化のもとで

は広げた翼の収縮が避けられなかった。

このへんの状況に關連して、『東京海上六十年史』は次のように述べている。

「この傾向は表面上、時局の要請によるものであったが、本質的には、大資本に従属する会社の存在は、自由主義経済時代における独占資本の自衛手段であり、戦時統制経済下にあつては当然に整理される運命にあつた」

東京海上の鈴木祥枝社長は、産組中央会からの申し入れを好意的に受け止め、同社の支配下にあつた大東海上火災社を譲渡する意向を明らかにした。そこで中央会は昭和十六年十月、まず副会頭徳川義親の個人名義で同社株四八〇〇株を取得した。ところで商工省は、再保険専門会社は他社と合併させる方針であつたので、同じく東海系の大福海上火災とほかにもう一社を加えた三社を合併させる意向であつた。

しかし東京海上はこれに難色を示し、若干の曲折を経たのち、大蔵省も二社の合併ということでは承した(注)。

(注) 保険事業の監督は昭和十六年十二月、商工省から大蔵省に移管された。

翌昭和十七年一月、行政の方針に即して、合併比率、増資株の割り当て、合併後の資本金額(一〇〇〇万円)、合併後の配当率(同十七年度年七分、同十八年度以後年八分の予定)、合併後の役員数、社名ならびに本店所在地(共栄火災海上保険株式会社、東京市)などを盛り込んだ第一次合併案を作成した。

両社の沿革はおよそ次のとおりである。

▽大福海上

第一次欧州大戦後の海運界隆昌の波に乗って、十五銀行、松方一家および神戸川崎本家により計画され、大正八（一九一九）年、資本金五〇〇万円（四分の一払い込み）で大阪に設立された。昭和二年の金融恐慌で十五銀行が破綻し、同社も大打撃を受けた。

設立時から大株主（二五％）だった東京海上はその整理更生に当たり、いったん資本金の六〇％を切り捨てたのち同額を増資して経営権を手中にした。

以後の経営は順調で、昭和十六年十二月時点で純資産四〇二万円、払込資本金一二五万円に対し三・二二倍の比率と、健全な内容であった。

▽大東海上

同社も第一次大戦後の海外貿易の興隆のもとで、日本海上が大正七年に資本金二五〇万円（四分の一払い込み）で大阪に設立した再保険専門会社である。

設立後まもなく、大正九年の財界の不況と同十二年の関東大震災の打撃で経営が苦しくなり、親会社の日本海上は昭和四年、経営権を同社の北田専務に移した。北田は再保険の引き受けを日本海上専属から一般に開放するとともに、元受け営業を開始するなど経営改善に努力した。

ところが昭和八年、白木屋デパートの火災で六〇万円（同年度の保険料総額を上回る）の大損害をこうむり、再起不能の窮境に陥った。そこで、監督官庁の意向をうけて東京海上が救済に乗りだし、

同社の株式二万五〇〇〇株を取得して経営権を握った。以後、東京海上傘下の損保会社として着実に態勢を固め、合併時まで順調な歩みを続けてきた。

昭和八年度は九六万円余の損失を計上したが、東京海上の支援で急速に業績は好転し、十一年度以降利益金を計上、十三年度の総保険料は一〇〇万円を突破した。昭和十六年十二月末現在では払込資本金八二万五〇〇〇円に対し純資産は一六七万円で、その比率二・〇三倍となっていた。

(3)

合併は当初、資本金、経営規模において上回る大福海上を主体とする方針だったが、監督官庁の方針や、大福の本社が大阪市にあるため合併後の業務に不便が伴うなどの理由から、大東海上を主体とすることに計画が変更された。

これより先十七年一月、大蔵省からの連絡で産組中央会の井川理事に対し榎原保険課長から「内談」があった。それを井川理事が「覚え」として書きとめたものであるが、その要点は次のとおりで、産組の保険進出をめぐる当時の感觸の一端をくみ取ることができる。

- 一、大東に関しては昨年六月以来進行中の合同談を此際是非実現せしむること、保険行政上既定の方針より必要と認めらるるに付、同社のみを相手にしてのお話ならば此際断然手を退かれ度。
- 二、大東と他社合併のものならば既設会社を農村より排斥する等脅威を与へられざるようにし保険の社会化てふ大なる見地より産組が之と特殊関係を有たることならば別に差支へなかるべし。

三、尤も産組の保険進出問題は一旦世上の物議を醸したる関係もあるに付、復々問題を惹起し斯界じやつきに波瀾を生ぜしむるが如きことなきよう細心の注意を払はれ度……（以下略）

四、代理店整理の結果不便を蒙り居れる農村又は普通の営利会社が採算上収支相償はざる等の理由に依り進出を肯がえんぜざる農村等に産組の組織網を利用して進出せらるることは保険思想の普及上よりするも必要と存ぜらるるに付、監理局としても農村産組に有利なる方法を考慮致すべきを以て之に必要なる資料等を可成速なるべくすみやかに提出あり度。

五、略

監督官庁は産組による保険の農村進出についてなかなか好意的だったことがうかがわれる。

ただ「世上の物議を醸せんじつした前轍をふまぬように気をつかっていた。たしかに損保業界には、東京海上が産組に協力的であることについて、東京海上の態度を非難し、産業組合の業界進出に反対する声もあったが、時局の圧力はこれを拡大させなかつた。

そして、仮にそれが事実だとしても、損保界に文字どおり君臨していた東京海上のすることに、正面から異をとるる会社もなかつた、というのが当時の実情であつた。

かくして、産業組合が損保二社を買収し、その合併により共栄火災を設立するという歴史的な大事業が前回の失敗と打って変わって順調に進んだ。

二. 無風下の誕生ではなかった

(1)

大東海上、大福海上両社の買収、合併により昭和十七年七月、産組系の損害保険会社として共栄火災海上保険株式会社は設立された。資本金八〇〇万円。本社を東京に置いた。営業種目は火災、海上および運送保険、またこれらの再保険事業。初代社長は産業組合中央会理事の井川忠雄、会長に同中央会副会頭の徳川義親、専務取締役は大東海上取締役の足立壮が就任した。

共栄火災の設立は、わが国の協同組合保険運動史上に大きな第一歩をしるすとともに、それにふさわしい意義をもつが、創立の一カ月前の六月、徳川義親会長は、全国産組地方代表者会議の席上で共栄火災設立の経過、使命、方針について、大要、次のような趣旨のあいさつをした。

「先年、産業組合の保険進出が世上の問題となり、取止めの余儀なきに至った当時から私どもは他日必ず初志を貫徹するぞという決心を固くしていた。爾来幾多の紆余曲折を経て『われらの共栄火災』の設立を見るに至った。

元来産業組合の保険経営は、協同運動の本質上当然の帰結であつ

の掲載
権より
著作ま
著により
は合
真都合
写都
照合
し

て、既に政府等の公営保険に関する限り農山漁村方面は主として産業組合が代行しておるもの数種に上つているが、たまたま営利保険と競合する部面では斯界しかいの反対強く、その実現が容易でなかつたことは周知の通りである。しかしながら農山漁村の住民のほとんど全部を網羅し、国民の過半数を抱擁し、世界最大の経済団体であるわが産業組合界をして、保険経営によつて完璧の陣しを布しかしめることが、区々業者の営利心を超越せる国家的必要であることが、時局の進展とともに痛感せられるに至つた。

幸いに東京海上首脳部が思いをここに致され、前回の問題終熄しんせつ後の懇談で、『もし国家的見地から必要とあらば偶々たまたま同社において、当局の慫慂しやうようもあり整理を引受けてこれを完了し、内容もきれいになつてゐる保険会社がある。別に権利金も要らぬからその株式を取得されては如何』とのことだつたので、これが緒となつて今回の計画が成就した。この間、他の財閥方面からも同様の申出があつたが、結局我々の組織を利用して自己の業務を拡張する狙いと思われたので受諾しなかつた。しかしこれによつて、我々の保険進出を本質上当然なりとする財閥が相当あることを知つて、意を強くした。

いずれにせよ、保険業者の農山漁村に対する態度は、収支相償う見込みある生命保険部門においてはともかく、経費倒れとなる危険性多き損害保険部門では、農山漁村への進出はなんら見るべきものがないどころか、昨秋の保険協会の自肅的協定等の影響を受けて逆転的傾向を示し、大阪の某有力会社の首脳部が『農村は引き合あわぬから引揚げる』と語つたような傾向強く、これも保険経営

への参加を決心するに至った最近の動機の一つである。

大体以上の様な経過で出来上ったのであるが、保険業界誌の批評せる如く『近来の一大成功』と見る向きもある。然し乍ら我々は益々兜かぶとの緒を締めて進まねばならない。特にこの際警戒しなければならぬのは、我々の結束を紊みだそうとする策謀である。前に触れたように、さきに我々との提携を図った方面と思われる所から、我々が保険をやることは本質上不可たなどという宣伝が出たとか聞くが、今度は産業組合界に対し共栄は畢竟東京海上の別働隊に過ぎぬ。早晩東京海上に合併されるとかいうデマも飛んで来たとか聞く。その他『われらの共栄保険』を双葉のうちに蹂躪じゅうりんしようとしている向きもあると聞くが、私は産業組合が斯かることで微動かたにするものでないと堅く信じて疑わぬが、同時に我々は弥やが上にも慎重を期し、苟こも法令や協定に違反して批評や制裁を受けることなき様に戒めなければならない」

この徳川会長のスピーチで注意を引くのは、当時東京海上のほかにも子会社を産業組合に売ろうとする財閥系損保があつたこと、農山漁村は採算上引き合わないために損保会社が見放していたこと、などである。そのほか東京海上との関係でうんぬんされるなど、順調であつたとはいえ産組の保険進出は、決して無風状態のなかで行われたのではないことが語られている。

(2)

産業組合の手によつて共栄火災が誕生し、農協共済をはじめ共済事業全体の発展に数々の貢献を

してきたことは、共済―協同組合保険―運動史上、特筆しなければならない。それはそれとして、当時、産業組合系の保険会社が格別の抵抗もなく実現したそのへんの「事情」を整理しておこう。

一、保険業界の整理統合を必至とする時局の進展により、大東・大福岡社についての大蔵省の整理方針は、財閥にやらせるか組織体にやらせるかだったが、財閥関係はすでに保険市場を掌握しているので、結局、産業組合の多年の要望を入れることになった。

二、保険監督が嚴重になり、昭和十六年五月、保険業法に基づく統制命令で料率協定に法的根拠が与えられ、また業者間の自粛申し合わせもあって産業組合にやらせても営業地盤を侵される心配がなくなったこと。

三、国家総動員態勢の強化により、産業組合と商業資本との間に反産運動といったような対立抗争の余地がなくなった。

四、農業団体の統合機運が高まるなかで、産業組合の保険経営というよりも農村団体の保険としてみるようになり、むしろ保険思想の普及に役立つとの見方から、保険業界の反対も緩和された。

五、当時、福岡県その他の各県で行われていた農山漁村の産業組合による災害共済施設を合法化し、その弊害を除去することが保険業界にとって有利であると考えられた、等々。

もちろん、産組の保険進出が時局の進展に助けられたとはいえず、既述のように、まったく無風状態のなかで事が運ばれたわけではない。損保業界は必ずしも歓迎していなかったし、東京海上が好意的だったといわれているが、当初からそうではなかったようだ。そのへんの事情を「興亜保険日

報」(昭和十七年六月六日付) は次のように伝えている。

「産業組合が業界の整理統合に便乗して大東、大福両社をその掌中にをさめ、両社合併により共栄火災なる新装の下に業界に現れやうとしているが、この問題をめぐって業界に兎角とかくの話題を生み、将来に対しても相当過大な評価をし、業界相互間の蒙る影響が少くないとの考えが業界に寄々よりのたいたう抬頭し、何時かは表面化が期待される状態にあった。それが損害保険協会理事會席上、坂本普通火災部委員長がこの問題をとり上げ、会長会社たる東京海上が、其の傘下の両社をして産組に委譲させたこれまでの事情に言及し(中略)……今次東京海上に於ける産組提携の態度は、全業界の甚だ遺憾とするところである旨発言し、鈴木(祥枝) 会長の答弁を求めた」

これに対する鈴木東京海上社長の答えは、次のような内容であった。「この問題は疑惑的な眼で見られている様であるが、事實はそんなものではない。昨年、新体制(注) 発足前のことであるが、産組側から大東海上買収の交渉を受けたがその際自分は、そんなことが当局から承認されるかどうかすじぶ頗る疑はしいし、それ程損害保険に執着があるなら、一先づ代理店でも引受けて一応の関係を結んで見たらどうか、株が欲しければ四五千株位なら市場でどうでもなるではないかと返事をして置いた位だ。処ところが其後是非経営権が欲しいから何とか再考してもらひたいと、千石氏外産組側要人から重ねての申出があつたが、当時は既に新体制発足後であり、代理店規則も面倒なことになつてしまつたし、産組が考えているように、組合員を利用して仕事をすることも出来ない現状にあり、産組として何の甘味うまみもない筈だからと、懇々と説明して置いた。処ところが其後第三次の会見交渉の際、

産組としては既に福岡県其他で相当手広く保険類似行為もやっており、此のままでは済まされぬので是非譲り受けたい、大蔵省当局からも内諾を得たからとのことであつたので、こちら側でも本格的に研究することとなり、主務当局の意見も徴した上、寧ろ此際産組が業界に自儘に進出して平地に波乱を生む様なことはして貰いたくないので、進んで営業上にタツチすることにより業界への刺激を少しでも抑制することとして、大乘の見地から提携移譲を認めることとした。要は向後の遣方を見てもらえば万事氷解すると思ふ」

(注) 重要産業団体令の施行(昭和十六年七月)を指す。この鈴木東海社長の説明には、産組側の粘りに負けたといふニュアンスが感じられる。

(3)

また「保険銀行時報」は社説で大要 次のように論じた。

「産組の三社買収失敗後、また二年しか経たないのに、その間の情勢の変化は甚しいものがある。(中略) 産組の手による生保経営に却つて一段と縁遠いものになつてゐるのに反し、損保経営となると産組側からのみでなく損保の側からも産組に近づかんとする機運さへ醸成せられてゐるのだが、今やそれが事実となつて現はるることになつた。この機運といふのが、再保機構の整備に基づくもので、それが国営再保を基底とする画期的のものであるだけに、おそらく産組としては夢想だにしなかつた(中略)のである。

すなわち（中略）東京海上の子会社であり、着々と合理化の途上にある大東海上及び大福海上の経営権を、特に東京海上側の意向によって、漸次これを産組に引渡すことになったのである。さうして保険統制上の中心課題となつてゐる整理統合の一端に資するためにもと、右二社の合併を行つて、新に共栄火災といふ新機構を設け、差当つては東京海上の援護の下に（中略）産組年来の要望たる保険経営の一端が、実現の運びとなつた」

と述べ、最後に次のように結んでゐる。

「産組のこのやうな意欲の由つて来るところは、要するに公益優先の徹底化に基く、産組特長の稀積化にあることを酌量すべきであり、同時に東京海上がその門戸を産組に対して開放したことも亦、^{また}つまりは公益優先の趣旨に沿つたものであることを見落せないのである」

東京海上がこの問題に對してとつた態度について、前掲の「興亜保険日報」に鈴木社長が説明した内容とこの「保険銀行時報」の社説とはニユアンスの違いがみられる。また「産組特長の稀積化」という見方をしているのはどうだろうか。産組が保険進出を果たしたいばかりに東京海上から子会社を譲り受け、設立した会社については保険業法のもとで大蔵省の監督を受けるといふのは、非営利、助け合いの産業組合運動の視点に立てば、たしかに「稀積化」という見方もできよう。しかし、産組が保険進出を果たすには、ほかに選択すべき手段がなかつたのである。まずは保険へ進出することであつた。

したがつて、共栄火災誕生の意義はそんな論評で片づけられるものではなく、戦中、戦後の激動

期をのりこえて「共存同栄」の旗印の下、産業組合Ⅱ協同組合の保険として大きく羽ばたく天地が
ひらかれたのである。

産業組合運動多年の宿願である「保険進出」の夢がかなった実践体として生まれた共栄火災であったが、保険業法のもとで損害保険協会（戦時中は損害保険統制会）の一員であること、戦時体制下の発足であつて国策協力を社礎固めと同時に進めなければならぬという制約にスタートから縛られていた。だから、外部からは右のように「産組特長の稀釈化」といった論評もなされたのであるが、しかし共栄はそうした制約のなかで可能な最善の道を選んで進んだ。

たとえば、戦時食糧確保をめざす政府の「皇国農村確立要綱」の線に沿つて町村単位の集団保険契約を推進したところ、これが軌道に乗つて成果をあげた。そこには共栄火災の背後にある産業組合の組織が戦時下国家機関的に強化されたことに助けられて、この組織を通じて農業諸団体との緊密な連携のもとに社業が拡大できた、という幸運もあつた。したがつて、発足後、共栄火災は株式組織だからということで、産業組合との間に違和感が生ずるということもなかつた。

また、戦時下だつたこともあつたのだろうが、業界との間も格別ギクシャクしたものもなかつたようである。右の集団保険契約の実施については、昭和十八年五月、井川忠雄社長から損害保険統制会の長谷川理事長にあて「農村火災保険に関する特定料率申請書」が提出され、これが受け入れられて農村集団火保が実現したのである。

の掲載権は著者の
著作によりま
す。写真は著
者の都合でお
し。

その申請書の「理由」のなかで目立ったのは、次のように「協同組合活動」「協同化」「隣保共助」など産業組合的用語がふんだんに使われていたことである。

「……農村に於ては補完的なる防備的経済的活動たる保険制度の如きも協同組合活動の一環として初めてその機能効用を遺憾なく発揚するを得べく」

「斯る特殊性に鑑み農村に於ては協同化を促進し隣保共助の美風を助長するが如く少くとも部落を単位とする集団保険契約と契約の一律化と併せて画一的單純料率の制定とは絶対不可欠の要件なり」

三 相互組織のもつて

(1)

昭和二十一年四月の新年度から共栄火災は、損保会社としては史上最初の相互保険会社として新発足した。

そもそも、産業組合による保険会社という性格からして株式組織は肌にあわず、創立のときから相互組織への意図は強かつたし、行政庁である大蔵省からも同社の性格にかんがみ、設立の当初から相互組織に改組の勸奨があつた。しかし、産業組合側の株式引き受けの関係などクリアしなければ

ばならない問題が介在していたので、とりあえず株式会社のままで発足し、時期をみて改組することにしたのであった。

昭和二十年に入つて東京海上所有の株式が全部、農林中金に譲渡され、二四万株の大部分を農業団体が所有することとなつた。この段階で組織変更にとりかかった。相互化への道は法律上はすでに開かれていたが、また前例がなく、共栄火災が業界で初めてのことだったので、会社側も行政側も目に見えない苦勞があつたようである。

ただ行政側からも当初「すすめ」があつたほどだから、手続きは順調に進んだ。終戦の月（八月）三十日に大蔵大臣あてに「内伺」を提出。十一月一日「会社の組織変更に関する内認可申請書」を提出。十二月一日に臨時株主総会を開き、①組織変更の件、②総代会に関する件などを決議した。

翌二十一年二月、契約者総代選挙を施行、三月二十三日、総代会を開いて組織変更関係の諸付議案を可決。三月二十五日、認可申請書提出。三月三十日、組織変更認可。二十一年四月一日、共栄火災は相互会社として、かつ損保における相互会社第一号として再発足したのである。

株式会社から相互会社への組織変更は生・損保を通じて共栄火災が初めてであつたが、生保はその翌年から二十四年にかけて、再建の一策として大がかりな相互化が行われた。このとき株式から相互へ移行したのは日本生命を皮切りに一三社を数えたが、共栄火災はそれに先鞭せんべんをつけたような形になつた。

ただし、形としてはそうであるが、両者の中身はまったく異なる。生保のこのときの大量相互化

は、新旧勘定を分離して新会社を発足させるにあたり、相互組織にしたほうが万事好都合であったからである。まず、日本生命が真つ先に相互化に踏みきつたのに続いて、他の各社も続々右へならえ〃をしたのであった。したがって、新会社を相互組織の理念のもとに経営していこうなどと考えた会社は一つもなく、まさに方便的便宜的組織変えたつたのである。

(2)

これに対し共栄火災の場合は、それとは天と地ほどの相違があつた。保険業法体制のもとで協同組合的保険の経営に少しでも近づこうとして相互化したのであり、そこには切々たる思いがあつた。同社は産業組合の手により創立され、産組↓農協という流れのなかで農業諸団体を背景とする保険会社として、大蔵省の監督下に身をおきながら、産業組合によつてつくられた協同組合保険なのだという性格を鮮明に打ち出していった。すなわち農村、農協関係物件の引き受けを通じて農村経済の復興、安定に貢献し、農協共済発足後は適切なアドバイスと契約物件を順次農協に引き継いだりして農協共済の発展を支援した。そのことは後年、全共連の創立（昭和二十六年一月）にさいして述べた、宮城孝治社長の祝辞にもよくあらわれている。

「共栄火災は、協同組合保険を打ち立てるために産業組合の先輩たち、同志たちによつて創立されたものであるが、法律上の制約があるため協同組合組織に改めることは許されずに今日に至つた。したがって、この度の全共連の創立によつて初めて共栄火災創立の目的が達成されるものであり、

まことに喜びにたえない。全共連の発足に対して、社をあげてあらゆる応援と協力を惜しまないし、もし全共連と全国の農協共済組織が確立して、共栄火災の歴史的役割が終つて、もうこれ以上は不必要であるということになれば、そのときは、潔くこの会社を解散してもよいと考えている」

実際問題として多数の契約者を擁し、多くの職員と経営組織をもつ相互保険会社が解散するようなことは、経営が破綻したとか、よほどの事情がないかぎり考えられないが、このスピーチは、それぐらいの気概と覚悟と使命感で経営に当たり、共済事業の支援に努めるという同社の姿勢を示したものであり、歴史的な名スピーチとして知られている（『農協共済発達史』などにも宮城の祝辞はここで終わつたようになってはいるが、実際はここで終わつたのではなく、「ただし実際にはそうはいかない」うんぬんと付け加えられている）。

全共連の創立総会で宮城として言わせた共栄火災の姿勢は、創立以来半世紀、一貫して変わることなく続けられてきた。宮城がこのスピーチをした当時の「協同組合保険」は農協共済だけであり、共栄火災の生みの親である産業組合は農協に引き継がれた。その農協が全共連という共済の砦をつくつた。共栄火災の全面支援は必然であり、当然だった。

しかし、共栄火災はそれだけにとどまっていなかった。農協共済に続いて次々と生まれた水産、労済、中小企業、各種生協などの共済事業にも能うかぎりの支援、指導を怠らなかつた。共済史の大半を貫く保険対共済の関係、損保協会のメンバーである共栄火災の立場からすると、それは非常に勇気を要することであつた。「協同組合保険」としての共栄火災の使命感がそれをなし遂げさせて

いるのであり、また損保業界も同社の「信念の行動」をいつか暗黙のうちに理解し了承するようになった、ということが出来る。また「相互保険」のワク内で目いっぱい「協同組合保険」たる経営に努力してきた。

それは井川初代社長以来、連綿と続いてきた「共栄の基本理念」だったし、バックボーンであった。のちに取り上げる宮城孝治が社長の時代に、損保業界における共栄火災の位置づけを不動のものにしたし、また建物更新保険（タテコー）の開発には損保業界に大きな影響をもたらす画時代的な意味があった。

宮城に続く有馬知機・前田盛高・田中修吾らの歴代社長もまた、共栄相互の創業以来の理念に沿った共栄らしい経営に徹してきた。

その間、経済、金融、社会は動き、保険や共済をめぐる姿勢も幾変遷し、共栄もまたそれに即応した経営の転換と展開と行ってきたが、その基本にある創業の理念は明確に貫かれていた。

(3)

ここで少し脱線するが、共栄相互の「その後」に若干触れておきたい。

すでに述べたように同社は、戦後いち早く株式から相互に組織を改め、自らの保険活動とともに農協共済をはじめ各種協同組合保険の育成強化に助力を惜しまなかった。

そして、経営面で特筆されるのは建物更新保険の創設・発売であった。これは先に農協共済が開

発した建物更生共済の損保版というべき商品であり、いわゆる「財産生命保険」であった。

しかし農協共済の場合と異なり、生・損保の兼営を禁じた保険業法のもとでは、こうした制度への道は固く閉ざされていた。だから、宮城孝治社長が先頭に立つてのタテコーへの道開通のたたかいは困難をきわめた。『タテコーロード』は昭和三十二年から三十八年まで、七年続いた。長期契約で満期には積立保険料プラス配当金を契約者に還元する。この間ずっと契約者（社員）と会社のコミュニケーションがある。まさに相互会社らしい商品だ。この保険の獲得は「共栄相互」の将来を決するのだ。執念にも似たそんな思いが厚いカベの突破をもたらしたのだ。

昭和三十八年十一月、建物更新保険は免許を得た。かくて「タテコーの共栄火災」は生まれた。しかし、それから約五年後には、「タテコー」のアイデアを生かした「長期総合保険」が損保協会加盟のほぼ全社から売り出されることとなった。

二十世紀最後の十年、一九九〇年代は、バブル経済の崩壊とそれに続く不況と混乱に明け暮れた。そして『不倒の神話』に支えられていた銀行、次いで生保会社をつぎつぎに倒していった。やがて、かつて経験したことのない金融再編——日本版ビッグバン——のうねりが、金融界全体を巻きこんだ。

かくて、旧財閥や資本系列のワクを超えた再編、提携、合従連衡が行われることとなった。東京海上・日動火災・朝日生命（本稿執筆の時点）、それに共栄火災が加わった「ミレアグループ」の誕生もその一つである。

共栄火災は平成十二年、全共連との提携に踏みきった。だれもが収まるべきサヤにおさまったとみた。そこへ続くミレアグループへの参加である。やがて株式会社化されるという。

大きなうねりが、創業以来のバックボーン「共存同栄」を一片の紙切れ同様押し流してしまうのか。私たちの「共栄」のイメージは消されてしまうのか。戸惑いは大きい。

しかし、それを惜しんだり悲しむ前に、共栄は企業として生きること捨ててはならないのだ。全国にたくさん保険契約があり、契約者がいる。二八〇〇人の職員がおり、同時にその家族がいる。まず生きること、それは企業の社会的責任でもある。

これまでに破綻した保険会社の一つ一つを思い浮かべながら、同社の「苦渋の選択」の思いが那邊なへんにあるのかを、深く忖度そんたくさせられるのである。

第三章

協同組合保險法始末

はじめに

筆者にいわせれば、あの時期（後述）において協同組合保険を法制化しようとの動きは当然に、おこるべくしておこったのである。

そしてまた、それを実現しようとする運動者たちの熱望にそむいて、日の目を見ることなく葬り去られたのも、抗しがたい歴史の流れのなかの結末であったと言つてよいように思われる。そうして「協同組合保険法」の遺産が、かえつて「共済」という名の保険事業を生み、新しい日本の社会に定着させ、歴史を刻むことになる。

だれか言う「それは結果論だ、いまだからそんなふうにかっこよく言えるのだ」と。たしかに、そうかもしれない。産業組合関係者たちは、その実現を期していた。そしてひたむきな応援や関係方面への働きかけを展開した。しかし、それがすべて水泡に帰したのだから。けれど、だれもがその失敗にめげなかった。全国にほうはいと湧きおこった協同の輪が、明日への希望を支える生命力をもたらしただのだ。

まさに逆説的である。保険業法が改正され、「協同組合保険法」がその中に座を占めるに至らなかつたから、わが国では「協同組合保険」はいま見られるような形で発展することができたのだ、と断言できる。もしも、金融制度調査会が確認した当初の方針が、後続諸機関によってしつかり受け

継がれ、保険業界その他からの異論をおさえて、協同組合保険の推進者側を満足させるような形で法案がまとまり、法制化されていたとしたら、そのあとはどうなっていたらうか。

いうまでもなく株式会社保険、相互会社保険と並んで、協同組合保険が、会社保険との調和のもとに存在することになったであろう（第一号の保険組合には共栄火災がなるはずだった）。ただ、その場合の協同組合保険が、はたして協同組合の理念をふまえた運動の一環としての実体を保持し続けえたかどうか。

たとえば保険料率は、会社保険に対する大蔵省の規制のまったく圏外において、組合保険独自の料率体系が認められたかどうか。損保の場合でいえば「算定会料率」の拘束からはおそらく免れなかったであろう。

そのようにいろいろ考えをめぐらせると、「協同組合保険法」が日の目を見なかったことは（結果論的には）協同組合側にとってはもっけの幸いであつたかもしれないし、保険業界側に見れば、組合保険法を葬ることで組合保険の参入阻止に形式的には成功したけれども、実質的には失敗だったということになる。

いずれにしても、終戦後いち早く保険業法のもとで保険協同組合が法認されて保険事業への参入を果たす機会が訪れたことは、まさに千載一遇のチャンスだったのである。そして、提案から流産に至る経緯のなかには、多くの忘れてはならないことが語られている。以下、そのあらましをたどることとする。

一 立法化のチャンスの訪れ

(1)

それは、金融制度調査会において、社会運動者で熱烈な協同組合保険の主張者であった、宗教家賀川豊彦の「保険業法を改正して協同組合による保険事業を認めるべし」という提言によつて幕があいた。このとき賀川は、金融制度調査会の委員だった。

昭和二十(一九四五)年十二月、終戦に伴う経済民主化の方針に沿つた金融制度の抜本的なあり方を求めて金融制度調査会が大蔵省に設けられ、その第四部会が保険関係を審議する場となつた。ここで賀川豊彦や徳川義親(当時共栄火災会長)によつて「協同組合保険」の提案がなされ、主張されたのである。

同調査会第四部会は翌二十一年三月に「保険会社の制度の整備改善」に関し答申を行い、そのなかで組合保険の参入を次のように認めた。

「5 保険組合に関する件

保険業法に基き大蔵大臣の監督下に株式会社及相互会社の外保険組合に依る保険事業の経営を認むるを可とす、但し保険契約者の利益擁護の為組合の設立認可を嚴重にすると共に資金の運用及事

業費の支出等に付き保険会社に対する場合に準じ之を監督するの必要ありと認む」

この金融制度調査会はその下部組織に第一分科会（生保）、第二分科会（損保）、それに専門委員会が設けられていた。組合保険については、それが生・損保の両分野にわたるので、それぞれ別々に組合保険の参入を検討して、右の答申のような結論を出したのである。

委員の間でとくに火花の散るような論議はなかつたが、生保・損保それぞれの部会で組合保険に触れた部分の一部を当時の記録から紹介しておこう。

〔第一分科会記録から〕（昭和二十一年一月八日）

賀川豊彦 産業組合は生命保険を経営出来ぬか、此際是非やらせて貰ひたい。保険会社とは利害関係なし。

石坂泰三（第一生命） 産業組合が直営しても差支へなし。

成瀬 達（日本生命） 業者が之に反対したことはない。

川井三郎（生保中央会） 保険組合として認めその代り監督規定を設ける。

賀川 それで結構です。

〔第二分科会記録から〕（昭和二十一年一月十二日）

賀川 損害保険に付ても組合保険を認めてもらひたい。

鈴木祥枝（東京海上） 損保に於ては相互化の問題が度々出るが、それが出現すれば料率の協定が

乱れるし、又再保が出来ぬことになる、従つて組合保険の出現も亦同様の事情を惹起するまただらう。
賀川 組保は相互化の徹底したものである、只今の意見書から見るに業者は経営者の立場に立つて眺めている、日本を救ふと云う点から考へて認めてほしい、組保が出来ても業者と競争する意思は毛頭ない。

亀山俊蔵 損保に於ては如何にすれば料率が安くなるかを常に考へてゆくし、又一年一年の契約で

ある、組合保険の経営は可能であろうが然しこれ等の点から實際上困難だらう。

賀川 日本には只今全国に一万何千かの組合がある、従つて損害保険会社に影響を及ぼすかも知れぬが然し技術上の点に於ては不可能ではない、敗戦国家を救ふのは組合以外にない、是非組合保険を認めてもらひたい、内容に付ては業者と妥協する意思である。

石坂 相互会社があるに拘らず自家用組合保険をどうしても有したいのか、相互会社は犠牲的にやつている。

賀川 経営者の配当（役員賞与等）が高率なら相互会社であってもそれは国家的保険とは云へぬ寧ろ営利的である、博愛を基礎においてやつてほしい、単なる能率主義では困る。

石坂 相互会社は営利的ではない。

賀川 口では何とでも云へる、共栄火災にしてもあの形態をとつたのは外の方法では出来なかつたから止むを得ずやつたのだ、これは日本だけだ。

鈴木 組保が業法の中に入ってくるなら差支ない。

成瀬 同感である、業法は商法に基づいてゐる、その範囲内なら差支へない。部会長に願ひしたが、業法に於ける監督を受けねばならぬことに注意していただきたい。

賀川 業者を妨害する意思はない。

広瀬 (部会長) 組保に付ては異議なしと認めます。

この記録から言葉のニュアンスなどはくみとれないが、この分科会において賀川が相当はげしい口調で組合保険の意義を主張したことがうかがわれる。また保険業界側は、組合保険の進出に警戒的であつたようである。興味をひかれるのは第一生命の石坂泰三と賀川の“相互会社論”である。しかし両分科会とも、とくに異を唱える意見はなかつた。

これらの審議を経た同部会の専門委員会審議報告(二十一年二月八日)は、「保険組合に関する件」を次のように報告している。

「保険業法の規定に基く大蔵大臣の監督下に左記内容の如き保険組合の設置を適當と認む (1) 保険組合は協同組合理念に基く保険経営を目的とする法人とし母体たる原組合とは別個に設立すること (2) 保険組合の対象とする保険は通常の生命保険とすること (3) 略 (4) 契約者は原組合員たること (5) 其他……経営条件に付普通会社と同程度の監督を受くること」

これに、次のような少数反対意見があわせて報告された。

「一、保険組合濫設の弊を招くべし 二、資金の濫用、事業費の濫費に陥り易く、結局確実性と有

利性に於て専門会社に及ばざる保険契約を強要する結果となるべし 三、生保契約の普及力を低下せしむる^{おそれ}惧多し」

(2)

この組合保険を是とした金融制度調査会第四部会の答申を受けて、組合日保険以外の答申事項も含めて業法全般の改正を検討することとなり、ただちに保険業法改正調査専門委員会が米谷隆三(東京商大)、矢野一郎(第一生命)、気賀真一郎(千代田生命)、浜田成達(帝国生命)、島田啓助(東京海上)、橋本保(損保中央会)、印南博吉(明治大学)、国崎裕(日本生命)など一九名を専門委員として発足した。

ところが、昭和二十一年四月、幣原内閣が総辞職し、五月に発足した吉田内閣のもとで金融制度調査会も改組され、これに伴い前の専門委員会^で決定した方針はいちおう白紙に還元、改めて調査・研究することとなった。さらに、この委員会も二十二年五月解散し、改正諸案件を保険業法改正委員会に引き継いだ。

このように、戦後の不安定な政治情勢にはんろうされ、かつ占領行政のもとで保険協同組合法案も二転、三転したのである。

一方、協同組合陣営においては、組合保険をめぐるこのような動きに呼応して二十一年十一月、協同組合保険研究会(会長・賀川豊彦)を結成した。参加したのは全国農業会、農林中央金庫、中

中央水産業会、全国農村保健協会、日本協同組合同盟、農村金融研究会、農村工業研究会、共栄火災などであり、研究活動とともに大蔵省をはじめ関係各方面に活発な運動を展開した。

同研究会が二十二年一月末開催した第二回総会では、第一次試案の立案に当たった大蔵省の林事務官が、その根本趣旨について、大要、次のように説明している。

(1) 協同組合保険は協同組合運動の一環として行われねばならない。

(2) 原始的保険は採用しない。

(3) 危険の分散を図るために大きな地区の組合形式を採用する。さりとて余り大きなものを作っても意味がない。現在全国農業会が町村単位組合を基礎としているように保険組合も町村組合のその上に全国的な危険団体を作っていく。

(4) 独立の法律とせず現行保険業法を改正し現監督官庁の指導監督を受けさせる。

(5) 組合員以外の契約はとらせない。

(6) 生命保険の組合と損害保険の組合は別個に作る。

(7) 組合への加入脱退を嚴重にする。又持分の払戻を制限する。

(8) 本法の根本は産業組合法に準拠する。

(9) 共栄火災の組織変更を認める。

この説明の対象となつたのは、次の「要綱」であつた。

保険組合に関する規定要綱（試案）

（保険組合設置の基本方針）

1. 保険組合は協同組合理念に基く近代的合理的保険の経営を目的とすること
2. 最初より保険組合の健全なる育成を図ることを目標とし、単に組合形態に依る保険経営に対し道を拓くといふ觀念に非^{あらば}ること

3. 同時に現在の保険業界に混乱を招く惧なき様慎重に考慮を払ふべきこと
 4. 以上の諸点に鑑^{かんが}み保険組合に関する法規は抽象的規定を避け現実的具体的たるべきこと
- （規定の主なる内容）

1. 保険組合は協同組合理念に基く保険事業の経営を目的とする法人とすること
2. 保険組合は同一の事業、同種の業務其他生活上の密接なる関係を以て結ばるる組合其他の団体（以下原組合と称す）を背景に有する場合に限り設立することを得ること
3. 保険組合の最低基金は株式会社または相互会社の資本又は基金の最低額と同一とし、基金の拠出者は原組合又は原組合員に限るべきこと
4. 保険組合の発起人は原組合の代表者たるべきこと
5. 保険組合は原組合員数〇〇以上（命令を以て定む）ある場合に限り設立し得ること
6. 保険組合の設立は原組合の總會（又は之に該当するもの）の承認並原組合員の十分の一以上の加入申込あることを要すること

7. 保険組合の営む保険種類は生命、火災、傷害其他とし命令を以て之を定むること（以下略）

ここでは「規定の主なる内容」の7に「保険種類を生命、火災、傷害其他とし……」とあった。この段階では、協同組合側の意向は「健在」だった。

二. 生命保険組合を除外

(1)

昭和二十二年五月、吉田内閣が倒れ、片山内閣に代わるとともに、金融制度調査会は解散となり、保険業法改正委員会が設けられた。同委員会は数次の検討を経て十一月、改正法律案要綱をまとめた。そのうち、協同組合保険に関する部分は次のとおりであった。

第五章 協同組合保険（要綱案）（銀、保、二二・一一・一〇）

第一. 株式会社、相互会社のほかに協同組合による保険事業を認め、株式会社、相互会社の行う保険事業と同一の監督に服させること

第二. 協同組合に関して一章を設け左の趣旨の規定を設けること

一、 協同保険組合（以下組合という）組合員の協同の管理によつて組合員及び一五に掲げる者の
経済生活の安定を図るために保険事業を行う

二、 組合は地域又は職域に基いてこれを設立する。但し損害保険組合は地域に基いて設立するこ
とができない

前項の地域及び職域は命令でこれを定める

三、 組合の出資の総額は生命保険組合にあつては十万円、損害保険組合にあつては五十万円以上
であることを要する

四、 組合の組合員たる資格は定款でこれを定める

五、 組合はその組合員の数を制限することができない

六、 組合の設立には設立者七人以上、組合員百人以上を必要とする

七、 組合員が百人以上の予定の数に達してその出資の払込が終了したときは設立者は直ちに創立
総会を開かなければならない

創立総会に関しては相互会社のそれに準ずる

八、 略

九、 組合は法人とする

一〇、 組合員は出資一口以上を持たなければならない

一一、 出資一口の金額は均一にこれを定めなければならない

一二、略

一三、組合員は出資口数にかゝらず總會において各一個の議決権を有する

一四、組合員は組合の債権者に対して直接に義務を負わない

一五、組合員は組合と保険契約を締結することができる。但し生命保険における保険金受取人又は損害保険における被保険者は組合員又は左に掲げる者に限る

一、組合員が自然人であるときはその配偶者、親又は子

二、組合員が団体であるときはその団体の構成員

前項但書第二号に規定する団体の範囲は命令でこれを定める

一六、組合員でない者は、組合と保険契約を締結することができない

一七、略

一八、損害保険を目的とする組合の組合員が保険の目的を譲渡しようとするときは組合の承諾及び目的を保険に付してあることにつき譲受人の承諾を得なければならない
前項の承諾が得られないときはその保険契約は失効する

一九、二〇、略

二一、組合は定款を以て組合員総代会に代るべき機関を定めることができる
前項の機関については相互会社の社員総代会に準ずる

二二、二三、略

二四 組合員はいつでも予告をなして事業年度の終りについて脱退することができる

二五 略

二六 組合員が脱退したときはその保険契約は失効する。但し組合員の死亡による脱退においてはその保険契約は有効とする

二七 二八 略

二九 組合は損失の填補てんぽに備えるため毎事業年度の剰余金中から準備金を積立てなければならぬ

三〇 組合は損失を填補した後でなければ剰余金の分配をなすことができない

三一 商法の保険契約法の規定はその性質の許さないものを除くほか組合の行う保険契約にこれを準用する

三二 都道府県市町村その他これに準ずるものは組合の行う保険事業に対して営業税を課すことができない

三三 本法の組合は独占禁止法第二十四条に規定する組合に含まれない

この要綱によると、金融制度調査会当時の、協同組合保険は協同組合運動の一環として行われること、大地区組合の形式とすること、全国的危険分散団体をつくること、組合の組織運営は産業組合法に準拠することなどの、当初の大蔵省当局の構想がゆがめられる情勢にあった。さらに小地区

および職域組合を原則とし、とくに損害保険においては地域組合を認めないことなど当初の構想が骨抜きになるおそれも出てきた。そこで協同組合保険研究会では同年十二月、業法改正委員会の森委員長に次のような意見書を提出した。

改正に対する意見 協同組合保険研究会

- 一、 保険協同組合の設立は、地域又は職域に基くものとし、これを命令で定めることとするに
ついては本会は疑義を持つものである、出来得ればこれは削除せられたい
- 二、 削除が困難であるならば、試案にいう所の地域とは行政地区に拘泥せず、協同の組織と管理と
により構成員の経済生活の維持向上を図る団体の設立される地域を指すものと解したい
職域は職種の如何を問わず二及びそれ以上の職種のものが混淆こんごうして組合員たり得るものと解
したい
- 三、 保険協同組合はその規模及び形態の如何を問わず連合組織を結成し得る途を開かれない
- 四、 保険協同組合は昭和二十二年法律第五十四号の適用についてはこれを同法第二十四条に規定す
る組合とみなすことにせられたい

(2)

協同組合保険研究会は昭和二十三年三月、大手町の共栄火災本社で世話人会を開き、第二国会で

の法案審議をにらんで対策を協議、法案の内容にはなお不満の点があるが、要は法律の成立が肝要であることで意見の一致をみた。

この間、片山内閣に代わつて昔田内閣（二十三年三月）となり、保険業法改正法律案をめぐる状況も変わった。GHQ（連合軍総司令部）の考え方も変わり、業法改正法案の第二国会提出は延期となった。

そして、保険関係では料率算出団体法と募集取締法の二法が制定された。保険組合についても改正委員会は、左のような単一の保険組合法案をまとめたが、GHQの意向は生命保険の除外であった。それは生保業界の根強い組合保険反対の態度が反映されていた、とみるべきである。

〔改正法律案要綱 第八章 保険組合（二十四年三月 第二次委員会配布）〕

第一 設立

一、 保険組合は地域又は職域に基いて設立するものとする

二、三、略

四、 保険組合の組合員となり得る法人その他の団体は大蔵大臣が指定すること

五、略

六、 保険組合は法人とする

第二 保険関係

一、組合員になろうとする者が保険組合に加入し且つ保険料を払込んだときはその者と保険組合との間に保証関係が成立したものとすること

第三、保険組合の事業

一、保険組合は損害保険事業以外の事業を行うことができないこと

第九、雑則

一、保険組合は少くとも二年に一回、大蔵大臣がその資格があると認定した者の検査を受け受検報告書を大蔵大臣に提出しなければならないこと

要綱が生命保険の除外をうたつたことについて、当日、宮城孝治委員（共栄火災社長）は「保険組合を損害保険のみに限定し、生命保険を除外することは理論的な根拠なく、政策的な理由に基づくものと思われるが、保険組合設立の要望は戦後の民主化促進の一つの表れであると考えられるゆえ、これを政策的な意図のみで禁止することは好ましくない」と真つ先に反対した。その他次のような意見が交わされた。

①現在の生命保険会社の健全経営の点から、又総司令部の意見から生命保険組合の設立を認めない方針をとつた（長崎大蔵省保険課長）。

②生命保険組合を禁止すべき理論的な理由がないとするなら、この禁止は現状では時機尚早であるという暫定的なものにすべきであり、この点についての明文の規定を必要とする（末高信委員）

早大教授)。

③損害保険組合の設立も、業界としては必ずしも賛成するのではなく、現在既に発生しつつあるの
で、これを監督する必要上規定を設けたまでである(田中徳次郎委員⇨損保協会長)。

④現在既に保険組合の発生があるという理由なら生命の方も同様であつて、北海道農業協同組合保
険、その他銀行における保険組合の案もあり特に生命保険組合を禁止する根拠とはならない。こ
こでは保険事業を如何に定義するかが問題であり、不特定多数者を対象として、本業とすること
を以て定義とすれば、殆んどすべての保険組合が設立可能となる(米谷隆三委員⇨大蔵省囑託)。

⑤昭和初期の経験では保険組合の監督に當つて、保険事業の定義で一線を画することは極めて困難
であり、具体的な問題について個々に監督するよりない(森莊三郎委員⇨参議院議員)。

⑥生命保険組合も自然発生的であつて、今ここで禁止しても後々の問題となることは予想される(末
高委員)。

⑦生命保険組合も禁止する必要なく、被保険者が安全と思つて加入するならそのままやらせれば良
い(氣賀真一郎委員⇨千代田生命常務)。

⑧組合保険の成功しないことは歴史的に見ても明瞭であるし総司令部の意見もあり取締るべきであ
る(富成宮吉委員⇨東京生命常務)。

(第二回委員会二二・三・二の議事要旨)による)

委員のうち学者は禁止にだいたい批判的であり、保険業界関係は賛成という色合いであつたが、

生保でも気賀委員のように「禁止の必要はない」という意見もみられた。末高、米谷委員などの「理論的理由なき禁止」の指摘もあったが、結局、大勢は生命保険組合の除外で押し切られた。

そして、生命保険除外の大勢を支配したのはGHQの意向であったし、占領行政下の「絶対的権力」を利用したのは生保業界だった。「生命保険はロイストン氏（総司令部）の意向の如く除外すべきこと（小林委員ほか、生保側の一致した意見）」と『共栄火災十年史』にも記録されている。

(3)

生命保険の除外は、いわば保険協同組合法の外堀が埋められたようなもので、一步一步、やがて骨抜きにされるに至るプロセスであった。そして、わが国の協同組合保険史―共済史に大きな影響を及ぼした協同組合保険法問題は、突きつめればGHQの保険監督官ロイストン（前歴は保険業者、民間人）の一言一句によって運ばれたのであった。

ロイストンと藤本正雄

少し脱線して、私見を述べさせてもらおう。

そのころ、日本生命で業務部長をしていた藤本正雄は、頭脳明晰めいせきなうえに英語がペラペラだったことから、占領行政下のGHQ――つまりロイストン――対日本生命の接触は、すべて藤本を通じて行われた。

たとえば、大阪市東区今橋の日本生命本社のGHQ接收に関するもろもろ、あるいは、会社の再

建問題で第二会社を相互組織で発足させる理由の説明など――。

ロイストンは藤本が気に入り、かつ各保険会社との行政上の接触でも彼の会話力とアドバイスが便利であつたので、しばらく彼の秘書兼スポークスマンの仕事を、日本生命の了解を得て、依頼したこともある（これは藤本自身から筆者が聞いている）。

またその後、日本生命が農村方面への進出の拠点に全国の農協の組織力を利用する協約が両者間で成立したとき、日本生命側の事務担当者となつたのが藤本だつた（この話はまた後で触れる）。保険協同組合の法案要綱から生命保険組合を除外することになつたのは、すでに見たように生保業界の根強い意向であり、ロイストンがそれを了承して“禁止”の断を下したからである。

むろん藤本は、業法改正問題にはノータッチであつたし、なにひとつ“それ”をうかがわせる記録も残っていないのだから、これから述べることはまったく憶測の域を出るものではない。

そう断つておいたうえで、あえて筆者に言わせると、この問題についてロイストンをして“生命保険禁止”に踏みきらせた陰には藤本の助言があつた、と思う。

戦後の生命保険の再建（新旧勘定分離、第二会社による新発足）にあつて、第二会社を相互組織で発足させるといふ方向、いわゆるミューチュアリゼーションは、ロイストンに藤本が「日本生命は相互組織で発足させたい。その理由はしかじかかくかく」と説明したことでオーケーとなり、他社がみな同じ選択をした。要するにロイストンは藤本の言うことをなんでも聞いた。

そのロイストン（民間の保険業者であつて、保険の行政や法律の専門家ではなかつたと聞いてい

る)が、この大きな問題について藤本に「君はどう思つか」と参考意見を求めた可能性は、きわめて大きい。そして、農協にまで食い込んで日本生命の営業地盤を築こうとしていた日本生命の幹部として「禁止には反対です」と言うはずはない。

そうだけでも、ただ、もしロイストンにいちばん近いところにいた藤本が、そのとき生命保険組合を認め、「禁止は業界内の利害にとらわれた感情論で理論的根拠がありません。したがって損保組合と分け隔てする理由はありません。大所高所から判断することが重要です」と答えていたとしたら——少なくともロイストンの判断を大きく揺り動かし、事態は逆の結果になっていた可能性がある。

三. 協同組合保険研究会

(1)

ここでいったん筆を戻して、協同組合保険研究会について、触れておくこととする。

同会は、第一次金融制度調査会が保険業法を改正して協同組合保険を認める(賀川豊彦の提言による)という方向を決定したことに呼応して、産業組合関係諸団体の代表者に学識経験者を加えた構成で結成された。

協同組合保険研究会の結成、発足については『宮城孝治 虹の航跡』（三七二ページ）に簡潔で要を得た、次のような記述がある。

「戦前の協同組合保険運動は、産組事業として行えるよう法律の改正が意図されたが、その実現は容易ではなく次善の策として、産組中央会は既存保険会社の買収による実現を期し、（中略）共栄火災海上保険株式会社の設立をみた。戦後の協同組合保険運動は、まず保険業法改正の動きの中から現われた。昭和二十年十二月、大蔵省は金融制度調査会を設置し、金融保険全般にわたる再建策に手をつけた。

戦前、産業組合の保険事業を力説した賀川豊彦はその委員として協同組合保険制度の導入を主張して容れられ、下部機関の保険業法改正委員会で一応の成案を得た。二十一年十二月、勅令による金融制度調査会が官制による大蔵大臣の諮問機関として発足、前回調査会の答申は白紙に戻された。第二次の調査会では共栄火災の足立壮、孝治（注Ⅱ同書では宮城孝治をこう呼んでいる。以下同じ）が保険業法改正委員会で協同組合保険制度を強く主張した。

この時期に孝治は『保険業法中に協同組合保険を認めるべし』という賀川豊彦の主張を継承し、この主張を理論づけ、バックアップして活動する組織として二十一年十一月、協同組合保険研究会を結成した。

その構成は全国農業会、農林中央金庫、中央水産業会、全国農村保健協会、日本協同組合同盟、農村金融研究会、農村工業研究会、共栄火災などの代表者および学識経験者であったが、その中心

者は共栄火災の孝治および黒川泰一、高橋新太郎、日協同盟の中林貞男といった賀川系の人びと旧産組時代から孝治と一緒に協同組合運動に携つてきた実力者たちであった。(中略)金融制度調査会は二十二年五月、協同組合保険問題を大蔵省に設置された保険業法改正委員会に引き継ぎ、十一月解散したが、協同組合保険研究会は、この間活発に意見要望をとりまとめ、その早期法制化をめぐり調査会に陳情し、農林省・大蔵省にも働きかけた」

この会の目的は規約第二条に「協同組合組織による保険の調査ならびに研究をなしその実現のため必要な事業を行ふ」と明記されていた。

(注) 研究会に学識経験者として加わったなかに米谷隆三、川井三郎、宇佐見憲治、藤川博（よびな）の名があった。このうち米谷隆三は保険学者であり、後年『約款法の理論』を著して学士院賞を受けた。川井三郎はアクチュアリーで、のち協栄生命社長、日本アクチュアリー会会長。また後年、第一火災相互が発売した火災相互保険(積立型長期)の設計者。宇佐見憲治は協栄生命から生保協会に移り、のち『昭和生命保険史料』全六巻を編纂した。藤川博は朝日生命アクチュアリー、のち朝日生命社長。この三人(いずれも生保)が研究会のメンバーとなった理由は語られていないが、協同組合保険にどれだけの理解を持っていたか不明である。

(2)

右の引用の中にもあるように、金融制度調査会は第一次吉田内閣のもとで大蔵大臣の諮問機関として改組され(第二次金融制度調査会)、その下部組織として昭和二十一年末、保険業法改正委員会が生まれた。研究会の働きかけの対象も当然ここが中心であった。

二十二年に入ると研究会は、大蔵省から保険課の担当官をしばしば招いて懇談、保険業法改正の促進を要望、また農林省の担当官からは立案中の農業協同組合法の改正と、その内容に協同組合保険関係の有無を確かめたりした。こうした活動から得た情報をもとに三月十二日、金融制度調査会に対し、同研究会の基本姿勢をふまえた次のような陳情書を提出した。

協同組合組織の保険を認むる如き業法改正に関する陳情書

爰こゝに下名協同組合保険研究会々員一同は現行保険業法に於ては株式及び相互両会社組織の下に於てのみ保険事業の経営を認むるに對し、更に協同組合組織の保険をも認むる如く業法改正の実現に付格別のご配慮を賜らんことを陳情するものに御座候。

顧さきるに曩むかしに幣原内閣に於かれて金融制度諸般の改革を企図被為、金融制度調査会を御創設、各界有識者中より委員を選び広く衆知を聚あつめ審議せられ候際、現日本協同組合同盟會長賀川豊彦氏も其の委員の一人として協同組合組織による保険制度の創設を提唱せられ候処、現下我国情より見たる其の必要妥当性に付委員各位の賛成を得、其の答申は幸に主務省の御採択せられる処と相成り、之が実現の爲には現行業法の改正を必要とし別に保険業法改正専門委員会をして研究せしめられたる結果、昨秋一の成案を得られ、今通常議會に提出を待つばかりに相成候哉そくぶんに仄聞致し、賀川氏は元より小会々員一同業法の改正近きを期待し保険組合の実現を鶴首罷在候処、昨年十一月初め突如金融制度調査会官制改正のことあり、委員も従つて新に任命を見たる為、前記業法改正法律案も新調

査会に於て改めて検討することを至当とし一応白紙に還元し、今議會提出も従つて取止めと決定したるやに伺い、曩の期待に引替え遺憾極り無く存候次第に御座候。

惟^{おも}うに財閥の解体により大資本を擁する企業は殆ど存立し得ざる我国經濟再建の道はポツダム宣言の趣旨を体し經濟民主化の他に無く、中小企業平等の立場に立つて相互に協力結合することに依る強力化、即小会等の奉ずる協同組合方式こそ其の採る可き最善の道なりと各方面より提唱せられ居候次第、委員諸賢も定めし御同感の御事なるべしと拝察、又之は申す迄もなく小会の最も賛同措かざる処に有之、然して保険事業も亦之に洩るるものには無之、即小会が協同組織による保険事業の実施の一日も早からんことを切望する所以も亦此処に存する次第に御座候。

何卒前陳情の事由夫々宜敷^{よろしく}御賢察の上保険業法改正実現の為一臂^{いっぴ}の力を貸し賜わらんことを切に懇願して已まず、爰に一文を草して請願の次第如斯御座候。

昭和二十二年三月

協同組合保険研究会

新しい官制のもとでの金融制度調査会は、第一次調査会での決定事項をすべて白紙に戻しての出直しであり、保険協同組合もその例外ではなかった。したがって、その時点においての右のような陳情はきわめて重要であつた。

研究会には、参加した各団体から世話役が選ばれていた。そのなかには宮部一郎、黒川泰一、宮

城孝治などの名が見える。研究会で活動の中心となつた人物は宮城孝治、黒川泰一、高橋新太郎などであつた。

(3)

協同組合保険研究会は、保険業法改正―協同組合保険法制化の動きがおこるとともに生まれ、活動し、やがて結局、業法改正法案の流産と法制化が運命をともにしたことによつて研究会も存在の意義を失う、という経過をたどつた。

しかし、短い期間であつたけれど、存在したことの意義は決して消えない。そのことを中心に、研究会の性格を今日的視点から考えてみたい。

この研究会は、協同組合保険法制化問題と運命をともにしたと言つてよいと思うが、その性格に二つの大きな特徴を見る。

一つは共栄火災とのかかわりであり、もう一つは協同組合（保険）間の横断的機関としての性格である。

まず共栄火災とのかかわりである。同社はすでに見てきたように、昭和十七年、産業組合が買収した二損保を合併して設立した保険会社であるが、保険業法体制下の制約のもとで、株式組織でスタートせざるをえなかつた。終戦の年（二十年）に相互組織に変更し、協同組合に一步接近したが、目標は名実ともに協同組合保険たることであつた。

たまたまGHQ（連合軍総司令部）による経済民主化政策の一環として、金融・保険制度の抜本の見直しを進めるために金融制度調査会が設けられた。そして、その委員の一人に、宗教家・社会運動家であると同時に熱烈な協同組合保険の主唱者である賀川豊彦が加わった。賀川はすでに述べたように、当然に「保険業法を改正して協同組合保険を認める」ことを求め、これが受け入れられたのである。（このへんの叙述は、すでに述べてきたところと重複のきらいがあるが、話を進める必要上、寛恕かんじよされたい）

共栄火災にとつては待ち受けていた「チャンス」であった。この機を逃さず結成された協同組合保険研究会のメンバー中、この研究会の中心となり、かつもつとも意欲的だったのは共栄火災であったろう。いうまでもなく、協同組合保険法の成立とともに、共栄火災はその法律に基づき、産業組合多年の宿願たる保険協同組合の第一号たりうるからであった。『農協共済発達史』（昭和四十二年・全共連・二一〇〜二一一ページ）の次の記述からも、それをうかがうことができる。

「事実上の推進者は、旧産業組合中央会以来の協同組合運動に携わってきた人たちであり、とくに実質的な事務局は、共栄火災が果たしていた。もともと共栄火災は、事実上、協同組合（産業中央会）によって設立されながら、保険業法の制約のために（中略）保険会社のわくの中にとじこめられてきたものであった。それが、本来の姿にもどろうとし、しかも、『保険会社が保険組合に組織変えをすることができる』（中略）とか、『共栄火災の組織変更を認める』（中略）という気運が出てきている当時としては、全力をあげてこの問題に取り組んだことは当然」であった、と。すなわち、

共栄火災の保険協同組合第一号獲得への拠点としての性格であった。

もう一つの性格は、「協同組合保険」をめざす同志たちの横断的連携体だったことである。協同組合保険研究会が結成された当時はまた、農協法、生協法などの協同組合法は制定されておらず、参加した団体の多くは既述したように旧産業組合や農業会などの関係であったが、それらが「協同組合保険」の獲得という一つの目的のために一堂に会し、組織をつくり、協同して運動を推し進めたのであった。

この協同組合保険獲得の運動は、不可抗力的な逆風のもとで、結果としては成功をみるに至らなかったが、それよりも独立した異なる諸団体が心を一つにして、共通の目標に向かって運動を展開したという事実は銘記されてよい。

しかるに、協同組合保険法がお流れとなったのと前後して、農協法、生協法、水協法、中協法などを根拠法とする共済事業が次々と生まれ、保険業界からの批判・反対とたたかいながら事業を推し進めるという段階に入った。そして、この段階で同研究会は設立以来の活動の場を失い、二十五年六月改組して「協同組合保険研究所」となった。黒川泰一や高橋新太郎が中心となり全共連の設立などに尽力したと伝えられるが、それは「協同組合保険の横断的連携体」という、設立の当初持っていた性格を放棄したことになる。それ以後三十年の間、協同組合共済間の協同ないし運動を意識した組織は皆無だった。

そこには、産業組合法に代わって四つの協同組合法が新たに展開され、そのもとでスタートした

各種の共済協同組合も、根拠法ごとにそれぞれの行政庁の管轄下におかれるという事情があった。また、各共済組合は後述するように、それぞれの立場での“運動”を背景として組織され、育っていった。同じく協同組合による共済とはいえ、たとえば農協共済と中小企業共済の場合とをくらべてみればわかるように、まったく大きな違いがある。

農協共済は農協法に基づき、農林省が所管し、農業協同組合によつて農家・農民を対象に事業活動を展開する。中小企業共済は中小企業等協同組合法のもとで中小企業庁が所管し、火災共済協同組合によつて中小商工業者を対象に火災共済の推進を図る、という態勢であった。再共済の関係もなにもない。つまり、その大方が関連性はバラバラだった。だから、系統の異なる共済間の協同ないし横の連携は必要だった、といえは言えなくもない事情下にあった。

けだし、この時期にスタートした共済協同組合の多くがそれぞれ独自の運動計画に基づいて組織、基盤を固め、発展していったことがそれを物語っている。

“協同組合間協同”の必要を痛感させなかつたもう一つの理由は、保険業界が再建——復興に全力を傾けていたこともあって、熾烈ではあつたが共済対策はもう一つ迫力に欠けていた。また、生・損保とも保険料は高い水準にあり、契約者サービスも家庭や個人よりも企業に厚く、保険事業の健全化をふまえた大蔵省の監督行政は契約者保護よりむしろ会社保護に傾いていたこともまた、共済事業の成長、基礎固めに追い風となつた。

もちろん、この時期の大蔵省や保険業界にとって、いわゆる類似保険対策は頭の痛い問題であつ

たが、個別撃破というか対農協共済、対労働者共済といったように、個々の事業体に焦点をおいた対策が目立っていた。共済側は、理論的反駁はんぱくも軽視してはいなかったが、それよりも各社が再建を急ぐあまり消費者大衆軽視の経営に傾いていることを批判、指摘すれば、それが効果的な反論になつていたのであつた。

(4)

かくて、根拠法や行政庁を異にし、横のつながりをほとんど持たないかたちでそれから何十年もの間推移するのである。しかもその間、協同組合による共済事業は、全体的にみれば保険事業（保険業法体制下の）を上回る勢いで発展を続けた。

ならば、「協同組合保険研究会」以後の共済事業界においては、共済協同組合を横断的に貫く共同の機関の必要はなかつたのだろうか。ごく簡単に触れておきたい。

まず、理論を背景とする力の結集、政治力の發揮という点である。共済事業は多様多彩であつて、農協共済のように全国的に強力な組織を背景とする大規模共済の一方には、生協法などに基づく地域・職域を範囲とする小規模な、いわば零細共済が多数存在する。これら小規模共済には対外折衝力というか、制度面や税制面について組合員により有利になるよう、組合体質の強化を図るため行政庁その他を動かす「力」が足りなかつた。これは必ずしも小規模共済に限らなかつた。たとえば中小企業火災共済が、法律の枠にしばられて長い間その事業をストレート・ファイアだけに制限さ

れていた。むろん同共済は、組織をあげてその制約の排除に努めたが、損保業界、大蔵省が組んだ強いスクラムに対して、単独の共済団体では力の差がありすぎた。

また漁協共済は、本来「漁協の共済」でありながら根拠法の制約（連合会を認めない）のもとに農協の共済のように全国連合会組織をとりえず、三十年余にわたって漁協元受の体制をとることができなかった。それだけが理由ではないにしても、共済界を打って一丸とする協同組織（たとえば「社団法人協同組合共済研究会」）が確立されていたなら、事情はもう少し違っていたのではないかと思われる。

また、多くの小規模共済は経営的な水準も低いし、事業環境の変化に適切に対処する能力も十分でなかった。共済職員に必要な実務や保険理論の基礎知識、協同組合理念などを身につける教育態勢にも欠けていた。

（注）なお、『宮城孝治 虹の航跡』には「共済保険研究会のこと」という一節があつて、共済保険研究会の設立の経緯が語られ、そこで協同組合保険研究会と共済保険研究会との「つながり」が言及されている。詳しくは後述する。

四 “骨抜き”への過程

(1)

業法改正の最終段階で保険組合法案は、当初の姿はまったく失われて、わずかにその残骸をざんがい残すのみとなった。ここに至つて協同組合側は既述したように初一念を放棄し、保険参入をポイコットするに至つたのであるが、法案が骨抜きに至る過程でどのような論議がなされたか、その概要をみておくことはおろそかにできない。

保険業法改正委員会での保険組合法の審議は、委員会よりもむしろその下部機構である幹事会で頻繁に行われ、それが実質的な方向づけを進めたのである。委員会のメンバーは保険協会の首脳や生・損保の社長、専務クラスで構成され、幹事は各社の役員・部長クラス、アクチュアリーといった顔触れで、ほかに簡保、それに大蔵省が事務局として加わつたが、そこには組合保険側の利益代表も、学識経験者の名もなかつた。そして、保険組合法の運命は、この幹事会に握られていたのであつた。

法案骨抜きへの歩みは、占領行政のもとで不安定な政治、経済情勢下、頻繁に変わる内閣とともに業法改正の態勢や方針もコロコロと変わり、保険協同組合法案もそれにほんろうされたかたちで

あった。そして既述のように、生・損保各社の若手スタッフで構成される幹事会が、業法改正法案の審議を実質的にリードするかつこうとなつた。賀川豊彦らの建言で業法改正法案の一角に座を占めた「保険協同組合」案は、彼らにとつては切実な審議検討の対象ではなかつた。彼らの関心の中心は業法本体の改正であり、株式組織や相互組織にあつた。

しかも審議の途中から共済組合、類似保険問題が台頭し、審議中の協同組合保険に微妙な影を落とすようになった。くだいようだが、幹事会のメンバーはすべて協同組合の向こう側の生・損保の幹部職員で、協同組合の系を引く者は一人もいなかつた。

(2)

昭和二十二年の幹事会二三回（九く十一月）中、組合保険の検討は七回行われたと記録されている。当時の幹事会に出席していたメンバーの多くは、その後それぞれ社長、専務となり、再建期から繁栄期にかけての保険業界をリードした人物であつた（注1）。

● 第一回幹事会（二十二・九・二十五）

一、原案に規定されようとしてゐる組合員保険は必ずしも協同組合イデオロギーに依るものではなく、所謂「原組合」なるものを基盤とし、その上に組合員保険を設立しようとするものである。

二、試案の上にはあらはれた組合員保険は閉鎖的であるに対し相互保険は閉鎖的ではない、閉鎖的なる点の利益としては「原組合」を手足に持つてゐる為に募集費を殆ど必要としない事等があげられ

る。

三、組合保険を認めるとなると長期契約を主とする生保の面に相当の問題を残すことになる。即ち組合は「原組合」を基盤とする為に組合員が原組合を脱退した場合とか原組合自体が解散した場合等における保険契約の取扱いには問題が生ずるのであつて、結局組合保険は生保では長期的なるが為に不適當であり損保では短期なるが故に適格性を有すると一応は考えられるのである。

● 第二回幹事会（二十二・十・一）

水沢幹事長からジョイント・コミッテイで取り上げられた委員関係事項の報告があり、そのうち組合保険に関してはロイストン氏（GHQ保険監督官）の見解として次のように報告された。「之を積極的に起す気持はないがやりたいなら阻止する意向はない。尚これを認める場合においては株式会社、相互会社に比し何等特典は与えず税法その他に付同条件でやり、同一の監督をなすべきである」と。

● 第三回幹事会（二十二・十・八）での組合保険審議についての記述。

「組合保険についてはロイストン氏は同一監督、同一条件で認めて差支えないと云つてゐる。ロイストン氏は米国式の地域を限定した小規模のものを考へてゐる様である。これは保険業法改正案に掲げられてゐる組合保険の構想とは大分異なるものであるが、『総則』に於ては一応『原案』を抹消することなく、更に米国のFraternal Benefit Societies等を参照して後に研究することとした」

〈類似保険と保険の定義〉

また第三回幹事会では類似保険の問題も論議された。すなわち「類似保険の定義に関連して再び保険事業の定義の問題が取上げられた」（以下略）とあり、保険事業の定義の困難さをめぐって検討されたようである。

なお、業法改正原案中の類似保険に関する規定について、記録によれば大蔵省福富事務官から要旨次のような説明があった。

「類似保険に関する規定は一定規準に従つて届出をなさせ主務大臣が之を認定するのであるが該事業が保険事業なりとの認定が下され且つ第一条により免許されれば業法の範疇に入り、又認定しても免許が無ければその会社の設立は無効となる訳である。又保険事業と認定されない場合には該事業は業法の適用範囲外に在る訳である。この場合社会の秩序を保つ面において取締るとなれば、主務大臣の管轄問題となるといふのが従来の立前であつたが、改正案に於ては此種の類似行為をも主務大臣の取締下において健全なる相互救済行為は助長して行きたいというのが立案の趣旨である云々」

これに付け加えて「……類似保険なりや否やの判断の基準として特定、不特定、範囲、収入・支出のバランス等が考えられるとの事である」とある。当時すでに地域的にその萌芽を見せていた類似保険―共済―問題がその背景にあつたことをうかがわせる（注2）。

（注1） 幹事会に毎回出席していたおもな人々。

○水沢謙三―東京海上、後に同社常務

○手嶋恒二郎⇨千代田火災、後に同社社長

○三矢征城⇨安田生命、後に同社副社長

○浜田成達⇨朝日生命、後に同社副社長

○山中宏⇨明治生命、後に同社社長

○川井三郎⇨協業生命、後に同社社長

○青谷和夫⇨簡易保険局

○長崎正造⇨大蔵省（保険課長、東京海上から出向、後に同社副社長）

なお宮城孝治（共栄火災）は委員であつたが、幹事会に欠かさず出席した。

〔注2〕当時、組合保険法案をその中心となつて検討審議していた保険業界の人々（委員会幹事）の頭の中には、組合保険と隣り合わせて類似保険が存在していたのではあるまいか。それを業法下の保険事業の立場から規制するために保険業法で「保険」または「保険事業」の定義が必要であるとの認識に立つて、その定義づけを考えたのであろう。後年、北協商をはじめ続々台頭した共済事業（保険業界から見たら類似保険）に大蔵省が対処、規制しようとしたとき、決定打を欠いたのは業法に保険・保険事業の定義がなかつたためである。すなわちこのことがわが国の共済⇨協同組合保険の歴史にきわめて重要な意味をもつ、ということができる。

この幹事会の顔ぶれからいえるのは、従来からの保険事業を対象とする保険業法の改正を検討するには、けだし、ベストメンバーだつた。

しかし、新しく加わつた協同組合保険法を論じるとなると問題があつた。いわば協同組合保険と対立する立場の人々が大部分であつた。委員、幹事を通じてメンバー中、協同組合サイドにあつたのはただ一人、共栄火災の宮城孝治だけであつた。

一九〇〇年に保険業法がはじめて制定、公布されてこのかた、固く閉ざされていた協同組合による保険経営への門を開こうという画期的な改正法案の審議の場であるから、委員ないし幹事のメンバーにも、協同組合保険の立場をとる者やその理解者が何人か加えられて当然だったろう。が、実際はその場に立ったのは共栄火災ただ「ひとり」で、「新規参入者をどう裁く」とかという立場の既存保険体制の面々によつて協同組合保険案は審議されたのである。

(3)

第五回幹事会(第四回は協組保険案は休み)では福富事務官(大蔵省)から最初の保険組合法案(第一案)を修正した第二案が提出され、両案について説明がなされた。

● 第五回幹事会(二十二・十・二十二)

〈福富事務官の説明要旨〉

要するに第一案は「原組合」構想の下での大組織の保険組合法案である。第二案は協同(共済)保険組合という形の小組合のみを認める案である。

イ、第一案についても、保険組合を設立できる者の範囲を拡大すると同時に、税法上の取り扱いを「産業組合に準ずる」から相互保険と同様の扱いに修正された。

ロ、第二案提案の理由

生保側は、なぜ第一案は不適當かについて次のように説明してゐる。

「①生保事業は長期契約であつて、契約の平均年数は約二十五年であるが、外国の統計を見ても『原組合』は十年たつと大体半分は解散してゐる事情であり、長期契約事業には第一案は不自然であること。

②イデオロギーより組合主義を認めなくてはならない、しかしそうかと云つて大組合思想まで行つてゐない現状であるのに先走りして認めることは時期尚早である。認めるとすれば現在既に『モグリ』で行つてゐる共済組合的のものを協同組合として認めたらどうかと云ふこと。

③独禁法にも小組合は除外されてゐること。又現在の歪められた農村協同組合の出方からみても大組合は時期尚早であること。

④組合保険を主張する反面には相当政治的な傾向が見られるから業者としては明確な態度を取る必要がある。それには第二案で行く方が良いこと。

⑤長期に亘ると組合員でない者の契約を多数扱ふことになり相互組織と變らなくなり組合の本質を害することになること。従つて『一年を超える』契約は第二案から除外されてゐること。

⑥組合側は資金の地方還元を主張してゐる。過去の農業会等を見ると政治ボスがこれを悪用することによつて運営上面白くない結果を残してゐる。大組織にすればかかる結果、民間業者にも悪影響を残すことになる。小組合であれば組合員と云ふ結び付きが明瞭であるから理事者の誤りを簡単に指摘することが出来ること」

この説明のなかに第一案、すなわち原組合をふまえた保険組合の否定的方向、長期契約中心の生

命保険を閉め出す方向が見えている。第二案については、損保側幹事から次のような疑義が提出された。

「①第二案に於ては一年を超える保険契約を禁じているからこの規定により生保側は何等事業に影響を及ぼさないが、損保としては大部分が一年以下の契約であるから同一に解することは出来ないこと。」

②件数を一万件と制限してゐる為、その中三十件焼けると損保事業としては成り立たぬ。(中略)特に木造家屋の多い日本に於いてはコンフラグレーションの危険が多いから、件数一万件以下の組合は健全な事業の運営は出来ない可能性が多いこと。

④略

⑤生保側は、現在の法的に認められてゐない小組織の『モグリ』を第二案により正式に認めようとするものであると云つてゐるが、契約期間を十年に限定すれば、それ以上に亘る事業は依然として『モグリ』で行ふことになり、これらを正当化することは出来ないこと。

⑥件数に制限を加へることに依つて損害が起きた時完全填補を為すことが出来ず単に見舞金程度のものであるとすれば、(中略) 保険とは云ひ難く類似保険事業なりと云はざるを得ない。而して、若し、かかる『類似保険行為』こそ共済保険組合の本質を為すものであると云ふならばかかる事業をことさらに業法中に認める必要ありやの問題が生ずる。

⑦略

⑧第二案の如き小組合を認めることはモグリ事業を助長するものであり、且つ賭博行為とも云へらるべし」

続く第六回幹事会（二十二・十一・十五）で前回意見がまとまらなかった第一案（大組合）、第二案（小組合）について、宮城孝治委員の出席を求め、その意見を聞いた。

〈宮城委員の意見〉

「結論として協同組合保険研究会の立場より第一案に賛成する。蓋し第一案は『原組合』を基盤とする組合組織を構想してゐるが、原組合の基盤の上に立つ保険組合でなければ真の協同組合的な運営は不可能だからである。この点に相互組織では協同組合理念を貫徹しにくい所以があるのである。

現在の相互会社に於いては契約者が多数になつた為、法形式上は相互であつても運営面では社員の意味は反映してゐない。この点は株式会社と変りはない。寧ろ経営面から見ると株式会社の方が完全な且敏感な民主的な経営が出来ると思ふ。（中略）

ところで若しこのような小組合が保険を行ふとなると、小区域の保険とならざるを得ない。しかし一方高度に発達した保険と云ふものは、大数法則の実現が可能でなければ成り立たない。即ち小区域で運営することでは成り立たないのである。従つてこの様な保険の本質と組合の本質とをどの様に結合するかは問題はかかつてゐる。私が原組合と保険との結び付きを考へてゐる第一案を支持する理由はここにある。第一案にて保険経営と協同組合の理想を達するものと考へる。協同組合保険の今後の行き方は既存業者を脅かすものではない。組合保険には自から一定の限界がある。許さ

れるならば存続し得る様な形態で許されることを希望する」

このように宮城委員は小組合、小地域を骨子とする第二案では「保険として成り立たない」とし、第一案を支持した。これに関連して生保側幹事から種々質問があり、宮城委員はこれにこたえて、およそ次のように見解を述べた。

「第二案に依れば(イ)小区域組合の行ふ保険を業法の枠外に置いてゐること。(ロ)小組合の連合形態を認める規定のないこと。(ハ)一万件の件数で限度を加へてゐるが、この限度を越した場合は組合として認めず何故相互に変わるのか、監督を加へるならば組合でも良いではないか、と云ふこと。これらの点に疑義がある。又第一案は相互と実質上違はないのに組合の名称を用ゐるのは感情論ではないかと云はれるが組合の本質を活かすことが出来れば名称にはとらはれぬ。

更に形式上の相違即ち組合には募集社員も集金人も置かぬと云ふ規定を挿入するならば、第一案の必要性ありと云はれてゐるが、これらは組合になれば当然不用になると思ふ。(中略)とも角私の希望する保険は保険類似行為ではなく業法で出来る保険である。科学的計算に基く保険である。且つ協同組合の行へる範囲の保険である。故にレートも、出来れば業者(保険)のレートを使用した

い。

かかる点より見ても再保機構及連合会の構想を持たない第二案的のものは支持出来ないと思ふ。又個々の組合員で相互組織を作るとはバラバラになり組合組織としての組織体には不適當である。原組合だけの相互組織を作ると云ふことを定款に規定し、そのように出来た相互会社に於いて運用

を得れば組合の本質が一応生かされることとなるのは確かである。しかし組合は契約者、出資者、経営者が一体である点に於て相互組織とは本質的に違ふものである。

結論として現下の保険事業は生保と云はず損保と云はず高度に発達した科学的基礎に立つものであり、種々技術的に構成されている。従つて基礎薄弱のものを認めんか業界に及ぼす影響は重大である。故に相当ガツチリした組織を必要とする。

ここに第一案の如き大組合提唱の論拠があるのである。既存の法人を原組合として認める時は、飽く迄協同組合なることを要する。即ち『経済行為』を行ふものでなければならぬと云ふ意味から政治、労働団体には認められない事を希望する」

(4)

以上のような第六回幹事会における宮城委員の説明は、幹事たちの心に食い込むものがあつた。それはその後の討議で「我々は業者の立場を離れて組合保険を考えるべきではないか。たとえ株式・相互の保険が組合保険から圧迫されても、大局的に日本経済にプラスとなるものであれば、反対する理由はないのではないか」という意見も出た。

そして討議は、第二案の根本的修正、第一案の再検討、そして第三案の提議へと進んだ。

そして同年十二月末、第三案をふまえた「保険協同組合」の最終法案「第六章 保険協同組合」がまとまつた。第一節総則でまず(第百七条目的)「保険協同組合は、組合員の協同の組織と管理と

によつて、第二十六条に掲げる者の経済生活の安定を図るために、保険事業を行うことを目的とする」にはじまつていた。

この法案はその後若干の手が加えられたけれども、協同組合保険の基本はほぼ生かされていたので、関係者は協同組合保険研究会を中心に、成立に大きな期待を寄せていた。

ところが翌年になつて、予期しない変動に見舞われた。昭和二十三年に入つて、GHQから保険業法改正に「待った」がかかった。それに加えて片山内閣から芦田内閣へ、社会党から自民党への政権移行である。

このため、協同組合陣営待望の保険協同組合法も白紙に還元し、第二国会では改正法の中に組み込まれるはずだった損害保険料率算出団体法と保険募集取締法が単独立法として可決、制定されるにとどまつた。

残つた業法の改正部分は、協同組合保険法を含めて次の国会に繰り越されたのである。

(5)

昭和二十四年一月設置された業法改正第二次委員会では、前記の経過をふまえて審議された結果、保険協同組合法は大きく変容した。まず、「協同」の文字が消え、またGHQの意向に従つて生命保険が除外され、損害保険事業だけに限られた。

これについて高橋新太郎は次のように述べている。

「保険組合については第一次委員会で単一の保険組合の案をまとめたが、これに対し連合軍司令部では生命保険を除外すべきことを命じた。これは委員会の審議を通じて現われた生命保険業界の保険協同組合に対する強力な反対が反映したものと解されていた」（『日本保険業史・総説編』「共済事業の歴史」）

そして二十五年十二月大蔵省が発表した保険業法改正法律案（最終案）の草案によると、保険組合法（保険業法第五章）はまったく第一次委員会当時の原形をとどめず、名称も「火災相互保険組合」となり、そのうえ船主相互保険組合（木船相互、船主責任相互）および損害相互保険組合と一括「同居」して規定されていた。そこに見いだされたのは、保険協同組合の運動者たちのめざしたものはその片鱗すらもとどめない「残骸」であった。

このように保険協同組合法案が形骸化の道をたどった背景には、当時ますます盛んになったきた協同組合による共済事業台頭の動きがある。高橋新太郎はこの間の情勢について次のように述べている。

「保険協同組合法制化の問題は、昭和二四年三月第二次保険業法改正委員会において一応の成案をみたが、その間保険業界の攻勢と占領政策の影響を受けて、賀川豊彦の提唱主旨は消滅し去って、協同組合の進出を抑制する監督法の実現に陥ってしまった。この間幣原内閣、（中略）第二次吉田内閣と相ついで政変を迎え国会提出も行われず昭和二五年になった。

一方においては農業協同組合の共済事業の実施、木船保険法の制定、水産業協同組合法の改正に

よる水産業共済会の開始、その他消費生活協同組合、中小企業等協同組合などの共済事業の出現など、いわゆる類似保険の進出が保険業界の脅威となるに及んで、これらの監督・抑制のための保険業法の改正が要望されるにいたった。

大蔵省当局は二五年一二月の第十通常国会に改正法律案の提出を予定し、第二次保険業法改正委員会の成案を更に修正して準備を進めたが、第二次案と異なる点は保険組合の出資額を二百万円以上とすること（第二次案では、百万円以上）、組織は同一業種に限ること、再保険取引を認めることなどにあつたが、なお商法の改正に伴いそれとの関連をもたせること、各種協同組合法に規定する保険関係法規の整理及び保険に関する単行法の統一、類似行為の停止など広範な行政的措施を含み、とくに保険組合の保険金額に厳しい制限を加えることによつてその発達を抑制する運営方針が明らかにされ、第二次委員会案よりも改悪された内容であつた」（『日本保険業史・総説編』「共済事業の歴史」）

五. 協同組合保険との訣別

(1)

こうした情勢に立ち至るにおよんで、終始、協同組合保険法の成立に向けて運動を続けてきた「協

同組合共済事業協議会（注）は、保険業法改正による協同組合の保険参入を断念して、同月二十六日、参加一〇団体の連名で次のような改正反対の決議書を提出した。

保険業法改正に関する決議

十二月十三日開催の協同組合共済事業懇談会に於ける保険業法改正についての大蔵省銀行局保険課係官の説明によれば、目下立案中の保険組合並に類似保険取締に関する構想は、現在行はれていく各種協同組合及び労働組合等の共済事業の実態を禁圧する結果となり、その健全な発達を阻害するばかりでなく営利保険業を擁護する結果となり、独禁法の精神にもとるものと認められる。

協同組合の共済事業は組合員の総意によつて管理運営され経営上の危険は自主的に防止されるのである。

よつてわれ等は左の理由により今回の保険業法改正案には絶対反対である。

理由

一、改正案の根本基調は、所謂保険類似行為の取締に専らその重点をおき、保険の民主化とその普及発達に努力しつつある協同組合及び労働組合等の行う共済事業を育成助長すべきに拘らず、却つてこれを抑圧せんとするものである。

二、保険組合に損害保険のみを認め、生命保険の経営はこれを認めず極く少額の生命共済のみに制限することは、協同組合及び労働組合の生命共済事業の実績に対し殆んど禁止処分を与えること

となり、これは重大な社会問題である。

三、保険組合の組織を単に業種別にのみ認めて、これの設立を極端に制限し、地域組合並に連合組織を認めないことは協同組合の実体を無視するものである。

四、わが国に現存する協同組合の組織を、そのまま保険組合として認めないことは協同組合の有する系統組織及び総合的経営に基く組織の強固な結合力と安定性を分断し、破壊することにより、これを却って弱化せしめる。

五、共済事業の一件当りの契約金額の最高限度を認めることは特定組合員相互間の自主的相扶共済行為である組合共済事業の本質と実体とを無視したものである。

(注) 協同組合共済事業協議会は次の一〇団体によって構成されていた。全国指導農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合同盟、東京勤労者生協連、全国漁村経済協会、東京都商工協組連、全国組合金融協会、全国農民連盟、協同組合保険研究所、農政研究会

協同組合側の「絶対反対」を呼んだのは、金融制度調査会による当初の原案がまったくその形骸をさえとどめないまでに変貌してしまったことにあるが、これは「決議」の中にも述べられているように、法案審議の途中から、活発に台頭してきた共済——類似保険問題への対策が影響を及ぼした。

それと、協同組合保険の参入をそもそも喜ばない保険業界の基本的な考えが一つになって、当初の原案を骨抜きとするに至ったのである。

組合保険案に対する協同組合側の反対は、保険業法の改正そのものにも影響を及ぼした。改正業法の中に盛り込まれる予定であった損害保険料率算出団体法、保険募集の取締に関する法律等は、このときすでに単独法として公布施行されていたが、昭和二十五年十二月の最終改正法律案ではこれらをも含めた全面的改正とする予定の内容であった。

しかし協同組合側の反対・参入放棄にあり、このために単に「保険組合」の章の削除にとどまらず関連的な手直しを要することや、生・損保険業界としては改めて類似保険対策の観点から再検討を要することともなった。かくして第一〇通常国会への提出は見合わせられ、結局、外国保険事業者（第六章）、保険料率団体（第七章）、募集（第二章）は平成八年（一九九六年）の新保険業法の施行まで、それぞれ単独法として施行されることとなった。

思えば、終戦直後、賀川豊彦の要望によって、大きな希望の光を見た協同組合の保険参入は、保険業界が戦後の危機から脱出し、立ち直っていくにつれ、GHQの保険監督官ロイストンに働きかけるなどして、また類似保険問題を追い風に利用して「保険協同組合」の中身を抜き去り、協同組合側の夢を砕いてしまったのである。

ただ、その後急速に台頭、発展してたくましく市民権を獲得した共済事業に思い至るとき、はたしてほんとうにこの協同組合保険対応は成功したといえるのかどうか。

(3)

保険業法の改正による協同組合保険法認の動きと直接関係はなかったが、それをにらんで、第五国会に提出された中小企業等協同組合法（昭和二十四年七月一日施行）案には当初、保険協同組合の規定が入っていたが、審議の過程（衆議院商工委員会）で削除されてしまった。おそらくその後には、保険業法の改正による協同組合の保険参入と同様、保険業界からの反対があったためとみられる。

それから二年余を経て、二つの保険協同組合立法化の動きが浮上してきた。一つは中小企業等協同組合に保険事業（火災のみ）を認めようとする「中小企業等協同組合法の一部改正案」であり、一つは大蔵省の立案による「協同組合の保険事業に関する法律」を制定しようとする動きであった。

前者は社会党右派を中心とする野党の共同提案による「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」である。同法案が衆議院通産委員会に上提されたのは昭和二十七年十二月であった。当時すでに各種協同組合法による共済事業が全国におこり、その勢いを急速に拡大しつつあり、保険業界、大蔵省はその対応に悩まされていた。

また、この法案上提の背景には、北海道に設立された北海道共済商工協同組合（北協商）があった。当時損保業界は全力をあげて北協商の抹殺を凶っていたときであり、年末ギリギリの二十九日緊急理事会を開いて、この法案に対し甚大な影響をこうむるおそれありとして絶対反対を決議した。

後者は、明けて二十八年一月七日、大蔵省から関係各省に要綱が提示された。この法案は、前者が中協法により協同組合の火災保険組合を認めようとするねらいに対し、共済、類似保険対策（規制）の観点から立案されたもので、保険業法によつて要所をおさえ、保険協同組合を保険会社並みに規制しようとする内容であつた。

協同組合の保険事業に関する法律案要綱概要

（昭和二十八・一・七 大蔵省保険課）

一、立法趣旨 各種協同組合の行う保険事業の健全経営を確保し、契約者たる組合員の利益を保護するとともに組合保険事業の発達を図る。

各種協同組合とは、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法の協同組合又は協同組合連合会をいう。

二、認可条件 組合の設立後、保険事業を行う認可を要し、

- (1) 保険会社の場合と同様の基礎書類を要する。
- (2) 出資を要する。その最低限は法律で定める。
- (3) 最低契約人員又は最低契約物件数は保険の種類別に政令で定める。

三、保険金額 保険の種類別に最高限度を政令で定める。但し限度以上の分を再保険するときは、限度を超えることができる。

- 四、 經理、責任準備金の積立て、財産利用、保険計理人等について保険業法を準用する。
- 五、 協同組合連合会の事業 会員たる協同組合の再保険を引受けることができる。再保険を行う連合会は、元受保険を行うことができない。
- 六、 保険業法等の準用 報告徴収及び検査、監督命令及び基礎書類の変更命令、違法行為に対する処分、決算書類の提出等については業法を準用し、募集については保険募集取締法を準用する。
- 七、 料率団体 二以上の保険協同組合に料率団体の設立を認める。
- 八、 監督権 大蔵大臣と各協同組合の所管大臣の共管とする。但し保険事業独自の技術的な面については大蔵大臣の専管とする。
- 九、 その他 組合の兼業を禁止し、役員の内兼任は認可事項として制限を加える。

損保協会は理事会でこの案を検討したが、類似保険対策上の必要は否定しないが、「本法制定の必要はない」という消極的な態度をとった。一方、協同組合（共済）側は、各共済事業の全国組織（全国指導農協連、全国漁業連、全国農協連、全国農協連、中小企業団体連盟、日本生協連、全国共済農協連、全国水共、全国森林組合連、東京都商工協組連の九団体）による反対を声明（二月三十一日）した。

保険協同組合法案要綱に対する反対声明

去る一月七日発表された「協同組合の保険事業に関する法律案要綱案」は現在行われている各種

協同組合及びその他団体による共済事業を抑圧若くは禁止する結果となり、その健全な発達を阻害するものと認められる。

そもそも協同組合共済事業の健全な発達を図り、組合員の利益を増進するためには、かかる営利保険を擁護し共済事業を抑圧する反協同組合的法律を別個に制定するが如き暴挙を排し、各協同組合毎に監督規定の不備あるものについては、これを速かに整備し各協同組合の実情に即した共済事業の発達を一層育成助長せられんことを要望するものである。よつてわれらは別記理由により右要綱案に絶対反対するものである。

理由

- 一、事業を大幅に制限する共済弾圧法案である。
- 二、協同組合の実体を無視し組合精神を蹂躪じゅうりゃんしている。
- 三、各種協同組合間の相違を無視して画一的に規制しようとする。
- 四、共済の本質と目的とを無視し営利保険と混同している。
- 五、共管は名目的で実質は大蔵大臣の専管案である。
- 六、営利保険業者の利益擁護を目的としている。
- 七、協同組合の既得権を侵害する。

さらに二月六日には、前記九団体のほかに、共済事業を開始していた北協商、全国酒販生協、全

国たばこ生協、愛知共済などをはじめ、関連諸団体合わせて二四の関連団体が全国共済団体連合協議会を開き、同法案に対する次のような反対決議を行った。

保険協同組合法案に対する反対決議

われら共済事業団体は夫々の団体根拠法の規定に基き各主管省監督の下に、構成員の福利増進並に相互救済を図るため機能に即応した各種の共済事業を行い、国民経済の安定に顕著な効果を挙げ、今や全国各方面に急速な普及を見ようとしているのである。

然るに今回、突如として大蔵省は、既存営利保険業者の要請に依りて保険協同組合法案を準備し、これを以て折角、健全且つ合理的に運用され、社会的に重要な役割を果しつつある共済事業の発展を抑制し、独占的営利保険業者の権益擁護を企図することは、民主日本建設の途上、時代思想に逆行するも甚だしいものと云わざるを得ない。

われらは、かかる無謀な法案に対して断乎反対し、共済事業の益々健全な発達を図るため、各共済団体の実情に即応してその法令における規定を一層整備し、以って共済事業の育成助長に努めるよう左記事項の実現を要望するものである。

記

- 一、大蔵省が立案中の保険協同組合法案を即時撤回すること。
- 二、各共済団体関係法令の共済に関する規定の不備あるものについては、これを速かに整備し、共

濟事業の發達を助長すること。

(4)

このように大蔵省のこの法案は、保險業界からは無視され、共済団体からは全面的な反対を受けるといふ奇妙な事態のもとで宙に浮き、国会提出をみることなく終わった。かくして、協同組合組織による「保險」は法的には認められないことが「確定」し、今日に至つてゐるわけである。

保險協同組合の第一号たらんとした共栄火災も相互組織の損害保險会社として腰を落ち着け、その歴史を綴ることとなつた。保險參入を断念した協同組合陣營は、当時すでに全国各地に誕生し、發展しつゝあつた「共済」の育成強化にそれぞれ本格的に取り組むこととなつたのである。

〔付記〕

ここで触れておきたいのは保險協同組合法制化問題（保險業法改正）に關連して、その達成のため当時の協同組合關連諸団体が結束して組織した協同組合保險研究会と、当日本共済協会の前身でもある共済保險研究会との「かかわり」についてである。

はつきり言つて、直接のかかわりはなにもない。ただ『宮城孝治 虹の航跡』は、一節を設けて、共済保險研究会設立の経緯やその性格を次のように述べてゐる。

「昭和三十四年六月、衆議院第一議員会館で『共済保險研究会』の設立總會とその機關誌『共済保

『研究』の発刊記念会が開かれた。発起人代表谷田部義雄のあいさつに次いで、高橋新太郎が設立に至る経過を報告した。高橋の報告によれば、前年からこんな組織を作ってはどうかという話が出ていた。あたかも大蔵省設置法改正が行われ、保険審議会が設置されることとなった四月下旬、第一回の発起人会を開いた。

(中略) 西村清俊が設立総会の議長となつて議事をすすめ、(中略) 会長理事印南博吉、理事打越頭太郎、下山一二、西村清俊、黒川泰一、二宮弥三郎、谷田部義雄、高橋新太郎、坂井幸二郎、監事三木一を決定した。

(中略) 共済保険研究会は、保険研究所の坂井が『共済事業の発展性に着目し、かねて共済問題に関する保険業界と監督官庁の対応に疑問を抱いたこともあつて、共済事業を健全に発展させることが窮極において保険事業の発展にも通じる』と考え、全共連の黒川、全水共の西村や三木など共済団体の有力者、共栄火災社長の宮城孝治らの賛同を得て、また言論人、学者たちの協力を求めて発足することとなった。

戦後、金融制度調査会の保険業法対策で生まれた協同組合員保険研究会は、全共連設立運動の最中、二十五年六月、協同組合保険研究所に改組され、全共連の設立に協力したが、会務に当たっていたのは理事の黒川、高橋の二人であった。機関紙『組合と保険』を発行していたものの、黒川が全共連に入つて専従するようになると休眠、解散に近い状態であった。共済保険研究会はこの協同組合保険研究所業務を継承再起させたことにもなる(以下、略)。

協同組合保険研究会は保険業法の改正によって保険協同組合が実現することを側面からサポートする団体であった。しかし、それが……研究所となつてからは全共連―農協共済に協力する組織に変わつていた。だから、共済事業全体と保険事業を視野に置いた共済保険研究会とは、性格が異なつていたし、「業務」にも大きな隔たりがあつた。ただ、たまたま黒川泰一や高橋新太郎らが深くかわつたことで、その名称とともに、こんな見方も許される余地はあるだろう。ただ共済保険研究会は周知のように「日本共済協会」に受けつがれて発展的解消を遂げた。共済、すなわち日本の協同組合保険全体を視野に置いた姿勢は貫かれたことになる。

第四章

各種共済の誕生と発展

はじめに

協同組合による保険参入が夢と消えたころ、共済はすでに生まれ、活動を開始していた。協同組合保険を、保険業法のもとで実現しようとの努力は、すでに見てきたようにGHQによる占領行政下、約五年にわたって続けられたが、結局は原案が骨抜きとなって葬り去られた。それは保険業界が戦後の混乱、ピンチから立ち直るにつれ、異質の組合保険の参入を喜ばない保険村的排他意識が徐々に高まってきたこと、加えて共済の台頭が“類似保険”対策を呼んで、組合保険否定に拍車を掛けたことによる。

保険参入を否定されたことによつて協同組合陣営は、類似保険対策に反発するかのように態勢を固め、事業の強化を推し進めた。当時の保険事業は長年の戦争協力と終戦後のインフレの高進、人心、国土（建物）の荒廃がひどく、モラル・リスクや火災の頻発がみられ、未曾有の経営難に際会した。このため保険料の引き上げをはじめ、その経営姿勢は契約者・大衆に背を向けたものとなり、保険不信を助長した。

しかし保険業界は、自らの経営姿勢を省みるよりも、いかにして共済をつぶすかを優先させた。大蔵省もまた、保険業法に照らして類似保険対策に主眼をおいた。

そのころ、損害保険事業研究所は業界職員から懸賞論文「類似保険の対策」を募集した。一等当

選者はなく、二等一席に入ったのは東京海上の若い職員、吉田照雄の論文であったが、「なぜ共済が勃興したか」についての客観的な視点は、共済サイドの者をも首肯させる論旨であった。

類似保険の対策

吉田照雄

昨年以來類似保険問題に対して業界が打った政治的対策は専らその禁圧を目的とするものであった。北海道共済商工組合の活動に対しては保険業法違反を理由とする告発を以て応ずる態勢を示し、中小企業等協同組合法一部改正案に対しては全力をあげてその国会通過阻止に努力し、又大蔵省で鋭意立案中であつた保険組合法に対しては、それが類似保険を公認するものであるとの理由から反対を表明した。

業界の執つたかかる一連の態度は、とりも直さず類似保険を以て好ましからざるもの、不健全なもの、遅かれ早かれ消滅せしめらるべきものとみる価値判断の反映に外ならない。

しかしながら、類似保険の勃興を一概に不健全な現象と観、一時的・偶発的なものに過ぎぬと観ることは果して当を得た見解であろうか。

損害保険事業は本来経済生活に於ける不安定の要素を除去することを以てその使命とする。そしてかかる経済的使命の担い手としての役割は損害保険会社に与えられていたのである。

然るに最近に至つて諸種の共済団体が新たに保険機能の担い手として登場して来た理由はいずれに在るのであろうか。もとより最近の組合保険運動の底には、社会の経済的要求とは別の政治的な

動機も働いていることは事実である。

しかし類似保険の起った最大の原因を尋ねるならば、それはやはり損害保険会社が今までその託せられた経済生活安定の使命を十分に果していなかったという事実に着せざるを得ないのである。
(以下、略。文中の「類似保険」は協同組合による共済)

二万字を超える論文のうち、初めのほうの部分であるが、共済サイドの者が読んででも大方首肯できる内容である。そして「損害保険」とあるところを「生命保険」と読み替えてもほとんど通用する。半世紀余り前の協同組合による共済事業の誕生とその発展の背景は、あらかたこの若い損保職員の出発論文に尽くされていた、といつても過言ではない。

一、協同組合四法と共済

昭和二十三(一九四八)年の北海道における農協共済を皮切りに、協同組合組織の共済事業が次々と誕生したのであるが、それぞれのよりどころとしたのは戦後相次いで制定された四つの協同組合法であった。

すなわち農業協同組合法(昭和二十二年十一月―農協共済)、消費生活協同組合法(同二十三年七月―労働者共済など)、水産業協同組合法(同二十三年十二月―漁協共済)、および中小企業等協同

組合法（同二十四年六月―火災共済協組など）である。

これらの協同組合法はもちろん民主主義国家体制のもとで新たに生まれたのであるが、歴史の流れとしては産業組合法（一九〇〇年）を母体として生まれたのである。終戦後の日本において、農村および農民、漁村および漁民、消費者・勤労者、中小商工業者が、それぞれの分野において相協力し、経済的な安定や福祉の確保・向上を図ろうとする運動のよりどころたるべく制定された。

このうち農業協同組合法は、感覚的にいえば産業組合法を直系的に受け継いだものである。明治以来の産業組合運動が、農村に重点をおいて展開されてきたこと、保険への進出運動の焦点が農村・農民にあつたことからそのように受け止めることができる。共済については、四協同組合法中、真つ先に制定された農協法のもとで、「協同組合による共済」の糸口を切つたのは北海道における農協共済だつた。いわば産業組合時代からの保険運動の、「共済」という形での結実である。

農協法から八カ月おくれで施行されたのが消費生活協同組合法（生協法）である。農・漁を除く国民のほぼ全領域の消費者・勤労者（すなわち生活者）を対象とするその広がりは大きい。共済もその例外ではない。生協法のもとでは、まず労働組合組織による労働者共済の誕生をはじめ、全国の職域などにおいて、生活者のための共済事業が次々と生まれていった。

四面環海の水産国日本で、漁民・漁村はもつとも貧しい分野とされ、昔から保険のセールスマンも寄りつかなかった、といわれる。水産業協同組合法（漁協法）は、そうした漁村民が助け合つて生活の安定を図るために制定された。この法律のもとで設立された全水共（のち共水連）の共済も、

そうした漁民のための共済という特徴を基本に備えていた。

中小企業者を対象とする中小企業等協同組合法のもとでの共済事業は、創始者水牧茂一郎の構想による火災共済であったが、後述するように、法と制度のからみ合いが後々まで尾を引いて、推移した。

二. 農協共済（その一）

——全共連設立まで——

(1)

北海道共済農協連は昭和二十三（一九四八）年七月、全国でもっとも早く設立され、農業家屋共済（翌二十四年に農業家屋更生共済を実施）と生命共済を中心に事業を開始した。

いうまでもなく、そのころ中央では、保険業法改正の一環として保険事業を、株式会社と相互会社のほかにも協同組合にも認める法案が審議の最中であつた。

協同組合保険研究会を中心に中央においては関係者の耳目が保険業法改正委員会に注がれているとき、北海道においては共済を志向する独自の展開がはじまっていたのである。そしてそのスタートは、北見地区における農業家屋更生共済であつた（注）。

(注) 農業家屋更生共済の構想は、北海道における農家(家屋)の実態を反映した共済制度だったといえるが、そのルーツはドイツのハンス・ハイマンによって開発された「財産生命保険」に求められる。当時厚生技官だった高木尚文(人口問題研究所)のち帝京大学教授)がその制度化に当たったといわれる。

全共連(全国共済農業協同組合連合会)は昭和二十五(一九五〇)年十一月、創立総会を行い、初代会長理事には岡村文四郎が選任された。

そして、翌二十六年一月末、設立認可を得ているが、この時点で設立されていた共済連合会はまだ北海道と神奈川だけであった。そのころ、保険業法改正による協同組合保険への見直しは暗く、農協法に規定した「共済」志向が日に日に強まっていた。

(2)

北海道共済連の設立、全国共済連の設立と、年史風に並べればいとも順風満帆の発展と受けとめられるが、決してそうではない。道共済連設立前後の事情とその後全国連設立までの経過をふり返っておこう。

北海道では農業共済組合との関係が重要であった。戦時中(昭和十八・一九四三年)発足した農業家が農業保険と家畜保険を実施、さらに農業家屋共済をとり上げ、北見・上川・後志地区で実施したが、昭和二十二(一九四七)年、農協法制定とともに農業会は(農業保険法廃止に伴い)解散し、以後、農作物、家畜などの共済は公共保険として農業共済組合が行うこととなり、それ以外の共

済は農協が行うこととなった。

すなわち、二十二年十二月、農災法（農業災害補償法）が公布され、この法律のもとで農業共済組合が組織され、農災法に基づく農作物などの公共（強制）保険は同組合が、その他の任意共済は協同組合が実施する建て前となった。それでも農業共済組合は当初、任意共済を行うかまゝであったが、GHQから任意共済の規定の削除を命じられ、いったんは手を引いた。

しかし、以前（農業保険組合のとき）から建物保険を行っていた関係からその復活を図り、農災法を改正（二十四年）して、農業家屋や農機具などの共済を行える態勢をふたたび固めた。

一方、道共済連が農協法に基づき設立され、生命共済事業を開始したことについて、大蔵省は類似保険（保険業法違反）の疑いを持ち、愛知銀行局長名で岡村会長あてに次のような点につき文書で回答を求めてきた。

○被保険者等の範囲、○保険の種類、契約金額、○保険料率等の基礎、○保険経理および事業の運営方法

これに対し道共済連は「保険業法に基づく生命保険はやっていない。実施しているのは農協法に基づく農民相互の共済制度」であると答えた。しかし、二十四年八月、大蔵省は実態を調査すべく保険課の事務官を道共済連に派遣した。この調査の結果は、その生命共済が技術的には保険でも、保険業法違反であるとの結論を下しかねて終わった。

調査に当たった山本事務官の報告は「私見」の形でまとめられ、五〇〇〇字を超える長文であつ

た。しかし、次の一節が全体を要約した結論的部分である。

「……従来の批判は主として技術的部面に限定されていた感がある。保険と保険以外のものの比較は、技術的部面に限定してみることを以て足りるのであるが、共済の如く技術的に保険であるものについては総合的観察が必要となってくるのである。之によつてこれを見るならば、保険技術をとり入れているが故に保険であるということとは出来ない。まして保険事業とは尚更云えない。技術はあくまで技術的であつて、事業という総合体は目的関連的なものである。従つて技術的には一致するものであつても、目的関連的に見た事業が保険でないならば保険業法第一条にいう『保険事業』ということとは出来ない」

こうして、行政からの保険業法違反の指摘は一応免れることができたが、なお民間保険関係および行政からのきびしい「監視」のなかに、その一挙一動がおかれることは免れなかつた。

このように、北海道における農協共済事業は、誕生早々から農業共済組合との競合と、保険行政当局、民間保険業界からの圧迫を受けるというきびしい状況下にあつたのである。

そしてこの段階では、中央では協同組合保険法制化の問題に全力をあげて取り組んでいたときであり、道共済連をめぐる動向への関心は決して高くなかつた。まさしく道共済連は内と外からの逆風下、孤立無援の状態にあつた。

ここから抜け出し事業の強化を進める道は、中央からの強い支援と、全国的な農協共済事業の普及、強化を図ることであると考へ、全指連（全国指導農業協同組合連合会）に支援を要請した。

道共済連の支援要請を受けた全指連は、ただちに行動をおこし（二十五年五月）、全指連・全販連・全購連・全厚連・全運輸連・農林中金・全国組合金融協会に道共済連も加わった八団体で農協共済事業調査研究協議会を結成、共済事業の全国的な組織基盤の育成を図ることとなり、次のような方針を決定した。

農協共済事業普及推進方針

- (1) 共済事業は、都道府県区域の独立の共済連合会を設立経営することが望ましい。ただし、府県の実情によっては、販売あるいは購買等をおこなう連合会の定款を変更し、急速に共済事業を開始すべきである。
- (2) 共済事業の開始に当たっては、指導連合会、信用連合会、経済連合会の間で十分打合せし、かつ単位組合の意志を結集するなどの措置を講じておくこと。
- (3) 共済連合会は、指導、金融、経済事業と関連大なるものがあるので、役員はなるべく既設連合会役員を兼任の関係にしておくことが望ましい。
- (4) 経済連合会が共済事業を兼営する場合には、その経理は特別会計として一般会計と明らかに区別すること。

(5) 独立共済連合会、経済連合会兼営の何れの場合においても、事業の運営ならびに資金の運用その他重要事項については、各関係連合会代表および学識経験者を含めた運営委員会を設け、これが議を経て実行することが望ましい。

(6) 単位組合に対しては、定款上共済事業のできるよう規定のあるところは速やかにこれが開始を、規定のない組合は定款を変更して可及的速やかに共済事業を開始するよう指導すること。

以後、この協議会を中心に頻繁に会合を重ね、共済事業の全国的展開をめざした。『農協共済発達史』には次のような叙述がある。

「北海道共済連はこうした事業内容を持つているとはいえ、現実の契約実績はまだ微々たるものであり、保険技術の基本である大数の法則の適用に必要な契約量に達していない憾うらみがあつた」

「すでに実績をつくりつつある農協法の『共済』の規定を高く評価し、今後は、もはや保険業法の改正という方向ではなく、一日も早く農協法の共済の規定を、事実によつて支えていく体制を全国的に整えていくべきだという方向に進んでいった」

「その結果、日本生命との提携については、戦術の転換が図られ、これをとりあえずストップし、当面、農協共済の全国組織をできるだけ早く発足させて、これを通じて全国の他の地方にも波及させていく方策が考えられたのである」

ここで「農協共済の全国組織」といつているのは、もちろん全国共済連である。なお文中の「日

本生命との提携」うんぬんとあることについて、ひと言触れておきたい。

日本生命は戦後の再建築の一つとして、疲弊のひどい都市部よりも戦争のダメージが比較的軽かった農村に営業の重点を置くことを考え、それには折から全国に組織された農業協同組合を利用するにしかずと、全国厚生農協連に提携を申し込んだ。

それは、日生は農協を拠点に募集を行う一方で、厚生連に農村厚生のための資金を提供するという内容の契約（昭和二十四年四月）だった。

このギブ・アンド・テイクはうまくいっていたが、共済事業に進もうとする農協内部からの批判と、協同組合保険法制定をめぐる情勢の推移のもとで長続きせず、取りやめとなった。

(4)

全共連の設立、続いて農協共済組織の全国化を語る前に、その前面に立ちふさがって反対した農業共済について、おりおり触れてきたが、かいつまんでみておく必要があるようである。

農災法に基づく公的・強制保険の実施団体である農業共済組合が、なぜ農協共済に反対だったのか。いうまでもなく農業共済組合自体が、任意の建物共済を持っていたからである。昭和二十四年、農災法の改正で任意共済が可能となった農業共済組合は、建物共済事業にも積極的だった。それは戦前、農業保険法時代にも建物共済を手がけた実績があり、その点では農協共済の先輩格だった。また、農業共済組合にとって建物共済は、リスクとしても安定的であり、推進への努力が経営にも

反映されるという、うまみがあった。

事業開始初年度の加入実績は四万八〇〇〇件、共済金額一四億七〇〇〇万円だったが、全共連設立の動きが活発となった次の二十五年度は、一〇七万件、三五三億円という飛躍的な実績をあげた。そして、実施都府県は四四を数え、北海道、鹿児島を除く全国に及んだ。この点では農協共済に大きく先行していた。

全共連設立への強い反対については『農協共済発達史』には、「第一には農協が全国的な規模で急速に展開することへの懸念」「第二には、農協団体がまた府県単位であつて全国的な再共済組織がないこと」をあげている。それと「農協団体は農業災害補償法に基づく公的・強制的な農作物に対する補償事業が本来の趣旨であり、農協法に基づく共済とは一線が画されるべきであることが軽視されている」などの見解が述べられている。

これに対し農協団体は二十五年十一月、会議を開き、その決議をふまえて農政局長あてに次のような「善処」を求める要請書を提出した。

農林当局への「要請書」

今回共済事業を行う農業協同組合の全国組織が設立せられ、農林省より近く認可せられんとしているが、すでに第五回国会における農業災害補償法の改正に基いて農業共済組合が建物共済を実施し、鋭意これが推進に努力しつつある現在、同じ農家を基盤とする農業団体が相競合する同種の事

業を実施することは、いたずらに相こく摩擦を生じ、延いては農民の利益に悪影響を及ぼすのみならず、特別法たる農業災害補償法の立法趣旨を無視し、農業団体に対する指導理念を欠く結果となる。

よつて農林当局はかかる事態の発生を事前に防止するための当面の措置を講ぜられると共に農民の共済事業に対する指導方針を確立し法律に基く恒久的措置を講ぜられるよう、都道府県農業共済組合連合会会長会議の決議により要請する。

昭和二五年一月五日

全国農業共済協会会長

松村真一郎

このような農業共済の動きに対し農林省は両者の間に立つて明確な態度をとりえず、苦慮していたようである。農済サイドからは「なまぬるい」との批判もあつたし、農協側は不明瞭な調停的態度と批判した。全共連が設立許可を申請したのは二十五年十二月十二日であつたが、認可が下りたのは翌年の二月二日（一月三十一日付）で、その間五十二日を経ていた。それも、GHQの介入によつてようやく得られたのであつた。

この文書をめぐつてもひと悶着あり、結局GHQが出てきて、ようやく決着をみた。

ともかく、全共連が農協共済事業の全国機関として設立され発足をみるまでには、このような曲折があつたのである。

三、農協共済（その二）

——全共連設立以後——

（1）

昭和二十六（一九五二）年二月、全共連はスタートした。そこに期待されていたのは農協共済事業の全国的展開と、同時にそこに形成される「農協資金」の自賄い体制の確立であった。しかし、設立されるやただちに事業活動を展開し、全国機関としての機能を発揮したのではない。

そのころ、設立されていた道府県の共済連は北海道、神奈川、長野、岡山の四連合会、二十七年に入つて千葉、鳥取という状態であつた。全共連はとりあえず四月から建物共済を、翌二十七年二月から役員団体共済を実施したが、この間も農業共済との競合関係は続いていた。

そうした状況のなかで全共連は、なんとしても農協共済事業の実施府県を拡大することが急務であるとし、県が独立した共済連を設立するまでのステップとして、変則的ではあるが、とりあえず全共連府県事務所を設置して共済事業を開始し、そのうえで共済連を設立するという方針をとつた。この方針のもとに、まず二十六年中に茨城県事務所を手始めに五事務所、二十七年中に一五事務所を設立、共済事業を開始した。

そして全共連は、二十七年四月には待望の生命共済実施に踏みきった。

この年十月、農協法による農業協同組合がスタート以来はじめての全国農業協同組合大会が三重県宇治山田市で開かれた。

その宣言「……自立経済の基本条件たる食糧の増産、流通秩序の整備並びに農民経済の安定を緊急の要務とする農業協同組合は、みずから組織を整備し経営を刷新し、全機能を挙げてこの要請に……」に続いて「共済事業については速かに実施体制の整備を図りその全国的普及推進に努めること」「農業災害補償法による任意共済を農協共済事業へ一元化すること」「共済事業連合会を確立すること」「農協役職員共済制度を確立すること」を決議、さらに関連して「農協共済事業の拡充強化に関する決議」を採択した。

この全国農協大会以後、農協共済に対する認識は格段に高まり、共済事業を開始する都府県も急速に増加をみることとなった。そして、昭和二十八年度末には共済事業を実施する府県は四〇となり、建物共済は三六都府県において、生命共済は三〇府県において実施されるに至った。

(2)

全共連は、農協大会以後の全国的な「共済気運」の盛り上がりのもとで、懸案の建物更生共済の実施に踏みきった。建物更生共済は北海道共済連がすでに昭和二十四年から実施している「家の養老保険」ともいふべき共済制度で、生損保の兼営を保険業法で禁止されているわが国では、まった

く類例がなかった。

全共連は二十八年六月の通常総会で「家屋更生共済実施に関する要綱」の承認を得、その推進に乗りだした。要綱のうち「一 目的」と「二 事業」の一部は次のとおりである。

家屋更生共済実施に関する要綱

一 目的

農業協同組合の行なう共済事業は農協立法の趣旨より見るも農業及農民の受ける災害の共済を規定しているのでこの趣旨を貫くことを第一義の道としなければならぬ。

ひるがえ 翻つて農業協同組合の組合員たる農民の住居及農業用建物を見るにその大半は老朽化し既に耐用命数の尽きたるものもあつて概ね改築を必要とする時期に到達し居り且つ農家住宅改善も急を要する状況にあるので農家家屋の受ける災害の共済と改築用資金の確保併せて農協共済の将来の進路と方向付けを明確ならしめ現下共済事業実施連合会に明るい展望を与える為概ね次の点に留意し家屋更生共済を実施する。

- (1) 全国的統一的な危険分散を図る。
- (2) 共済目的は火災に限定せず改築用資金に充当出来るものとする。
- (3) リスクの制限は特に行なわないで部落の集団加入を一応目安とする。
- (4) 差当り危険の歪を避ける為共済金額の最高限度額を定める。

二 事業

1. 共済の目的

元受契約は市町村総合単協が行なうものとし単協と共済契約を結ぶことが出来る。資格は組合員の世帯に住居を共にする組合員及家族のうち住居、倉庫、附属家屋及造作の所有権者とする。

再共済、再々共済契約にあつては単協と都道府県共済農業協同組合連合会及全国共済農業協同組合連合会との間に締結する（以下略）。

(3)

建物更生共済と養老生命共済が農協共済事業の二本柱となり、全国の農協組織の強化とともに発展の軌道に乗るのに対比して、痛感されたのは法制上の不備であつた。昭和二十二年十一月に制定された農協法には第一〇条第一項の8で「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」とあり、この条文のみで事業を進めてきたが、時とともに実態との乖離かいりが目立つた。保険業界はこれを指摘して類似保険の視点から批判を強め、法制上優位に立つ農業共済団体は任意共済の一元化を求めた。

このように、その法的不備はまさに農協共済のアキレス腱だったのである。

そこで全共連では「昭和二十七年の第一五国会以来、再三にわたつて、共済事業の法的整備を目ざす農協法の改正運動がねばり強くつづけられた。そして、ついに二十九年六月、第一九国会にお

いて、懸案であった農協共済の事業規定の整備が農協法の改正によって実現し、ここに農協共済事業は法制上においても民間保険や農業共済事業と同様に、確固たる基礎をもつものとなった」（『農協共済発達史』四四三ページ）。なお同史は続けて「これは創業期をしめくくる一大成果であり、農協事業の本格的な一分野として、共済事業が法的に位置づけられたことは……高く評価」されるべきだと述べている。

この改正は、農協法第一〇条第一項の8を「共済に関する施設」とし、細目にわたる規定が織り込まれるとともに共済規程が設けられ、また「共済事業指導要項」が設けられ、行政庁の指導監督が強化された。これは共済事業の安全性と信頼性を高めるうえに大きな力となり、さらに沖繩を除くすべての都道府県に共済連の設立をみた（三十三年度）ことと相まって、このとき以後、農協共済は文字どおり飛躍的な躍進期に入ったのである。

都道府県連組織の全国化により単位農協—都道府県連—全国連の三段階制がフルに機能を発揮、その間、建更の自然災害担保の新設（昭和三十六年）、自動車共済の開発（三十八年）、全共連ビルの完成（同）、自賠責共済の獲得（四十一年）などエポックメイキング的な足跡を残した。さらには都道府県連と全国連が組織統合して二段階制を実現、世界最大規模の協同組合保険「JA共済連」を実現した。

四 漁協共済

(1)

漁村と漁民のための共済事業を行うべく全水共（全国水産業協同組合共済会）が設立されたのは昭和二十六（一九五二）年一月であつて、偶然だが全国共済農協連の設立とほとんど時を同じくした。しかし、法制上の制約から連合会組織をとりえず、共済会という共済元受組織のかたちで発足した。

水産業協同組合法が制定されたのは昭和二十三年十二月であるが、そのときは共済に関する規定はなかった。その後、共済事業実施の気運の高まりのなかで、二十五年十二月、議員立法により改正され、共済会の設立が認められた。そのときの改正の要点は、

- (1) 水産業協同組合は、その経営の安定および改善を図るため、火災その他の災害によつて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、共済会を設立できることとしたこと。
- (2) 共済会の事業を火災、水災、風災または震災に関する共済事業としたこと。
- (3) 共済会の事業で保険に該当するものについては、保険業法を適用しない旨の規定を設けたこと。
- (4) 共済会の正会員は水産業協同組合（漁協）、同連合会、水産加工協、同連合会および漁業生産組

合」とし、その組合員を准会員としたこと。

三十年八月には共済会制度拡充のための水協法改正が行われ、それまで火災のみであった事業対象を共済一般へと拡大し、同時に共済関係規定の整備充実が行われた。

そして九月には、かねて準備を進めていた普通厚生共済（養老生命）を開始した。さらに三十五年に乗組員厚生共済、親子厚生共済を実施した。

しかし全水共時代の歴史のなかで特筆されるのは、漁業共済開発への取り組みである。そして、その試験実施は三十二年度から三十八年度にかけての七年間に及んだ。

漁業共済は、その名称から推し量られるとおり、農業共済と対をなす制度と理解して誤りではない。しかし、農業災害の補償制度が戦前から農業保険として存在し、戦後は農業災害補償法に引き継がれて、手厚い農災補償を続けてきているのに対し、漁業者に対する公的補償の制度は長らく存在しなかった。

(2)

そこで、そのような実情をふまえて立ち上がったのが全水共である。

以下は「漁協共済の現状と課題」（山本一郎、『共済事業の現状と課題』御茶の水書房）からの抜粋である。

「漁業生産は、自然現象に大きく左右され、むしろ農業以上に不安定である。その上中小漁業者の

多くは自己資本に乏しく、著しい不漁や災害に遭遇すると容易に立ち直りができないという状況がある。(中略)このような漁業の実態を踏まえての政策要求として古くから漁業共済の確立が叫ばれていた。(中略)農業においては農業生産の不安定性をカバーするための政策保険として昭和の初期から農業保険が実施されていた訳であるから、漁業共済の確立要望はけだし当然とも言える事柄であった。しかしながら漁業共済の確立については幾多の技術的困難が指摘され(中略)、技術的困難の最たるものは、漁業生産における漁獲高の客観的把握(中略)であった。

この問題に解決の糸口を見出したのが発足早々の全水共である。(中略)漁業共済を漁協共済に最も必要な制度であるとして(中略)農業共済のような強制を伴う公的制度ではなく、任意加入を前提とする民間主導型の制度として(中略)、実施は困難にあらずとしたのである。このような全水共の構想は漁協系統組織の支持を得たほか、国会方面でも共鳴を得られたが、肝心の行政庁の同意をとりつけることができず、幾多の紆余曲折を経て、昭和三二年一〇月からとりあえず試験実施ということになったのである」

この試験実施は、全水共が事業主体となり共済制度を制定して実施、政府が委託費として事務費などの助成を行ったが、全水共が積極的であるのに対して政府は受け身であった。そして、試験実施を打ち切るという水産庁に対し、全国の漁協系統組織が「漁災制度確立期成運動」を展開、ついに政府を動かして漁災法(漁業災害補償法)の制定となり、七年間の試験実施を経て昭和三十九年度からの本格実施となったのである。

全水協の初志一貫の努力と、全国の漁協系統組織の支援とによつて漁災制度は確立されたが、法体制上は国の制度であるけれども実態は全水共の共済であり、“漁協の共済”としての運動の展開であつた。

農業共済が制度として強制であり農業共済組合が扱うのに対して、漁業共済は任意加入でかつ漁協が契約を扱う。ともに農業と漁業における車の両輪のような政策保険であるのに、両者の扱いはきわめて特徴的な差がある。

そもそも全水共が政府の尻をたたいて試験実施にこぎつけ七年間、手塩にかけて育てた、という制度の生い立ちからして特徴的である。

引用文(漁協共済の現状と課題)の中にもあるように、漁業は産業としてきわめて不安定であり、その豊凶はただちに漁民の生活を左右する。したがつて、漁協共済と漁業共済は一体的な態勢で運営されなければならない、というのが全水共の基本姿勢であつた。

全水共は昭和五十九年の水協法の改正により、漁協・水産加工協に共済事業の行為能力が与えられ(共済元受が可能となり)、全国連合会制度が認められた。かくて全水共は共水連(全国共済水産業協同組合連合会)となり、漁協が元受した共済契約は共水連に再共済されるといふ本来の姿を確立した。

ただし、漁協には当初から農協共済にあつたような都道府県連がなかつたので、漁協から全国連へ直結する二段階制がとられている。

最後に漁協共済の意義と課題に触れておきたい。

漁協共済は現在、JA共済や労働者共済、民保などが実施している事業種目の主なものをほぼ実施している。そのなかで、漁協共済らしい特徴的な種目を挙げれば乗組員厚生共済（ノリコー）である。漁船乗組員などが不慮の事故によつてこうむつた死亡・傷害などを対象とする定期生命共済であるが、きわめて事故発生率が高く、保険会社もこの種のリスクは敬遠している。漁協共済がえて乗組員厚生共済に取り組んでいるのは、漁協がやらなければこのリスクは事実上“無保険”になつてしまうからである。

共水連が共水連時代の頭初からそれを掲げ、そして終極の目標としているのは、漁協共済・漁業共済・漁船保険の一元化である。

すなわち、水協法による漁協共済で生活の保障をし、漁災法による漁済制度で漁業経営の安定を図り、漁船保険法による漁船損害のカバーを得ているという現状である。

これを「漁協の共済」として一元化することへの道は遠くかつけわしい。しかし漁協は、これは「天の声」だとしている（前出「漁協共済の現状と課題」一〇七ページ）。

いかに遠くかつ、けわしくとも、いつかは必ず達成されると信じて進むこと。目標を持つことはすばらしいことである。「天の声」が、やがて地上に降り立つ日の来ることを期待したい。

五. 労働者共済

——生協法による共済（その二）——

(1)

消費生活協同組合法—生協法に基づく共済は農協法（JA共済）や水協法（漁協共済）の場合と異なり、複数の共済事業が組織されている。それは、生協法の対象範囲がひろく、すべての消費者、つまり「生活している個人」が包含されるからである。

言いかえると、生活者である「個人」から他の共済対象者、JA共済や漁協共済、中小企業関係共済等を除いた残り全部が生協法による共済の対象に入ることになる。それらを対象として、現在行われている生協組織の共済事業は次のように大別される。

- A. 労働者共済
 - 全労済、全労済再共済連、単産共済
- B. 地域生協共済
- C. 職域生協共済
- D. 県民共済（全国生協連）

E. 大学生協共済

F. 日本生協連の共済

右のうち、Aの労働者共済は、発生の経過とそのひろがりにおいて生協共済の代表的存在である。

Bは県や市の一定地域の住民を対象とする地域生協である。昭和三十（一九五五）年前後に全国各地に「市・県民共済」の名で設立された。

Cは郵便局長、町村・市職員、警察職員などを対象とする職域共済で、早いものは二十四年に設立されている。

Dは四十八年にスタートした埼玉県民共済が、五十七年に全国生協連を設立して全国化を進めている共済事業である。

Eは全国の大学生協による学生のための共済である。

Fは共済事業としては後発であるが、全労済との提携のもとに行っている。

労働者共済は、戦後の労働組合運動のなかに芽生え、育った。『共済の現状と課題』（根立昭治・笠松健一監修、御茶の水書房）によれば、

「すなわち労働組合がその運動の一環として取り組んだ福祉運動が共済を生んだのである。一九五四年、中央福対協（労働組合福祉対策中央協議会＝編纂部注）の総会において採択した『共済事業に対する指導理念』には『……社会保障制度は確立されておらず、……営利保険は大衆性がなく、企業の福利厚生施設に頼れない現在においては、労働組合が直接関係する福祉団体が自主経営する形の

文字通りの相互扶助の精神に則る制度による生活安定を図る必要がある。……共済制度の概念は老齡、貧困、疾病、廢疾、死亡、災害など労働者の災厄と考えられる事故に対する恒常的に営利性を有せず運営される相互扶助の精神に立脚した救済制度である」

とある。労働者共済はここから生まれた。そのスタートは、昭和二十九（一九五四）年十一月、大阪労働者福祉対策協議会による火災共済の開始であった。それから三年後の三十二年九月に全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）が設立された。

むろん、その間にはもろもろのいきさつがある。『労働者共済運動史①資料篇』は、そのへんを豊富な資料によって語っている。

わが国の協同組合運動の母体となった日本協同組合同盟（日協）がまず終戦の年に設立され、中央福対協（二十五年）の創立、そして日本協同組合同盟の後身である日本生協連の結成（二十六年）、続いて労働金庫（労金）の設立（二十八年）が前史とされる。そして労働者共済の胎動は日本協同組合同盟の綱領（二十年十一月作成）第三項にみられた。すなわち「我等は労働者、農漁民による自主的金融機関の設立と高度なる協同社会保険の確立を期す」と。

この「高度なる協同社会保険」の意味するものは、昭和二十七年二月に日本生協連の共済問題研究会の結論にある「生協が共済事業をとりあげる場合の、その共済事業は「組合員の死亡、罹災等における見舞金を相互に出し合う程度」の所謂共済（原始的な）でなくて、より高度のもので、数学的根拠にもとづく共済事業、すなわち協同組合による保険事業」であった。

労働者共済の前駆的なものとして、二十四年に開始された野田醤油生協の共済事業がある。『労働者共済運動史①資料篇』によると、それは生命共済と火災共済の二種で、生命共済は一口三万円、掛金二〇円で五口まで、火災共済は一口六万円、掛金四〇円で八口まで。このほかに配偶者のための生命共済が実施されていた。

中央福対協では二十六年に、この野田醤油生協の実地見学を実施している。その見学記のなかで共済に関して次のような記述がある。

「この組合で面白いのは一昨年来共済事業として生命と火災の保険を行つて好評を博していることだ。もつともこれはいわゆる保険数理にもとづいて保険料を徴集するものではないから、ほんとうの保険ではないし、従つて保険業法にも抵触するものでない。だから正式には保険と言わず、生命共済、火災共済と言っている。(中略)従来の実績によれば営利会社の行つている保険に比して凡そ四分の一程度の掛金で然も同額の保障を受けられるというから近頃流行の団体保険の如きも全く競争にならない。千名と纏まとまつた事業場では是非この方法をとられることが有利であり、中小企業の従業員も同一の地区で協同をすれば同様なことが出来るとの事であつた」

(2)

中央労福協の発足 中央労福協は、昭和二十四(一九四九)年八月「労働者用物資対策中央連絡協議会」(中央物対協)として発足し、翌三十五年に「労働組合福祉対策中央協議会」(中央福対協)

へと組織再編され、三十九（一九六四）年には「労働者福祉中央協議会」（中央労福協）と改称し、労働組合と協同事業団体が統一した組織体として今日に至っている。

その目的は「関係団体間における福祉活動の連絡調整をはかると共に労働者の福祉に関係する事項全般についての調整研究を行い必要なるものについては国会政府機関に建議をなし労働者の福祉を増進すること」（規約第二条）とうたわれているが、創立趣意書には要旨次のように述べられている。

「われわれは終戦この方相次ぐインフレの高進に対処する為専ら賃金闘争に主力をおいて闘ってきたが、今後永きに亘つて組合運動を愈々発展せしめる為には組合として行うべき事業の分野を一層拡大する必要がある。この点で先づ第一にとり上げなければならないのは各組合内部の互助共済的機能を一層活発ならしめて組合一般の福祉増進に資することにある。右の趣旨に基いてわれわれはこの際全国的労働団体の福利厚生部門の力を統一結集し強力にして民主的な連絡調整及び指導機関としてここに中央労福協を設け全労働者階級の福祉万般に亘つてこれが増進に邁進せんとするものである」（『労働者共済運動史①資料篇』二五ページ）

日本生協連の結成 終戦後たちだちに設立された日本協同組合同盟が、その運動の成果ともいうべき消費生活協同組合法を根拠として、日本生活協同組合連合会—日本生協連が結成されたのは昭和二十六年三月のことであった。労働者の共済事業展開の母体である生活協同組合の強化をめざす統一連合会が生まれたのは、意義あることであった。その綱領は次のとおりである。

一、本連合会は生活協同組合相互の友交を深め、組織の全国的統一強化を図る。

二、本連合会は搾取なき社会の建設を目指し、勤労大衆の生活の向上を図る。

三、本連合会は国際協同組合同盟を支持し、世界平和の確立を図る。

またその事業計画書では、二番目の「教育宣伝活動」のなかで「共済事業の奨励」をあげている。この日本生協連に二十七年二月「共済問題研究会」が持たれ、黒川泰一、折好一、高木尚文の各氏により生協の行う共済事業について、その指針となるべき次のような結論を得た。

一、共済事業 生協がとりあげる場合の、共済事業は「組合員の死亡、罹災等における見舞金を相互に出し合う」程度の所謂共済（原始的な）でなくより高度のもので、数学的根拠にもとづく共済事業でなければならない（保険事業である）。

また、その規模も各府県連合会の事業となり得るような、府県単位の大きさを持ち、近い将来には全国的に拡げられるものでなければならない。但し、これらの本格的な、高度な共済事業と併行して各単位生協において行ない得る共済事業も研究、奨励されるべきであろう。

二、共済の種類 当面生協が行なう共済は火災・生命の二つに中心を置くべきである。農協の成功した経験に学んで、まず火災から始めてその事業基礎を固めてからのち、次第に生命・役職員共済へと拡げて行く。

三、火災共済 イ 共済物件 地域職域の生協でできるようなもので、その共済物件は建物・家財とする。ロ 共済金額 当初は安全を考え、特に再保険しないときには低額は厳守される必要が

ある。ハ 掛金 事業の安全性を考え、掛金においても市価主義を採用し、余り低額の掛金を採用すべきでない。神奈川では一万円につき八八円、千葉では五〇円（年間）であるが掛金については事業費、再保険費、危険率を充分に考慮し、なお研究する必要がある。掛金は建物の種類によつて若干の段階を設けることが必要である。

四. 生命共済 地域生協では可成り困難である。イ 共済の対象 組員に限定し、家族を含まない。ロ 共済期間 短期間のものを行う。大体期間は一カ年とする。ハ 掛金 地域が行なう場合には、年齢別に一〇歳単位程度に掛金の差をつけることがよい。

五. 共済事業の経営主体 連合会が中心となつて行なう。しかしその場合においても他の事業を區別し、特別会計とし、支払準備金、積立金の管理を嚴重にすべきである。

また火災共済については共栄火災（その他理解ある保険会社）に再保険し、生命については金の協力により支払に安全を確保すること、ときには経営主体として生協と労組が共同で共済生協連を組織することも考えられる。

生協組織による労働組合の共済事業の構成がここにその萌芽を見いだせよう。

一方、中央労福協は第三回総会（二十六年）で共済事業の普及を提起し、翌年の第四回総会では「労組及生協の手による共済事業の普及」についての「現在の社会保障制度は非常に微弱である。

勤労者に対する医療、生命、災害等の保障はなされず、社会保障制度審議会の勧告すら実施に至つ

ていない。そこで一方これらの制度確立を闘うと同時に勤労者相互扶助の精神にもとづき労組及生協の手になる共済事業を進展せしめ、勤労者の福利厚生を計りたい」と提案し、活発な討議が行われている。

さらに労働組合の福祉対策全国代表者会議は二十七年八月の第一回会議で、社会保障制度の実施促進とともに共済制度について「共済制度の実施促進を通じて、組合員の不時災厄、組合運動犠牲者の救済と家庭との直結を強化すること」を決議した。次いで翌年十月の第二回会議では、福島、千葉、大阪各地区の福対協から、共済事業の準備を進めていることが報告された。

そしてその年の十一月、千葉県福対協は生命共済を開始した。当時、同福対協が公表した趣旨、仕組みなどの要点は次のとおりである（『労働者共済運動史②資料篇』）。

1. 趣旨 勤労者にとつて何が一番困ることかといえ、それは突然の災害にぶつかって一時に多額の出費を必要とされた時でありましょう。その際生命保険制度が如何に役立つかは誰も知らないことではありません。しかし勤労者の乏しい生活の中から高額な保険料を積立てて万一に備えておくような経済的余裕はありません。そこで今度日頃皆さんが労働組合運動の一環として生かしている団結の力と相互扶助精神を高度に發揮して一朝有事の場合互に助け合つて、働くものの後顧の憂をなくし安んじて職場に専念できるようにと計画したのが福対協の「生命共済」事業であります。

2. 仕組 以上の趣旨の下にこの共済事業は比較的小規模な事業場に働く者を対象としました。こ

の事業計画は組合員五〇名未満の事業場約二、〇〇〇名を加入目途として扶助金五万円及び共済掛金三〇〇〇円の割で受給者八、九名を見込んだのであります。なお支払保証積立金（基金）が確保されれば二年目からは継続加入者に対しては共済掛金の割引も考えられます。

千葉県福対協の生命共済は、労使いずれによつても福祉共済制度をもたないような構成団体員五〇人未満の事業所を対象に計画されたもので、その点では全国で最初の試みであつた。その共済事業規定によると、この制度は扶助金額一口五万円、加入は一人最高三口までとなつてゐるが、共済掛金は一口三〇〇〇円、二口五〇〇〇円、三口七〇〇〇円と口数がふえるにつれて割安となつてゐる。すなわち、保険とは一線を画した相互扶助制度だつたし、それが当時の労働団体における共済運動の主眼であつたようだ。

また、当時強力に推進された労働金庫運動と共済運動とは、その資金の管理ならびに還元運用機関として労働金庫が位置づけられ、密接な関係があつた。千葉県福対協の生命共済事業においても、規定の二一条に「共済掛金の一〇分の五は千葉県労働金庫に支払資金として積立てなければならぬ」とあつた。

(3)

そのころ、農協共済はすでに全国的なひろまりを示し、全国共済連も積極的に活躍してゐた昭和二十八、九年ころであるが、それにくらべると労働者く生協関係の共済運動は、実質的にもかなり

の立ちおくれをみせていた。いわばこの時点では労働者の共済は、また模索の段階からあまり隔つていなかったということが出来る。

しかし、二十九年六月の中央労福協の総会では、原則的な共済事業の指導理念が提案され、なお問題の伏在することを認めつつ質疑の後、次のように決定をみた。

一、共済制度の本質

労働者の被る災厄（こうむ）から生活を守るための純粋な相互救済を図る制度であり、社会保障制度に結びつくものである。

二、共済制度の非営利性

利潤を目的とせず労働者がこの制度の所有者であり管理運用するのである。従つて共済掛金は共済給付以外の目的、例えば営利事業への運用資金として貸付けたり、利殖に流用すべきではない。最小限の維持費を除き総べては給付に充てて余剰があれば共済種目の増加、給付額の引上げ、掛金の引下げ、福祉施設、無事故労働者への割戻し等還元の方法をとるべきである。

三、共済制度の大衆化

非営利性と同時に公共性を有するもので、広く凡ゆる企業の労働者が利用するものでなければならぬ。社会保険の適用のない労働者、営利保険を利用できない労働者は非常に多い。所謂未開拓分野として生活不安に常に脅かされ、事故に対して保障の手段をもたない労働者についても簡単に利用できるものでなければならぬ。共済制度の大衆化は労働者の組織化にも通ずるものである。

四、共済制度の恒久性

この制度は一時的なものでは存在意義がない。強固な基盤、巨大な共済資金、広範な共済種目、確実な収支と信用は恒久的な共済組織によって始めて可能である。(中略)単位労組の共済組織や地区共済組織は順次に大単位の組織に集約統合され、さらに全国的統一組織にまで強化発展せしめて、強力な恒常的保障を行なうことが必要なのである。この発展過程に於いて地方又は全国的組織が再保障することも考えられる。

五、共済制度の保護育成

労働組合又は労働福祉団体が非営利的に主体となつて行なう共済事業は分野、使命について営利保険と異なるものであるし、たとえ競合する面があつたとしても、公共的に非営利的に純粹な労働者の相互保障の形で運用され社会保障制度確立を指向し、補充する立場にある限り、この組織化と発展については国が積極的に保護助長すべき責任を有することは当然である。法的な裏付は必要であるから立法対策推進は共済制度の普及組織化と並行して努力せねばならぬ。

大阪労済の設立 労働者共済のトップを切つて全大阪福対協が生協組織により大阪労済を設立したのは昭和二十九年十一月下旬で、翌十二月から火災共済を開始した。

しかし、設立準備の段階では、年間二〇〇円の掛金で五万円の共済金を給付する掛け捨ての生命共済も提案された。この計画に対し大阪の労政当局は協力の姿勢を示していたが、他方圧力もかけられた。保険業界が「労働省・大蔵省に圧力をかけたために関係者が呼び出されたし、労組に対し

ては全損保が抗議に来た。しかし結果的にはこうした圧力に対する反発があつて発足をはやめたといえる」（『労働者共済運動史①』七九ページ）。

(4)

ところで、昭和二十九年十二月に事業を開始した大阪労済の生活協同組合としての法人格認可は、約四年後の三十三年十月になつている。

この理由について『労働者共済運動史・資料篇』の最初の編纂者である富田順一は次のように語っている。

「……こちらが折角生協法人として発足しようとしたのに、その前に立ちはたかったのが、他でもなく厚生省の認可基準というものだったのです。一九五五年の三月一〇日、厚生省から出された『地域による消費生活協同組合の火災共済事業の認可基準について』がそれで、つぎのような内容が含まれていました。

- ① 共済金の額は、共済事故一件につき二〇万円を越えないこと。
- ② 掛金は共済金一、〇〇〇円につき二円（すなわち一〇万円当たり二〇〇円）を下回ってはならないこと。
- ③ 共済事業開始当初の年度において少くとも一万名以上加入の確実な見通しがあること。
- ④ 事業経費はおおむね掛金の三割以内でまかなえる確実な見通しがあること。

⑤ 共済事故がいちじるしく広範囲に発生し、法定準備金、共済責任準備金をもって責任を果すことができない場合において金融機関等の確実な融資保証があること。

なかでも、右の第一点と第二点が問題でした」（『労働者の共済』一一二号「労済生協史話」②より）

つまり大阪労済は、共済金額は基準の二〇万円に対し三〇万円、掛金は下限二円に対し一円といずれも基準をはみ出していたためである。

しかし事業は順調で、発足一年十カ月後の三十一年九月末には加入組合数四二九、加入者数五万五〇〇〇人、回口数約七万三〇〇〇口を数えた。組合の設立がなかなか認可されないことについて、同組合の第二回通常総会議案書には次の記述がある。

「発足後約二カ年を経過した今日いまだに正式認可を受けていないことは非常に残念である。本年度中この問題について二度上京し、また昨年十二月には厚生省より係官が来阪して再三にわたり交渉を行って来た。厚生省の認可基準は一〇万円に対して掛金二〇〇円であるが、

イ. 大阪の場合は福対協の関連と出資金等の状況から考えて現掛金一五〇円を将来二〇〇円まで引上げる確約が出来るならば認可する

ロ. 昨年は新潟、今年の富山県（魚津の大火）両福対協の火災共済が一千数百万におよぶ赤字を出しているが、大火準備金を含めて十分なる安全率を加味した掛金を徴収すべきである

の二点を強く要望しているが、理事会としては発足後二カ年の今日黒字経営を行っており、また

当生協規約第二〇条に大火の際の取扱い方を規定しており一般損保会社と組織的に異なる点を指摘して労働組合の集団としての特質を活いすならば何等掛金引上の根拠がないと拒否して来た。

また一部には認可が困難ならば労組内の共済組合或は共済部として推進すべしとの意見もあったが、生協として認められないかぎり諸積立金、大火準備金、組合員割戻高、或は対組合員との収納における印紙税の問題等なら法の保護を受けず、組合員に非常な不利益をあたえるので、是非強力な働きかけを行って認可を獲得したいと考えている」(以下略)

なお、厚生省の認可基準がネックとなつたのは大阪ばかりでなく、続いて三十一年二月までに事業を開始した新潟、富山、長野などいずれも認可までに二年ないし三年かかっていた、三十二年になつてから発足した東京、神奈川、山口など基準内に収めていた組合の認可が先になつている。

大阪に続いて新潟、富山、長野と火災共済を開始、翌三十一年には北海道、群馬、福島の各労済が生まれ、三十二年に入ると福井労済、神奈川労済、東京労済、栃木労済、鳥取労済、山形労済、愛媛労済、静岡労済、茨城労済と事業開始が相次ぎ、九月末日、全国労済連の設立をみた。この年内にさらに京都、滋賀の二労済が創立され、また十一月から労済連は火災再共済事業を開始した。

(5)

新潟・魚津大火と労済運動 新潟労済(当時また新潟福対協)は昭和三十年五月一日に限度四五万円で発足したのであるが、それから五カ月後の十月一日未明に大火に見舞われ、罹災面積一

坪、九七四戸、一二〇〇世帯、損害約一五〇億円といわれた。

これに対する火災保険金の支払いは一三億円にのぼった。これは同年度の決算面に損保としても相当影響があつたが、四四一億円の元受保険料とくらべればものの数ではなかつた。

これにくらべると、新潟労済の場合は致命的ともいえるものであつた。事業は順調であつたといえ、それまでの掛金収入額は六〇〇万円に満たなかつた。これに対し加入罹災者四〇名、八六口で所要共済金額は一二六七万五〇〇〇円であつた。

このときの不足金九四〇万円は労働金庫から借り入れたのであるが、当時の事情を『労働者共済運動史①』は次のように述べている。

「かかる最悪の事態に直面した新潟福対協は、緊急役員会を日夜を分たず開催し、その対策を協議した結果福対協の発展と現在全国的に関心が持たれつつある勤労者の共済事業に、今回の大火で減額、分割支払等（約款第一八条にこの項あり）の特例を行つて、消極的な影響を与えてはならないこと、また保険、金融資本の暴利と対決して、闘つてきた福対協が、今ここで敗退してはならないとの結論で、如何に困難があろうとも、今こそ県内全勤労者の友愛と信義と組織の力に訴えて、全額一括支払をすることに決定し、これが支払については、福対協加盟の有力組合三五組合を通じて（新潟福対協は任意団体なので労金としては直接融資せず、最終的には組合が責任を負うことにした）労金より、日歩三銭、六カ月の融資期間で借受け、二十五日に一二六七万五〇〇〇円を全額一斉に支払つた。

今回の全額一括支払という異例の措置は、罹災者を非常に感激させ、更に県下の労働者の間に、大きな反響をよび起し、現在続々新たに福対加入を申し出ている有様である」

新潟労済のこの年、つまり事業開始第一年度の収支計算によると、掛金収入一二六〇万九〇〇円、借入金九四〇万円に対し支払共済金一五八四万四〇〇〇円で、年内に三八五万円の借入金返済をし、その他を加減して差し引き三七六万九〇〇〇円の赤字であった。

新潟大火を上回る試練は翌三十一年九月十日の富山県魚津の大火であった。富山県勤労者福祉協会はその年の一月に火災共済を開始したばかりであったから、その打撃のほどがうなずけよう。魚津大火の罹災者は一五八八世帯、人員七一一人で、このうち火災共済加入者数は一五八八、三三八口で、給付三六二四万円と新潟大火の三倍にのぼった。

これに対し福祉協会は理事会で協議を重ねた結果、とりあえず可能ながぎりの給付努力をするとともに、年間五万口の加入口数拡大目標を立て、この達成によって完全給付をはかる方針を決めた。しかし、一年後の実績はその半分に満たない結果となり、結局、福祉協会は三六〇〇万円のうちの分の一八〇〇万円を給付を打ち切らざるをえなかった。

この後、富山県労済生協が創立（三十三年一月二十五日）され、福祉協会は火災共済事業を停止した。

労済協―労済連 さて新潟、魚津の相次ぐ大火によつて、労働者の福祉のための共済事業は、地域的に孤立した状況では十分にその目的を達しえないことを関係者に痛感させ、その統一的前進と

関係諸団体との連携の強化をはかる機運をつくった。三十一年十一月末、東京に創立された労済協（全国労働者共済協議会）は、全国連合会組織の前身をなすものであった。

創立にあたっての労済協の「宣言」は次のとおりである。

宣 言

昭和二十九年、大阪の労働者が全国にさきがけて作った労働者独自の共済運動は、その後、新潟、魚津の大火等、幾多貴重な試練を経つつも相次いで各方面に発展し、これとともに再共済組織の確立を痛感するに至った。われわれは、この労働者独自の扶^{たす}けあい運動を通じて組合組織の強化を図るため、さらにこの運動を全国的に促進し、再共済の実施を期せんとするものである。

共済組織の拡大充実と再共済組織の確立によって長期資金を確保し、労働金庫運動の発展と福祉活動の抜本的強化を図り、この基礎の上にわが国労働運動の飛躍的前進をかちとるため、ここに全国労働者共済協議会の結成をおこなう。

労済協は設立以来、再共済制度確立の前提となる労働者共済の統一と、組織化促進のために活発に動いた。

まず労済の統一であるが、再共済推進委員会、経営研究会、理事会などを通じて労済連設立のため、諸規程、料率、事務手続きなどの検討をすすめた。また労済の組織化促進では、理事会でその方策をいろいろ検討し、機関紙「労働者の共済」およびパンフレットなどにより全国の労働組合会

議や労金、各全国単産などに配布、趣旨の徹底に努めた。

この結果、三十二年二月から七月下旬までの間に、前述したように神奈川、東京、栃木、山形、静岡、愛媛、山口の各労済および茨城福対協が設立された。

一方、第三回理事会（三十二年三月一日）、第四回理事会（同年四月四日）で連合会構想およびその再共済制度が確認された。

まず再共済制度は、①再共済組織は単位組織の連合会組織とする、②加入資格は、当該地域及び全国規模産業別組織の全労働者組織を主体とする労働者共済事業を行う法人とし、最低の加入者が一万人以上と見込まれるものでなければならぬ、③再共済掛金は、基準共済掛金率表（未定）を基準としてきめる、再共済掛金率表によるものとする、④再共済引受は元受共済金額の半額を原則とする、⑤再共済引受の最高限度は二〇万円とする、⑥再共済は全て連合会の定めた基準の定款共済事業規約、認定基準等によつて元受けされた共済契約によるものとする、というものであった。

また再共済連合会は、①準抛法―消費生活協同組合法及び共済事業についての諸法令、②名称―全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）、③事業の種類―イ. 企画調査統計に関する事業、ロ. 指導連絡調整に関する事業、ハ. 再共済に関する事業、ニ. 業務並びに経理の監査に関する事業、④設立準備の要諦―労働組合の主体性を堅持すること、⑤業務機構（略）、⑥再共済の実施に関する事項―イ. 根本原則（略）、ロ. 再共済契約―会員である単位組合と連合会との間に締結され、義務特約再共済とし、単位組合の元受けした全共済契約を対象として行うものとする。（以下略）

さらに、毎月のように理事会を開いて労済連設立の態勢を進めた。

そして、最後に第八回理事会（八月二十日）において「再共済事業内容」の決定をみた。これは、再共済開始は十一月一日を目途とすることおよび実施に伴う経過措置と再共済手数料を定めたものである。

かくて九月二十九日、労済連は創立総会を開き、予定どおり十一月一日から火災共済の再共済を開始した。

ところで、労済連の設立前に、全国で最初の労済生協として東京労済が法人格を取得したことに触れておかなければならない。

東京労済は、東京労働金庫が三十一年五月の第四回総会で「火災共済・生命共済事業その他の福祉活動に労金が協力して行くこと」を決定してから具体化が急速に進んだものである。

そして準備が順調に進められ、翌三十二年二月八日には創立総会を開き、四月一日事業開始、同二十三日に労済生協として法人格の認可を得た。事業はすべり出しから順調で、四月中に五五〇〇口の加入があつた。

労済連創立総会に上提された運動方針案は、労済連に課せられた使命と方向とをあますところなく表現しているし、全労済をふまえて立つ今日も生きている。その要旨は次のとおり。

「基本的使命と活動の方向 労済連は助け合いの運動として生命、火災再共済を主体とするこの事業の具体的推進母体としてここに発足するわけであるが、これを推進するに当り、労済連の福祉活

動としての本来の使命を明かにし将来に向つて誤らざる方向を堅持しての發展と目的の完遂に努力しなければならぬ。労済連は勤労大衆を基盤とし常に勤労大衆の生活の向上と文化的推進を目標として労働組合、生活協同組合、労働金庫と常に緊密な連繫をとり、運動を推進しなければならぬ。

労済連は生協、労働金庫と同様に勤労大衆の生活と文化の向上を目的とし、その目的達成のために絶対不可欠のものである限り何れが欠けても、何れの運動が遅滞してもその目的使命を果すことは不可能である。従つて生協、労働金庫等すべての福祉活動と不離一体なものである立場を常に堅持しこの運動を進めなければならない。

具体的方針について 労済事業は勤労大衆の生活と文化の向上を、生活環境における偶然の事故に備える助け合いの運動として進められるものではあるが、労済は一つの企業体である限り、これ等の使命と目的を果すためにも又この運動を強力に将来に發展させる意味においても企業の安定が確立されなければならない。……われわれは常に創意工夫と合理化を図り、企業の健全化に努力する一方最高限度額を高めコスト高を緩和することにも努力しなければならない。

労済連は一つの企業体としてその健全性を保つことは当然であるが、だからと言つてそれに必要以上に重点が注がれ運動体としての使命を軽視してはならない。また官僚的運営になつてはならない。われわれは常に企業の安定と並行して、勤労大衆の助け合いの運動の使命を企業の確立と共に一層理想的なものにしなければならない」

(6)

労済連の結成後は労済の設立に拍車がかかり、当時一八都道府県だったものが昭和三十九（一九六四）年の埼玉の設立で全国化（米国施政権下にあった沖縄は四十六年）が完了した。

労済連の結成によって全国の組織化が進み、運動・事業態勢が確立されたわけである。

しかし、その後の前進過程でも次々と新たな課題が生じ、それらを乗り越えていかねばならなかった。それは労済連の結成された昭和二十二（一九五七）年から全労済の設立された昭和五十一（一九七六）年までの約二十年間に絞ると、次の五つに整理できる。

①保険審議会を舞台とする共済規制の動き、②新潟地震（昭和三十九年）とその対応——助け合い運動の展開、③交通災害共済の開始と赤字問題、制度の改訂、④単産共済の生成と調整をめぐる諸問題、⑤組織統合方針と地域統合。（『労働者共済運動史②資料篇』）

これらの一つ一つについて述べることは割愛するが、⑤の地域統合は「事業体としての単一化」という大命題の、至近距離に位置するものであった。

組織の全国統合に対して、まず「隗より始めよ^{かい}」という答案を示したのが中央労済であった。

東京労済と近県労済が集まって、一都七県による単一統合体「中央労済」が設立されたのは昭和四十四年（翌年、長野が加わる）であった。これに刺激されて四十六年、大阪・京都など二府二県による近畿労済が同じ方式により設立された。

二つの地域統合の成功は、全国統合への一里塚でもあった。

しかし、全国統合への道程は決して平坦ではなく、近畿労済が生まれてからそれまでに、さらに五年の歳月を要したのである。

(7)

全労済の創立 昭和五十一年十月、都内のホテルで「全労済創立総会」が開かれ、四〇単協、三連合会の統合参加による「全労済（労済連の発展改組）」が誕生した。統合には単産会員、一部の単協の不参加、未参加があつたが、懸案、たつた全国統合の実現は労済運動が一つのエポックを画したことになる。

このあと全労済は全国労働者共済生活協同組合再共済連合会（全労済再共済連）の創立、つづいて（財）全国労働者福祉・共済協会（全労済協会）の設立による全労済グループを形成していった。

また事業的には、「こくみん共済」による地域展開を強化し、念願の自賠償共済の実現や、全労済会館を建設するなど、事業基盤を固め、態勢を強化していった。

「こくみん共済」の開発と教宣活動の転換 昭和五十八（一九八三）年五月、全労済は「こくみん共済」を実施した。まず近畿地本の二府三県からスタート、漸次、ぜんじ全国で実施した。

「こくみん共済」は一年定期の生命共済を中心とし、年齢による掛金差を設けず、十五〜五十九歳の加入年齢につき一律の掛金で死亡、病氣入院、交通事故傷害などに一定の共済金を支払うこと

を基本とする、いわば団体定期保険の「バラ売り」制度であった。

これは神奈川県に始まり、続いて埼玉県で創始された「県民共済」がしだいに成長し、ついに全国生活協同組合連合会（全国生協連）による全国化をみようとしているのに対応しての開発で、その仕組みは「県民共済」と同様であった。

そのころ労済は、教宣活動に歴史的な転換が行われた。「保険批判活動の見直し」である。「保険批判活動は創立以来、労済の組織活動の重要な特徴」（『労働者共済運動史⑦』解題）であった。五十七年の地県本教宣会議で「見直し」が提起され、五十八年五月の理事会でも「宣伝物においては……他共済や保険批判を掲載する必要はない」ことが是認された。

これは、「こくみん共済」の開発、実施とちようど同じ時期である。同年五月一日からスタートした「こくみん共済」は、銀行（都市銀行および労金）窓口を通じての月払い・自動口座振替制度の採用、それにマスメディアによる宣伝と、労済は大きなイメージ転換がはかられたのである。

自動車共済連の一体化 単産共済連合会は昭和四十九（一九七四）年、国労・全通・全電通・全林野・全専売の五組合で自動車共済事業を開始した。その一年後に同連合会は労済連に提携の申し入れをした。

全国統合を間近に控えた労済連は自動車共済の開発を、統合後の重要な課題として受けとめた。

結局、五十五年になって、全労済と傘下の中央労済・近畿労済、各都道府県労済と日教済生協・自治労共済の参加を得て、自動車共済事業の統合をめざし、自動車共済連（全国労働者自動車共済

生活協同組合連合会）が設立された。

しかし発足後は、損害査定やサービス態勢の不備、事故率に見合った適正な掛金率の設定などに適切さを欠き、収支のバランスをはじめ経営基盤の堅実さが問われるようになった。

そこで、自動車共済連を全労済と一体的な運営のもとにおくことが課題となった。これは全労済グループ（全労済・全労済再共済連・全労済協会の三者）の形成の一環という構想で計画は進められ、六十一年十一月、両者の一体化に関する合意書に全労済理事長藤原久、自動車共済連理事長細江貞助が調印した。こうして全労済再共済連は翌年十一月、全労済グループの一員として、また、自動車その他の労働者共済の再共済機関として発足した。

自賠責共済への参入 全労済再共済連が自動車共済連時代から目標としてきたのは、自賠責共済への参入であった。

これは農協共済の前例もあることであるが、自動車損害賠償保障法（自賠法）の改正を待たねばならず、そこには種々困難なネックもあつて国会対策などに時を費やしたが、関係者の多年の努力が実つて、平成七（一九九五）年七月の衆議院本会議で自賠法の一部改正案が可決された。かくて、全労済の自賠責共済参入が実現した。

全労済は、平成十三年五月現在で組合員数一三八〇万人、総資産一・七兆円、契約件数三三〇〇万件、受入共済掛金四八七一億円、支払共済金額二三五七億円という規模に達した。組合員数にお

いては、JA共済を上回るひろがりを見せている。

六 県民共済・全国生協連

——生協法による共済(その二)——

(1)

昭和四十八(一九七三)年、埼玉金属労組が組合員二万五〇〇〇人を対象に創設した共済制度がその発端。同労組は埼玉県民共済生活協同組合を組織、埼玉銀行と提携して独自の生命共済事業を開始した。十五歳から五十九歳までを同一掛金で保障する定期生命共済である。

当初は生命保険会社の団体定期生命と抱き合わせ、保険九(九〇〇万円)、共済一(二〇〇万円)の割合でスタートしたのであるが、創始者正木萬平は「これ(共済部分を中心に)を組合員だけにとどめず県民全体を対象とする共済に育てたい」とし、「県民共済」の名称のもとに県下の埼玉銀行本支店の窓口で説明書、申込書を置き、同行を経て契約を申し込む態勢をとった(この時点で団体定期から個人定期に変わった)。

そして、加入者(組合員)の増加をみる過程で保険を離れ、一〇〇%自前の共済に切り替え、さらに全国規模の共済を志向して、昭和五十七(一九八二)年、全国生協連(全国生活協同組合連合

会」として共済事業を開始した。

これはそれまでの九年間にわたる事業実績により、もつとも懸念された「平均契約年齢の上昇による収支バランスの不安定化」がみられず（目標とした平均四十歳未満を維持）、三〇%前後の割り戻しが継続して維持できたことを踏まえての決断であった。

県民共済は、生命保険の技術的（数理的）基本である年齢（死亡率）に即した掛金率という鉄則にとらわれず、十五〜五十九歳の掛金を一律二〇〇〇円として加入を受け付け、契約者集団を構成していった。すなわち「団体定期保険のバラ売り」である。

当然に、生保業界は特別研究会を設けて検討、問題点を指摘した。

その要点は、①従来の共済制度と異なり県民共済は、広い範囲で不特定多数を対象に共済募集を行っている、②年齢に関係なく一律の掛金である。高齢加入者の増加や非健康体へのシフトなどで、将来支払い不能とならないか、③無診査・無面接でしかも銀行の窓口で安易に加入させるシステムは、保険犯罪の誘発や社会モラルの低下を招く、④急速な普及の要因は銀行の積極的な関与にある。銀行法および金融行政の基本に抵触する恐れがある、⑤監督規制面で県民共済などは商法、保険業法、募取法もとの保険事業に比べ、著しく有利である、など。

このような指摘に対して、県民共済に対抗して全労済が創設した「こくみん共済」のいずれにおいても、それとうなずかせるような傾向ないし事態は、それから二十年近くを経た今日まで、まだ生じていない。

県民共済の実績

(単位：千人、億円)

年 度	1999	2000
加入者数	7,029 (111.1)	7,827 (111.4)
掛金収入	1,740 (124.8)	2,123 (122.0)
支払共済金	790 (129.2)	975 (123.4)
総 資 産	1,195 (118.0)	1,459 (122.1)

() 内は前年度比、%

(2)

バブル崩壊後の保険事業は経済・金融事業とともに大打撃をこうむり、業績は不況にともなう深刻な打撃を受けた。とくに生保は株価や地価の下落、金利の異常な低下などが経営を圧迫した。このため、生保会社の倒産が相次ぎ、それがまた大衆の生保不信をあいり、解約の増大と売れ行き(新契約の)不振に拍車を掛けるという悪循環を招いた。

こうしたなかで県民共済は、不況をまったく感じさせない二ケタの(保険の高度成長時代と同様)伸びを加入者数、掛金収入、資産の増加その他で全面的に維持している(表参照)。

これは生保不信がまったく関係ない(たとえば、生保をもっとも苦しめている、いわゆる逆ザヤ問題の圏外にある)こと。不況下でも月額二〇〇〇円の掛金負担は大きな負担でなく、しかもその三〇%近くは割戻金として還元されること。保険は信じられなくても保障は必要であり、バブル以降の保険業界の混乱がむしろ追い風となった感さえある。

県民共済に対する周囲の危惧を一掃し、基盤の確立と発展への足がかりをつくったのは「ブライダルセンター」の

活用である。若いカップルに式場をあつせんし貸し衣装を用意するだけでなく、新家庭に必要な家具類を、市価の約半額で提供。その利用条件は、共済を契約する（組合員になる）こととした。二人で月額四〇〇〇円の掛金を負担することで、数十万円の出費が節減できたのである。

ブライダルセンターは二十数年前、どうして家具などを破格の値段で提供できたのか。キメ手は“現金”にあった。正木は現金を携えて家具の生産地へ赴き、メーカーと現金取り引きで仕入れた。では、その現金はどうしたのか。それは、埼玉銀行の協力があった。銀行は、ブライダルセンターが繁盛し、共済の加入者がふえれば、それに比例して掛金の払い込みはふえ、残高も増加する（二回目以降の掛金は、加入者の口座からの自動引き落としであることに注意）。

かくして県民共済のブライダルセンターは門前市をなした。加えてロコミ、宣伝、ピラなどによって（人による勧誘なしで）事業は伸びた。

県民共済は保険サイドからみると、常識をこえた制度である。制度はじめ事業の運営がすべて前例のない発想——プロからは生まれない——に立ち、保険業法のもとでは、これは実行不可能だった。すなわち、①団体定期保険のバラ売りであること、②理論上の問題で監督官庁は認めないと思われる、③販売面でも、セールスマンを使わない個人向け商品は当時の生保経営では発想外だったろう。

そのころ、全労済が対抗して「こくみん共済」を開発、積極的に推進したほか、全共連でも、掛金率五年刻みの定額定期生命共済を開始した。

全国生協連は販売手段に営業マンをいっさい使わず、銀行窓口での申し込み、銀行口座への自動振り込みに徹する独自の経営により、好況期、不況期を通して二ヶ台の業績伸長を続けてきた。そしてウイーク・ポイントと目された加入者の平均年齢もスタート以来ほとんど変化なく、四十歳水準が維持されている。その後、メインの生命共済のほかに、こども、熟年、火災など共済種目をふやし、創設当時とは業容を大きく変えている。

けだし、保険の“一門外漢”の発想から生まれたこの特異な共済システムが、長期にわたる不況、日本版ビッグバン、金融・保険をめぐる変革の大波、高齢社会、そして福祉・国民生活をめぐるものろめまぐるしい動向のなかで、これからどのような展開をみせていくか、きわめて注目される。

七. 市民共済・日本生協連・全国大学生協連・その他

——生協法による共済(その三)——

(1) 市民共済(全国共済生活協同組合連合会)

いわゆる地域生協共済の連合体である。連合会は都道府県または市などを地域として共済事業を行う地域生活協同組合を会員とする。連合会は昭和三十一年に設立され、はじめは会員相互の情報交換、連絡調整および親睦をもつぱらとしていたが、二十九年から火災の再共済事業を実施し、ま

た四十八年から別枠の火災共済を開始 今日に至っている。

会員数は現在一七組合で、実施共済事業は火災、総合、交通災害（交災）、生命の四種目であるが、全組合が四種目を一律に実施しているのではなく、組合によって次のように一種類ないし三種類を実施している。

札幌市民共済（総合、火災）、秋田県（火災、交災、生命）、群馬県（火災）、埼玉県勤労者（火災）、生協都民（火災、交災）、東京（火災）、横浜市民（火災）、新潟市火災（火災）金沢市民（火災・交災）、名古屋市民火災（火災）、愛知県（火災、生命）、大阪市民（火災、交災）、尼崎市民（火災、交災）、西宮市民（火災、交災）、神戸市民（火災、交災、生命）、姫路市民（火災、交災）、福岡市民火災（火災）。

(2)日本生協連（日本生活協同組合連合会）とC O ・ O P 共済

日生協（日本生活協同組合連合会）は昭和二十六年二月、当時全国に続々結成された各種生協の指導機関として設立された。また、労福協を中心に活発に展開された労働者福祉推進のための共済運動についても、日生協は側面から協力した。労働者共済の組織化と成長に日生協は長い間密接にかかわってきた。

共済事業の実施は五十四年で、全労済の生命共済、火災共済をC O ・ O P 共済と称して全国の生協で実施した。五十九年には日生協独自の総合共済「C O ・ O P 共済へたすけあい」を開発、発足させた。

日生協は「生活協同組合の全国的統一と団結を堅持し、民主的運営により会員の事業の発達を図り、勤労大衆の生活の向上と世界平和に貢献する」目的のもとに、①コープ商品の開発・改善、会員生協への商品供給、②商品検査、安全・環境改善の立案・推進、③共済・旅行事業、④会員生協の事業活動、組合員活動の指導・連絡・交流、⑤海外生協などとの交流などの事業を行っているが、そのなかで年々成長する共済事業（平成十二年度末契約件数三三三万件、受入掛金三三四億円、支払件数三三万三〇〇〇件、支払共済金一五一億円）がウエートを増していることは争えない。

(3) 全国大学生協連（全国大学生生活協同組合連合会）

昭和三十三年の設立である。大学の教職員や学生がおたがいの生活の改善を図って、戦後間もなく設立された大学生協を会員として昭和二十三（一九四八）年に消費生活協同組合法（生協法）に基づき設立された。

現在、連合会に加入している大学生協は二〇〇を超え、組合員数は約一四〇万人。食堂数約六〇〇、書籍店舗約三〇〇、購買店舗は約四〇〇といわれ、それぞれ学生、院生、教職員により運営されている。事業は外国語習得、運転免許の取得、就職応援、フードサービス（食堂）、アパート紹介など多彩であるが、とくに力点がおかれているのは学生同士の助け合いをうたった学生総合共済である。

連合会が学生向けの共済事業を開始したのは昭和五十六年で、生命共済は死亡、後遺障害、病氣入院、事故入院、入院看護、扶養者事故死亡などが保障・補償される。火災共済は下宿先の家財の

焼失、水ぬれ、風水害などによる損害を補償するほか、家主から求められた損害賠償もカバーの対象となる。

連合会ではこの共済制度について、○学生生活の二十四時間を、国内、国外を問わず卒業生でカバーする、○学生生活にぴったりの保障内容、○健康で安全に過ごせるための病気・ケガの予防提案活動、などを強調している。

学生総合共済は入学から卒業までの期間中のリスクを総合的にカバーするので、学生は安心して学生生活を送ることができるという、きわめて特色ある制度である。また、この制度による共済金の給付を受けた学生（やその保護者）は、共済制度の助け合いを身をもって体験し、学習して実社会に出ることになる。

(4) その他（全国生協協議会）

「全国消費生活協同組合共済事業協議会」がフルネームである。

全国的な職域組織を持つ生協法に基づく生活協同組合で、組合員のための共済事業を行う組合により構成されており、組合相互間に共通する諸問題に対し連携を図り、あわせて各組合間の親睦を図ることを目的とする。このため次の事業を行っている。①生協法その他関係法規の研究、②所管官庁との連絡、③共済事業の運営に関する研究、④各組合の業務内容等情報の交換、⑤その他会の目的達成に必要な事業。連合会組織ではなく、再共済事業は行っていない。

協議会を構成している共済団体は、特定郵便局長生協（二十四）、酒販生協（二十四）、たばこ販

売生協（二十五）、塩業生協（二十五） 町村職員生協（二十九） 池坊華道教授者生協（二十九）、都市職員災害共済会（三十三）、警察職員生協（三十五）、電機販売生協 防衛庁職員生協（三十八）の一〇団体であり（カッコ内は設立年、昭和）、全団体が火災共済を実施しているほか、生命（特定局、酒販、塩、池坊、警察）、天災地変（酒販）、交通災害または傷害（たばこ、警察、池坊）、自動車（町村、都市職員）、年金（警察）共済を実施している。

八. 中協法による共済

——日火連——

(1)

昭和二十三（一九四八）年八月開設された中小企業庁は、中小企業対策の一環として民主的な組合制度の確立をめざし、次のような構想をふまえて中小企業等協同組合法（二十四年六月公布、七月施行）の立法化を進めた。

1. 設立の自由および加入・脱退の自由
2. 組合員の議決権の平等
3. 統制事業の除外

4. 組合事業からの公権力の排除
5. 大規模事業者の加入制限
6. 組合事業の自由
7. アウトサイダーの組合利用の制限
8. 組合員の出資持分の制限
9. 利益配分に対する法的制限

この法案は、行政官庁関与の排除、商法の規定の大幅な準用など、立法の基本理念を民主的自治主義におき、組合員の権利義務を徹底的に重視する立場をとった。そして、法案には当初「保険協同組合」の規定も挿入されていた。

しかし、保険協同組合条項は、審議の過程で「時期尚早」であるとして削除されてしまった。このことについては、当時の中小企業庁長官の蜷川虎三が「非常に残念がっていた」という水牧茂一郎の述懐がある。

「中小企業の諸君がいかに叫びを上げて、それは蚊の鳴き声に等しい。ライオンの咆哮ほっごうの如き大資本の一喝に消されてしまった。このことを諸君は肝に銘じ今後さらに結束をかためられたい」と。悲愴ひそつなそして現職としては思い切った挨拶であった（『日火連三十年史』五二ページ）。

もし、当初の中協法に保険協同組合の条項があつたならば、中小企業共済（保険）の歴史も当然、違つたものになつていたと思われる。しかし、保険業法や保険業界との関係があり、規制・対立・

競争とその調整など決して単純には展開しなかつたろう。

いずれにしても北海道において、中小商工業者のための保険（共済）事業に熱い視線を注いだ水牧茂一郎は、頼るべき法律もなければ保険ないし共済の知識もなく、まさしく徒手空拳で立ち向かったのであった。

『日火連三十年史』は水牧著『十年の歩み』から次の文章を引用している。

「確か二十六年の秋であつたと思うが中小企業庁組合課にいつものようにぶらりと行つたとき、協同組合法で火災の共済事業はどうしてもやれないものかと話しかけて見ると、やってやれないことはないように思われる、との一言を聞いたのである」

「それからは組合課の莊事務官、熊谷事務官のご兩人を先生として、また相談のお相手を願つて研究することになった。先づ第一番のつながりどころは、当時の中協法（改正前）第七〇条第一項三号に規定する福利厚生 of 事業である。事業協同組合には事業として幾つかが列記してある。その全部または一部の事業を行なうことができることになっているので、福利厚生だけの事業で協同組合ができることはわかつたが、次に福利厚生事業の中に火災共済が含まれるかどうかといふことである。これには企業庁も確信がなかつたので二十六年の法改正の際、法務局に伺いを立てたところ、火災共済も含まれると解釈するから別号を作る必要はあるまいと回答がきていることがわかつた」

さらに水牧（『十年の歩み』）は次のように述べている。

「然らば保険（業）法はどうかというに、第一条に『保険事業は主務大臣の免許を受くるに非ざれ

ば……』と、それこそ厳然と示されているのである。これまで誰も手をつけようとしなかったのは、いきなりこの壁にぶつかって、諦めてしまったからであろう。しかしよく考えて見ると、この法律の中に共済組合など一言もふれてないばかりか、類似行為はどうするなどにはおよんでいない。それでは保険とはいかなるものか調べて見たが、日本の法律には定義が全然書いていない。当時仄聞そくぶんするところによると、大蔵省では一応保険の定義とでもいうようなことは言っていない。それによると、不合理なものは保険ではない、不特定多数を相手にしないものは保険ではない……と聞かされた。言うなれば保険にあらざるものの定義である。……ここにおいて勇を鼓して断行するか、それとも危い橋は渡らないのかの、何れかにせねばならぬことと相成った」(『日火連三十年史』五五ページ)

日火連の『三十年史』が水牧の『十年の歩み』からこのような述懐を長々と引用しているのは、ここに中小企業共済の発端があり、ルートとしているからである。いかにして中小商工業者のための、マイペースの火災共済を生み出すか、その執念と決断へのプロセスの吐露である。したがって『三十年史』における「前史」に位置づけられるだろう。

(2)

水牧は昭和二十六(一九五二)年秋から共済組合設立の準備をはじめた。

基本方針として火災共済は、①地域が狭いほど危険性が高いので、全道に普及させる、②組合員

が少ないと負担が重くなるので、同意者三〇〇〇人を創立総会の目安とする、③資金(掛金を含む)は全額金融機関に預金するが、道内の中小企業者に融資することを条件とする、④掛金を安くするために募集にかかる人件費と代理店手数料を設けず、組合員自身が組合員を増やす、⑤大火に備え、道から資金援助を受ける、こととした。

⑤の資金援助について水牧は当時の田中知事に要請、「快諾」を得たとある。

共済金は最高一五〇万円とし、一口一五万円で一〇口、掛金は余っても返却しない「寄託制」とし、大火に備えて組合に積み立てる。寄託金は罹災者への見舞金(共済金)以外は使用しない。組合の事務費は賦課金で賄う。出資金は「小額平等」の五〇〇円。

この試案を中小企業庁や関係方面に提示、基本的な了解をふまえて翌二十七年三月から設立準備委員会を重ねたのち、五月、発起人会を開き、八月四日の創立総会を期して、北海道共済商工協同組合(北協商)は発足した。同じころ、名古屋では愛知共済が生協組織で発足(のちに商工協組に変更)している。そして、水牧茂一郎が理事長となり、九月一日、事業を開始したのである。

ところが、事業開始早々の九月九日、組合は突然、札幌財務局から呼び出しを受けた。そこで水牧が「横浜常務を伴って出頭に及んだところ、局長室で東京から大蔵省保険課の課長補佐の一行、何んでも東京から来た方は五、六名におよぶと聞いた。無論財務局長等列席のもとで当組合に詰問が始まったのである」(『日火連三十年史』五九ページ)。

以下に、その詰問(質疑応答)のおもなもの(要旨)を『十年の歩み』から抜粋しておく。

〔問〕 保険法にふれるとは思わないか。

〔答〕 保険でないものが触れるわけがない。

〔問〕 組合の役職員のなかには専門家が一人もいないではないか。それで組合の運営ができると思うか。

〔答〕 専門家とは何の専門家をいわれるのか。私の方は共済の専門家揃であるから運営については一向に心配はいらない。

〔問〕 損害保険にも相互会社があつて、共済組合はこれによく似ていてではないか。

〔答〕 共済組合は昔からあつた。保険は共済から金を儲ける方法として生まれたものであるから、本家は共済である。従つて分家の損保が共済に似ているので、本家が分家に似ているのではない。

〔問〕 保険契約の有無にかかわらず支払つとあるが、それでは超過保険を制御できないではないか。

〔答〕 私どもは損害てん補こうでんという考えではない。業体を持続せしむるといふ考えに立っているから問題にしていない。それはあたかも香奠こうでんが葬式料以上に集まつたところで罪悪とは考えていない。それと同じように思っている。

〔問〕 保険金詐取の目的の放火もある世の中である。これを防ぐためにも組合のやり方は問題だ。社会悪を防ぐ方法でも何か別にとるのか。

〔答〕 とらない。

〔問〕 とらないならばやめてもらいたい。

〔答〕私等は古来から出火したらその場所から所払になるという慣わしを教えられてきた。今でも、出火することは世間様に申しわけのないことである。保険金目当ての放火などは考えに考えていない。……然し絶無ではないことは知っている。が、共済組合があつてもなくても防ぐことはできまい。昔、横浜市で金持が野球のバットで撲殺されたことがある。今でもバットで人を殺すことはできる。けれども政府は、バットは凶器だから販売してはならんという法律は出してない。詐欺や放火を恐れて中小企業の共済事業をやめるなどはできません。

〔問〕大火があつたときには払えない場合もあり得ると思うが、その時はどうするか。

〔答〕大火を予測してこそ全国平均の八倍もの金を払い込ましているのである。……それでも万一を考えて、そんな時には道が面倒を見てくれることを約束しているから心配ない。

〔問〕道が無制限に面倒を見るわけでもなからう。それでも払えない場合は？

〔答〕予測のつかないことを予測せよとは無理な話で、そんなことは有り得ないとの判断の上に立っているのだから、答えようがない。

この「詰問」について水牧は、『十年の歩み』で次のように述べている。

「その他不特定多数の問題や、不合理極まる方法とか、微細にわたることは省略するが、問答中には相当激論にわたることもあり、同行の方から関連質問なども出たり、質疑のごとくごとくが敵視しての質問のように受取ることができた」

大蔵省から派遣されたこの一行のなかには損保協会の職員も加わっていて、共済——類似保険問

題、とくに北海道における中小企業火災共済の動向には強い関心を持っていて、示していた。そのころ筆者は保険業界紙「インシユアランス」の編集者であり、大蔵省へも足繁く通っていたので、北協商へ調査に向かう前の保険課長補佐にも会っていた。「つぶしてきますよ」。彼は自信満々でそう言っていた。素人が寄り合ってつくった共済組合など、頭からのんでかかっていたのだろう。しかし――、

「それにしても低級な屁理屈をならべて強引に押切ったのは無知無学の強さで、保険などに精通の人であつたなら、あるいは押切れなかつたのではないかと首筋に寒さを感じたのであつた」（『十年の歩み』八七ページ）

ことごとくに意表を突く水牧の返答に、日ごろ保険会社の役員や幹部の低頭ぶりに慣れている大蔵省のエリートは、ほんろうされてしまったらしい。右の水牧の述懐は、まさにさもありなんと思わせる。北海道から帰った課長補佐に、なんの発表もなかつたので「どうでした」と筆者は尋ねてみたが、「いや、たいしたもんだよ」のひと言があつたのみだつた。

(3)

昭和二十三（一九四八）年の北海道共済農協連の創立にはじまる各種共済協同組合の台頭、続出は、行政と業界にとって頭の痛い問題だつたし、とくに北海道における中小企業火災共済の出現は損保業界を強く刺激した。それはおそらく、終戦後の再建途上の損保にとって、全国の中小企業が

きわめて重要なマーケットとして位置づけられていたからである。

農家、農村を対象とした北海道共済連が設立されたとき、大蔵省が調査に派遣したのは事務官一人であった。それが北協商のときは課長補佐を長とする“調査団”が生まれ、派遣された。大きな相違をそこに見る。

農協共済や労働者共済も、行政や業界はもろろん放置していたわけではなく、対策に腐心していた。すでに述べたように保険業法を改正して保険協同組合を認めるといふ法案が、審議途中から「なし崩し」に骨抜きにされたのも、“類似保険”の急速な台頭があったためである。

大蔵省からの詰問団を一蹴、得るところなく帰京させたのち、北協商は着々基盤を固め、事業を拡大していった。

ちようど同じころ、名古屋では愛知共済生協（のち愛知共済協同組合→愛知火災共済協同組合に改組）が誕生した。創設者清水隆人は損保の経験者であった。愛知共済生協は消費生協法に準拠して設立されたのであるが、県の強力なバックアップがあった。

「……翌二十七年春になって、県経済委員会は、春日一幸議員がリードして、消費生活協同組合法に準拠した火災共済組合結成の方向に進展した。県行政当局は慎重を期し、当時の堀坂商工部長は上京して刈谷保険課長の意見を求めたところ、保険業法違反であるとのこと……反対意見であった。そこで私は……平田央法律事務所を訪ね、保険業法で免許を得ないものが保険業をすることは、仮令違反であると規定しても、同じ国家に於いて他の法律がこれを許している以上、これを処罰す

ることは法理に於いて成立たない。若し、起訴すれば充分応訴できるし、何年間でも法的に抗争し得るし、その中には法律改正が国民の世論として行われることは、世界各国の例を見ても明らかであるという論文を書いて貰って県会に提出したのである。遂に……桑原知事の了解を取り付け、全県会の一致により、共済組合結成の上は三千万円の予算外義務負担をして支払保証をすること、五百万円を無利息無期限で運営資金として貸付けることを議決したのである」(清木隆人「愛知火災共済組合運動のメモ」から抜粋)

このころ、前にも触れたように損保業界は北海道、愛知県などの火災共済組合の始動に神経をとがらせ、類似保険対策に腐心していたが、その不合理と違法性を鮮明にするため、松本蒸治(北協商)、勝本正晃(愛知共済協組)両博士に依頼して意見書を作成した。両意見書はそれぞれ対象組合の実態を点検したうえで、保険業法違反であると結論している。

一方大蔵省は、現在の体制(態勢)では共済(類似保険)を否認することも抑え込むことも困難であるとき、法律による監督・規制を加えるにせずとして「協同組合の保険事業に関する法律要綱」(案)をまとめ、各組合の主管官庁に示して意見を求めた。法案要綱の骨子は次のとおりであった。

- 一. 目的 組合保険の健全な経営と発達。組合員の利益の保護。
- 二. 要綱 ①保険事業を行うことができる組合は中協法、農協法、水協法、生協法による協同組合又は同連合会とする。②行政庁の認可には保険会社の事業免許と同様の基礎書類を要する。③保

險事業とその附帯事業以外の他の事業は行えない。④保険種類は、火災その他政令で定める種類。⑤連合会は、その会員の保険契約の再保険ができる。⑥引受けられる保険金額の最高限度は保険の種類別に政令で定める。再保険に出せば限度を超えても可。⑦募集には募取法の規定を準用する。⑧報告徴収及び検査、決算書類の提出、経理等に関しては、保険業法の規定を準用する。⑨以上の組合は損害保険料率算出団体を設立することができ、これに伴って料率算出団体の改正を行う。⑩組合の事業の監督は大蔵大臣と各所管大臣の共管とする。

法案のねらいは、現体制では類似保険（共済協同組合）を取り締まることはできないから、これを組合保険として法認し、同時に保険事業に影響を及ぼさないよう規制を加えようというもので、本命はもちろん、後者の共済規制にあった。

大蔵省から関係省庁に提示された法案要綱に対し、昭和二十八年一月、関係諸団体による協同組合共済事業協議会が結成され、「共済事業を抑圧もしくは禁圧する」ものとして反対を声明し、さらに二月には関係二四団体により結集された「全国共済団体連絡協議会」が、反対と同時に法案の即時撤回を決議して、大蔵省に迫った。

結局この法案は、損保業界の賛同もなく実現をみるに至らなかったが、それにしても痛感されたのは、中小企業共済の全国的な組織化であり、中協法の改正による法的基盤の確立がいかに急務かということであった。二十九年三月、水牧が中心となって全国組織へ向けての会合「共済関係協同

組合連絡協議会」が持たれた。水牧は『十年の歩み』で次のように述べている。

「われわれが協同組合による共済事業を開始して約一年半、その間ボツボツながら府県に組合の結成を見たが、今後の問題解決のためには、どうしてもこれ等の組合が結束する必要がある、また最も初期のことなので連繫をとって、おこがましいが指導もする必要があると考えて、日中連（日本中小企業団体連盟）にお願いして、これ等バラバラの組合の集会を催すこととした」（『十年の歩み』七七ページ）

(4)

当日は全国から三十余名が出席したが、具体的な協議までには至らず、第二回の会合（四月）で全国機関（連合会）の設立が議題となった。

翌昭和三十年五月、第一回発起人会が開かれ、水牧ら七人が発起人に選ばれ、七月、発起人会に続く創立総会を開き、全国共済商工協同組合連合会（全済連）の創立をみ、水牧茂一郎が理事長に選ばれた。

創立時の会員は一七組合で、通産大臣の認可（八月二十三日）を得、九月十五日正式に発足した。そして、まず第一に掲げられた連合会の事業目標は、中協法の改正による共済協同組合の法制化であった。

翌三十一年五月の総会で掲げられた三十一年度事業計画では、第一の事業目標として、まず、共

済協同組合の法制化を挙げた。これにともなう事業計画でも、①共済協同組合の法制化促進事業、②共済協同組合の整備強化事業、③調査、研究、④情報宣伝事業、⑤政府・国会などに対する建議答申、⑥関係諸団体との連絡協調が掲げられた。

しかし、全済連がこの計画を進める前に創立早々の全済連は、秋田県能代市の大火（三月二十日）および、政府与党（自由民主党）の意向を受けた二法案要綱（組合員保険法および中協法の一部改正）が関係各省庁に提示（一月）されて、これらの対応に迫られていた。

能代市の大火について全済連は「秋田県並びに県議会に対して援助を要請するとともに、会員組合の協力のもとに総額一〇〇万円を拠出し、同組合へ贈呈した。しかし前年五月の大館市火災による負債三四〇〇万円をかかえていた秋田県組合は結局、再起不能に陥ったのである」（『日火連三十年史』八四ページ）。

猛反対を受けた二十八年の協同組合保険法案に続く再度の保険協同組合法案は、同時に中協法の一部改正法案および同施行法の改正法案とまとめて提示された。今回は中小企業の火災共済にターゲットをはっきりとしぼり、一連の法制化によってこの問題の解決をはかろうとしたものであった。

法案の骨子は、事業の認可から保険金額の制限、募集の制限などすべて保険業法・募集取締法に即して規制され、主務大臣は大蔵および当該所管大臣とされていた。中協法の改正はこれにあわせて、火災保険協同組合を「組合の種類」に加えることを中心に、大蔵省との共管など必要な改正が規定されていた。

しかし、これも中小企業火災共済、都道府県共済農協連、全糧連などからの反対をはじめ、損保協会はこれに満足せず、さらにきびしい条件をつけて修正を求めた。

一方社会党は、全済連など中小企業団体の意向を受け、中小企業者の組織化（火災共済協同組合を包含）を図る「中小企業組織法」をまとめ、三十二年二月、衆院本会議に提案された。この法案は結局、暗礁に乗り上げてしまったが、政府提案（四月）の中小企業団体法附則の一部改正というかたちで火災共済協同組合が加えられた。さらに翌月の商工委員会で、中協法の一部改正によって火災共済の法制化を図ることで自民・社会党が妥協した。

その間、損保協会と大蔵省の意向で名称を火災保険協同組合とすることなど数項目の申し入れがあったが、結局「共済」で妥結、五月七日、火災共済協同組合を法認する「中協法の一部改正」は衆議院を通過した。

ところが、参議院での審議が難航し、継続審議となった。損保業界や大蔵省は次の臨時国会までの期間を利用して法案阻止を図った。損保は労働組合（全損保）まで動員して（『日火連二十年史』一一一―一二ページ）意見書を作り、各方面へ働きかけた。しかし臨時国会での通過は阻止できないとみて一部修正（「共済」を「保険」に改める、知事が設立を認可するのは不適當、都道府県の支払い保証は不相当など）を画策したが失敗に終わり、十一月、原案どおり可決成立し、二十五日公布、翌三十三年四月施行された。

「愛知火災共済組合運動のメモ」で同組合の創設者清水は、次のように述べている。

「昭和二三年以来の商工委員会、損保業界、大蔵・通産両当局が互に紛争に紛争を重ね、国会毎に論議されて収拾の出来ない破目に陥っていた、中小企業等一部改正の火災共済協同組合法なるものは、一応の終止符が打たれたのである」（『日火連三十年史』一二九ページ）。

これにともない、各都道府県の共済商工協同組合は、改正法施行から翌三十四年にかけて火災共済協同組合に改組、それまで組織されていなかった県には、新たに火災共済協組が設立された。

次いで三十五年四月、全日本火災共済協同組合連合会（日火連）が設立され、会員（組合）の再共済を引き受け、危険の消化に当たることとなった。なお、全済連は指導連絡機関としてそのまま存続し、日火連と手を携えて組織の強化と事業の発展および円滑化を図ることとなった。これに関連して水牧は次のように回想している。

「この連合会（日火連）は名称のとおり火災共済組合だけの連合会であつて、これまでの全国共済商工協同組合連合会（略称全済連）はそのまま存続するのである。これはまことに珍妙な形であるが、止むを得なかつたのである。そのわけは改正法による連合会は、無論火災共済組合をもつて組織するのであるが、この連合会はあたかも再共済をするために組織されるようなもので、外のものもろのことはできにくいのである。したがつて法に基いて賦課金もとることはできない。

連合会ともなると場合によつては単組のために政治的な活動を必要とすることもしばしばある。また連絡活動や交際もあり得るのであるが、再共済の収入だけでは、かりに行なうことができて、賄のつく見込みはたたないのである。幾年もたつて再共済が活発になれば別であるが。

そこで当分の間はどうしても賦課金にたよらねばならない。これまでの連合会（全済連）は賦課金（付加掛金）もとれるし、もろもろの活動もできるが再共済だけはできない。今度できた連合会は再共済以外のことはできない。

……同じような名称の連合会を二つ作るのはおかしいので、前のを解散して協会等の組織にすることも考えたが、法的根拠のない協会等へ莫大な賦課金を納めることは、事情はわかっても監督官庁としては認めにくい、中企法による団体であるならばさしつかえないというわけで、心ならずも連合会を二つ持つことになったのである」（『日火連二十年史』一四五ページ）

(5)

こうして、中小企業を対象とする共済協同組合は法的基盤を確立し、続いて全国組合の再共済消化に焦点をおいた日火連が設立され、全済連と二人三脚で全国の組合の指導連絡をはかり、強い求心力として働くこととなったのである。ただし日火連設立後は再共済制度の機能発揮はもとより、火災共済制度の改善充実はめざましいものがあつた。

しかし同時に両連合会は、会員組合の事業の発展途上に横たわる障害の除去に向けて、長い苦しい明け暮れの道程に入るのである。

その一つは同組合が中協法上「火災共済組合」であつて、火災以外の共済種目に進出できないことであつた。これは他の、農協（JA）共済や労働者共済、あるいは漁協共済などにくらべ著しい

ハンディキャップとなつてゐる。発足時（水牧茂一郎が北海道で北協商を設立した昭和二十四〜二十七年ころ）は、まさに火災が焦点であつたし、火災以外は視野に入らなかつた。

けれども、中協法の改正により火災共済協組を獲得（昭和三十二年）、さらに日火連の設立（三十五年）に至る数年の間に、日本経済の回復の歩みとともに中小企業や国民生活をめぐる情勢は大きく変わつた。損保業界は大衆化路線を打ち出し、自動車、傷害、貯蓄性を加味した長期的商品の開発・発売へと食指を伸ばしてゐたし、農協共済は長期共済（生命、建物更生）を中心に急速な伸展を示してゐた。労働者共済も多彩な活動を展開し、中小企業共済のみがひとり取り残されて、孤塁を守つてゐる状態であつた。

その二つは、主務官庁を二つ持つたことである。保険業法の番人であり、類似保険取り締まりの立場から中小企業の火災共済問題に深くかかわつてきた大蔵省（その背後には中小企業共済の抑え込みを強く求める損保業界の存在があつた）と、通産省とである。火災共済協組の監督は本来通産省だけで十分であるのに、中協法を改正して火災共済協組を認めるに至る過程で、大蔵省が割り込んできてしまつたのである。

共管は、その許認可事項などで、両省の合意を得なければならぬことのための時間と手間の浪費、だけにとどまらない。大蔵省は「保険業法の立場から保険事業を背後に置いて監督する。仮に、同じく、健全な発展を図る」といつても、そのニュアンスは通産省とは異なる。一つの許認可事項が、一方がOKしても一方がNOといえれば通らない。

加えて募集取締法の準用があった。四種の協同組合法に基づく共済事業のなかで、その普及推進活動に募集取締法による制約が加えられたのは中小企業火災共済のみで他に例がない。

(注) 省庁改廃により大蔵省は財務・金融の省庁に分かれたが、中小企業火災共済の監督権は新しい保険の行政庁である金融庁に移された。このとき、省庁の改編は「単管」の好機とみ、火災共済側は働きかけを行ったが、いれられなかった。

なお、火災分野以外の共済事業への範囲拡大については、日火連の会員組合に対しては屢次るじの要望・陳情にもかかわらず認められるに至っていないが、昭和四十九（一九七四）年、中協法に基づき「全国生命傷害共済協組連」が中小企業庁の認可を得て設立された。中小企業の組合員を対象に、生命共済、傷害共済、自動車事故見舞金共済、所得補償共済などを実施している。

九 中協法による共済（その二）

——交協連・全自共——

(1) 交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）

トラック交通共済を実施する運送業の協同組合が協力して昭和四十七年八月、中小企業等協同組合法により東京に設立した連合体で、監督官庁は運輸省（現・国土交通省）。交通共済事業運営の全国的統一、総合的な事故防止指導を行い、会員組合の健全な発展を図ることを目的とする。

なぜ、トラック運送業者が交通共済事業を開始するに至ったか。当時、高度経済成長のもとでトラック運送業界も活況を呈した。しかし、同時に交通事故も多発し、損保業界はこれに対応してトラック運送保険のレートアップを続け、大都市地区では事実上、契約引き受けを拒絶する高料率となるに至った。窮地に立つた運送業者は自衛手段をとらざるをえなかった。

東京都を例にとると、四十六年五月、東京陸運局から設立の認可を得、六月から「たちに事業を開始した。対人賠償共済が中心であるが、掛金は保険料率の約六〇％であるにもかかわらず損保との契約時にくらべて事故が激減し、每期剰余を計上している。

連合会、各組合とも行政と緊密に連携して事故防止に努力しているが、連合会はじめ各組合の無事故をめざす意識が組織の先端にまで徹底していることが特徴である。なお、現在一五組合で、区域は沖縄を除く四六都道府県をカバーしている。

○北海道（北海道）、○東北（宮城、青森、岩手、福島）、○新潟（新潟、山形、秋田）、○長野（長野）、○東京（東京、埼玉、栃木、山梨、千葉、群馬、茨城）、○神奈川（神奈川）、○中部（愛知、福井、石川、富山、静岡、岐阜）、○三重（三重）、○近畿（大阪、京都、奈良、和歌山、滋賀）、○兵庫（兵庫）、○岡山（岡山）、○中国（広島、鳥取、島根、山口）、○四国（香川、徳島、愛媛、高知）、○九州（福岡、佐賀、大分、長崎）、○南九州（熊本、宮崎、鹿児島）

なお、東京は平成十三年七月から組合名を「関東」に改めた。

(2) 全自共（全国自動車共済協同組合連合会）

全自共は、はじめ全国自家用自動車共済協同組合連合会と称し、中小企業等協同組合法（中協法）に基づいて昭和五十年八月、通産大臣の認可を受けて東京に設立された。会員組合の再共済および指導・連絡組織で、再共済は五十二年から開始した。

会員組合は北海道・東北・関東・中部・近畿・西日本の六組合で、六ブロックに全国を分けている。このうち、西日本は九州、四国、沖縄、中国の一七県を区域とし、もつとも広い。全自共の先達となつた組合は関東自動車で、昭和三十年十二月、関東甲信越一都一〇県を区域として横浜に設立された。中協法に基づき、横浜商工会議所を母体として東京通商産業局の認可を得て発足したもので、対象は区域内（東京、神奈川、静岡、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、新潟、長野の各都県）の商店街の自家用自動車であつた。

全自共の会員各組合の設立年および管轄区域（関東以外の）は次のとおり。

。北海道（昭和五十二年） 北海道

。東北（四十九年） 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

。中部（五十年） 愛知、静岡、岐阜、三重、福井、石川、富山

。近畿（五十一年） 大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山

。西日本（四十八年） 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、鳥取、島根、岡山、

広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛

全自共の再共済事業は元受組合の実施している対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害、車両の各共済

である。なお、平成十年から自賠責共済の取り扱いを開始した。

一〇．農業共済・森林共済

(1) 農業共済組合

農業災害補償法（昭和二十二年）に基づいて農業共済組合および同連合会が設立され、農作物、家畜の不慮の事故による損失を填補^{てんぼ}して農業経営の安定を図るための共済事業を実施している。

また、全国農業共済協会は、農業共済組合連合会を会員とする社団法人で、制度の普及推進、組合間の連絡協調、調査研究や教育研修、建物共済の普及推進の支援など重要な役割を担っている。

農災制度は昭和四年家畜保険の実施にはじまり、十四年農業保険（水稻・麦・桑葉の小作料保険）が実施された。戦後（二十二年）農業災害補償法が制定され、農作物（米・麦）共済、蚕繭共済、家畜共済が実施された。そして、二十四年の法改正で任意の建物共済事業が、二十六年には同じく農機具共済の実施をみた。なお、旧農業保険法の時代にも建物共済を実施していた。

その後も果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済などを逐次実施、六十二年にはNOSAI制度実施四十周年を迎え、「農業は・緑・土・水を守り 豊かな食料を供給する産業です……」にはじまる「NOSAIの理念」を制定した。

なお、任意共済には掛金の国庫負担がなく、農業共済団体が自己の責任で運営している。そのう

ち建物共済については、農業共済組合連合会の共済責任の三〇%をJA共済連に再共済している。

(2) 全森連

森林共済は全森連（全国森林組合連合会）が森林所有者（森林組合の組合員）のために実施する共済制度である。森林組合は昭和二十七（一九五二）年の設立。現在の根拠法「森林組合法」は五十二年の制定。名称に「協同」はついていないが、内容的には協同組合法として制定された。ICA（国際協同組合同盟）登録の英語名は「Forest Owners' Cooperative Association」である。

共済事業は森林組合法の「組合員の行う林業に関する施設」を根拠に森林に限定して実施されている。短期の森林災害共済（一年単位）と長期育林共済（五・十・十五年で満期時に掛金の半額を返戻）とがあり、共済事故はともに気象災（風・水・干・雪害など）と噴火災による森林の損害を填補する。森林の災害については林野庁による森林国営保険（短期共済と同一内容）と民間損保会社による森林火災保険がある。

保険会社による森林火災保険は約八十年前からあったが普及しなかった。昭和十二年に造林事業地の保全を目的とした政策保険として国営の森林火災保険が発足したが、一般的ではなかった。昭和三十一年、全森連は組合員の要望にこたえて、福利厚生施設として森林災害共済を実施した。このときから森林共済と国営保険が併存することになったが、付保率が低いために災害にともなう損害のカバーに有効に機能していない。林業経営意欲の減退と森林の荒廃など、適切な対応を求められる多くの課題がある。

第五章 共済と人（共済人物誌）

はじめに

共済（協同組合保険）の創設と発展に携わった人は数多い。歴史は産業組合時代（明治）から始まり、それから、すでに見てきたように四つの協同組合法のもとでいくつもの共済組織がつくられ、そこに歴史が生まれ、同時に多くの人が登場している。“人に歴史あり”である。

ここで、それらの人々を網羅的にとり上げるのは筆者のよくなしうるところではないし、紙数の制約もある。そこで、そのなかのごく限られた人に登場してもらおうことにする。それも、はなはだ勝手ながら、かつて筆者とじかに接触のあつた人々のなかから選ばせていただく。

一．宮城孝治

読者のなかには、共済人物誌の冒頭に宮城孝治を持つてきたことに違和感を抱く向きが少なくないと思う。なにしろ宮城は、共済協同組合もつくらず、生涯、いかなる共済組合にも所属しなかった。産業組合に深くかかわっていたとはいえず、役人から保険会社（共栄火災海上）に移り、常務社長、会長、相談役で終わっている。その点では、「共済人」ではなくて「保険人」なのではないかと反問されかねない。しごくもつともな疑問である。

の掲載
権より
著作ま
は合に
は合に
真合に
写都合
都合に
し合に

共栄火災は相互会社のまま経営を続けることとなったわけである。

もう一つ、共栄火災という保険会社は、産業組合が組合による保険経営をめざして保険会社を買収、設立した会社だ。その会社の基礎を固め、繁栄させた宮城さんは、実質的には立派な「共済人」だと言ってよい。

なお本稿は「共済人物誌」ではなく、「共済人物誌」である。

この人物誌では登場人物はすべて敬称を省くことにしているが、ここではつい宮城さんと言ってしまった。宮城さんの人柄がそう言わせてしまったのである。以後も原則として敬称略でいくつもりだが、ときには、この原則は破られることがあると思う。

(1) 宮城と共栄とタテコ

宮城が中央農業会から共栄火災に移ったのは昭和十九年であり、二十二年に社長になり三十九年まで十七年間社長を続け、四十八年まで会長の座にあった。こんなに長く、トップの座を占めた例

しかし宮城は、この人物誌に登場する立派な「資格」がある。まず第一に、宮城が長らく社長を務めた共栄火災は、本史の初めのほうをお読みいただければわかるが、保険業法の改正が実現して協同組合保険が法認されたときは、保険協同組合の第一号になるはずだった。こと志と異なり、協同組合保険法制化はお流れとなったため、

は損保界でも少ない。この間に宮城は共栄火災の社礎を固め経営理念を確立、協同組合系の保険会社として、また損保業界においても「共栄火災ここにあり」の位置づけを明確にした。

また、宮城の宮城たるゆえんは建物更新保険(タテコー)の開発とブラジルへの進出であつたろう。とくに前者、建物更新保険の開発は、相互会社であると同時に協同組合系損保たる同社の特色を色濃く打ち出した、それまでの損保の感覚からすればまさに破天荒の商品であつた。

とにかく、共栄火災は宮城という船頭によつて社礎を固め、進路を明確にし、独自の地歩を築き、農協はじめ多くの共済事業に有形無形の貢献をなし、またそういう態勢ができたのである。まさに宮城は名社長であり、大経営者であつた。

が、本稿では、それに正面から取り組むつもりはない。それらは社史や『宮城孝治 虹の航跡』におまかせして必要の最低限にとどめ、筆者の感したまま、見たままの「宮城像」に迫つてみたい。そのころ、宮城は損害保険倶楽部の理事長をやつていた。名のとおり業界の親睦機関であるが、その事務局長をしていたのが斎藤紫郎だつた。日ごろから筆者も親しくしていたが、ある年の十二月、宮城が「三人で忘年会をやるう」と誘われた。

当日、約束の時間に共栄火災へ行き、そこから社長の専用車で会場へ向かつた。運転手に「赤坂へ」と言つた。日本生命の副社長だつた國崎裕に、よく行きつけの赤坂の料亭へ招かれた。そのイメージがあつて、どんな店へ連れて行くのだろう、と思つてみると、宮城は「あ、例の下駄屋の二階だよ」、「あすなろですね」と運転手。

着いたところはまさしく下駄屋の二階、夫婦でお手伝いさんを一人おいてやっている小料理屋だった。しかし、さすがに宮城さん行きつけの店らしく、料理も酒もうまくて、おかみの感じもよかった。気のおけない者が集まって歓談するにはこういう店がいいのだ、妙に体裁ぶらず実をとったところが宮城さんのだな、としみじみ思ったことだった。ただ車の中の「赤坂——下駄屋の二階」はいまでも記憶に鮮明である。

宮城が共栄火災の経営で大車輪の奮闘をしているころ、筆者は「インシユアランス」損保版の編集長をしていたが、共栄火災まで用もないのに足しげく通った記憶がある。それがどうしてなのかよく覚えていないが、たぶん「社長」のかみしもを脱いでぎつくばらんに話をする宮城にひかれたからだろう。

それと、調査課長だった伊藤正三を取材でしばしば訪ねていくうちに、妙に気が合って仲よしになったからでもある。この伊藤の能力を宮城が評価し、かわいがっていた。そんなことで、伊藤を訪ねたついでに一緒に社長室へ行くということもあつたし、夕方には三人で近くのライオンという店で長靴の形をしたジョッキで生ビールを飲むこともあつた。

しかし、宮城と私のかかわりが保険会社社長対保険記者の関係を越えることになったのは、共済保険研究会が設立され、それに宮城が協力者として大きくかかわったからである。谷田部義雄（注）が私にすすめ、私は保険研究所の島田信三社長の了承を得たのち、宮城と黒川泰一（当時全共連常務）に話して賛同を得た。宮城は当時図書室長をしていた高橋新太郎（役人時代の旧部下）を、研

研究会の要員として派遣。社団法人共済保険研究会が発足（昭和三十五年六月）するとき、宮城は理事として参画、終生協力を惜しまなかった。

（注）谷田部義雄。農商務省保険事務官、日本動産火災支配人を経て、戦後、保険研究所顧問、損害保険評論社長。この間、共済組合の設立などに参画。

共栄火災に電話をすれば「タテコーの共栄火災でございませう」という言葉が返ってきた。

そのタテコーに着想し、全社を挙げての開発、推進の先頭に立ったのは宮城孝治である。当時の損保業界には、危険保険料（十付加保険料）以外に保険料を徴収し、それに一定の金利をつけて預かり運用し、数年後の満期時に元利合計（十配当金）を契約者に返すという保険は存在しなかった。いや、損害保険として制度上認められていなかった。

宮城は、それに挑戦したのだった。

宮城が先頭に立ち、共栄火災が挙げて建物更新保険の商品化をめざし、それを阻む「損害保険」のカベに立ち向かっているとき、業界はこれに「損保ではない」と批判的であり、苦闘する宮城を「保険の素人」だと冷笑した。

しかし昭和三十六年ころに至り、商法上の難関（建物の減耗減価分を満期に返戻する）に突破のめどがついた。そして三十七年一月、同保険案を大蔵省に提出し、また九月には保険審議会が同保険についての諮問を受けて審議を開始するという段階に至ると、各社の動きにも変化があらわれ、横並び感覚による同保険への食指を露骨に示しはじめた。

そして、まず第一火災相互が「火災相互保険」という、払込掛金相当額の返戻金を満期（十年）時に返戻するという長期火災保険の事業免許を受けた。この保険は建物更新保険のように罹災時には時価に減耗額を加算した更新価額つまり新価で支払うこと、満期時には建物の減耗率に見合う満期返戻金を払うといったプロセスを省き、単純な仕組みとし商法上の問題点を避けたことで、事業免許が早かったといわれる。

しかし、出し抜かれた形の宮城の心中はどうだったろうか。

少し脱線するが、第一火災は、この保険を発売する二年前に、社長が成瀬雄吾から大蔵省理財局長、だった西原直廉に代わった。前社長成瀬は日本生命社長（当時）弘世現の実兄である。当時、第一火災は日本生命の子会社だった。火災相互保険の設計者は協栄生命社長だった川井三郎アクチユアリーで、川井は弘世の依頼でこの保険をつくったといわれる。

建物更新保険は昭和三十八年三月、免許を申請し、同年十一月十五日、第一火災から五カ月遅れて事業免許に接した。昭和三十年二月、大蔵省の「新保険開発」の諮問にこたえて、その原始構想を掲げてから実に八年九カ月である。

免許が下りた日の翌十六日、宮城は本社の全役職員を集めて免許を披露した。『共栄火災三十年史』は次のように描写している。

「やがて宮城社長が現われて、大蔵大臣の免許書を披露した。

『ご覧のとおり、の鼻紙程度の薄い紙切れだが……』社長がいうと、どつと笑いが起こった。『しか

しこの鼻紙のような紙切れが、わが共栄の隆替を決し、またわれわれ一、五〇〇名の役職員、五、〇〇〇名の家族の運命を左右するのだと思うと、まことに重大な意義を感じるのであります』

免許書は一葉の紙片にすぎないが、そこに共栄の運命を担う絶対の権威が秘められている。そしてこの一片の免許書を生かすも殺すも、それは共栄火災の今後の努力にかかっている、といえる。この年を、共栄にとつての歴史的な年であるとするか否かも、全役職員の双肩にかかっているのである」

この後の方は、社史の執筆者が書いたのだろう。だがこの内容は、宮城の思いを文章化したものだ、と筆者は思っている。

共栄火災を保険協同組合の第一号としようとした宮城の夢は「保険業法改正による保険協同組合」の流産とともに消えた。しかし宮城はそれにくじけず、それなら、この共栄火災をして、協同組合（共済）の理念と相互会社の理想を融合させた経営を体現させた会社に育てていこう、と決意した。建物更新保険も、その決意のなかで育まれたのである。

(2) 共栄と全共連と宮城

宮城が、共栄火災を一人前の都市型損保会社たらしめるべく寧日ねいじつないとき、農協共済は着々と組織をつくり、態勢をととのえていた。いわばその一步一步は、共栄火災に依存しなくても系統農協関係の保障需要を満たしうる「協同組合保険」への接近でもあった。

そして昭和二十六年一月、全国共済農協連(全共連)の創立総会が東京で開かれた。来賓として当日その席に招かれた宮城の心境は、それを喜ぶ思いと共栄火災の前途への思いとが交錯して複雑なものがあった。名スピーチといわれる宮城の祝辞は、まさにその心境を吐露したものだ。

「共栄火災は、協同組合保険を日本に打ち立てるために産業組合の先輩たち、同志たちによって創立されたものであるが、法律上の制約があるため共栄火災を協同組合組織に改めることは許されず今日に至った。したがって、この度の全共連の創立によって初めて共栄火災創立の目的が達成されるものであり、まことに喜びにたえない。全共連の発足に対して、社をあげてあらゆる応援と協力を惜しまないし、もし全共連と全国の農協共済組織が確立して、共栄火災の歴史的役割が終つてもうこれ以上は不必要であるということになれば、そのときは、潔くこの会社を解散してもよいと考えている。」

しかし、共栄火災にはいまや一、〇〇〇名の役員がおり、その家族を合わせれば五、〇〇〇名の共栄人がいる。また全国各地には契約者社員が数十万人いるので、共栄火災を解散するわけにはいかない。共栄火災と農協は、その理念において根本を同じくするものであり、したがって共済連の理念もまた同じであると考えるので、今後も互いに協力して、先輩たちの理想実現に邁進せんものと決意を新たにしている」

全共連編纂の『農協共済発達史』には、「……祝辞としては型やぶりのものといふべきであるが、その情熱、その大胆さにこめられた祝意が、出席者一同の意欲を大いに鼓舞したことはいうまでも

ない」とたたえている。が、収められたのは前段の「……解散してもよい……」までであった。

宮城はこれを読んで「残念だ」と不満を漏らしていたことが『共栄火災三十年史』に出ており、筆者もなにかの折に直接宮城からその話を聞いた記憶がある。『三十年史』は「さらに一段と声を強めて」と前置きして、右の後段部分を収めている。

全共連とすれば、祝辞の価値は前段にあり、後段は関係ない、というより、むしろないほうがすっきりしていてよい、と『発達史』の編者は考えたのだろうか。

ところが、『宮城孝治 虹の航跡』でも、この祝辞は前段だけで後段がカットされている。同書の中で宮城は座談会での質問に答えて、「あの時の私の祝辞は……大問題であったね。まあいわば歴史的発言というわけで、……ただ……少し誤り伝えられているくらいがないでもない。……あのときの発言は、共栄は歴史的な役割がすんだから何時解散してもよい、となつている。これが即ち大問題だというわけだ。……その後段として……実際問題として千人もの職員をかかえて、そうは簡単に行かん……、という意味のことを言ったんだが、それは耳裡に入らなかつたわけだ」

いずれにしても「一片の」祝辞が後々までも話題となるところにも、宮城らしさがあつた。

(3) 宮城と高橋新太郎・伊藤正三

「宮城とその周辺の人々」という本をもしだれかが書いたとしたら、大冊の本になるだろう。そして、そのなかの一人に、高橋新太郎も入る。

高橋新太郎は産業組合中央会時代、宮城の課に属していた。終戦後、中央会が解散となり、農協法のもとで農協運動が活発となったとき、高橋は厚生連（全国厚生農協連）に入り厚生運動に挺身した。その後、宮城に招かれて共栄火災入りし、図書室長となった。

厚生連時代は黒川泰一（のち全共連常務）、金井満（厚生連専務）らとともに活動したが、彼が厚生部長のころ、農村進出をめざす日本生命と協約を結び、農協を代理店とする生保募集に協力する代償として、日本生命は農村厚生運動への融資を実行した。この協約の農協側の窓口が高橋で、日本生命側の協約の代表者は國崎裕（のち副社長、会長）であった。

高橋は文才に長け、とくに史書をまとめるのが得意であった。共栄火災にあつては十五年史、二十年史を手がけ、共済保険研究会の設立とともに共栄から出向して常務理事に就任、機関誌『共済保険研究』（『共済と保険』）に健筆をふるった。そのかたわら『産業組合発達史』（家の光協会）、『農村厚生運動史』（全国厚生連）、『共済事業の歴史』（『日本保険業史』保険研究所）など後世に残る仕事をした。

高橋は農協関係に顔が広く、全国の共済連にも知己が多く、誌面の充実と機関誌の拡張を並行して進めた。草創期の共済保険研究会の基礎固めに貢献した高橋の功績は大きなものがある。

その高橋と宮城との交流についてはあまり聞いていない。ただ共栄火災時代、宮城の参院選出馬に関連して、高橋が筆者に話した次のエピソードがその多くを語っていると思う。

宮城は参議院議員補欠選挙に福岡県から二度出馬し、二度とも落選している。産業組合中央会時

代の福岡での指導力、人望が福岡県農政連をして彼を出馬させることとなったのだ。徳川義親（共栄火災の会長だった）、井川忠雄（初代社長）などとの関係もあって政治への関心も浅くはなかった宮城は、要請にこたえて、昭和二十五年、福岡県から立候補した。しかし、僅差で敗れた。

二回目はそれから五年後の三十年、やはり福岡県から補選に立候補、またも落選した。前回が惜敗だったので「今度こそ」の思いが強かったと想像される。そして、また落ちたのだからシヨックも大きかったろう。

その、負けて帰って来た傷心の宮城を駅頭に出迎えた高橋は、彼の顔を見るなり「おめでとう」と言った。高橋が直接筆者にそう語った。

「え……」

一瞬、宮城はキョトンとした。普通なら色をなして怒るかもしれない。一緒に迎えに行った人々もびびくりした。しかし二、三秒後に「ありがとう」と高橋を見つめて答えたそうである。

高橋は、美辞麗句を並べられる人柄ではなく、思ったことをズバリ言う。それを宮城は知悉ちしつしていたし、高橋も「宮城さんは自分の言うことはどんなことでも解説抜きでわかってくれる」と信じていた。

「おめでとう」の裏には「参院選出馬反対」という高橋の思いが込められていた。「選挙、政治などに心を引かれないで会社の経営ひとすじに精を出せ」というのが、高橋の宮城に対する注文だ。それが一瞬のうちにわかったから、宮城は「ありがとう」と言ったのだ。

「二度の落選で宮城さんは政治への決別にスッパリと踏んぎりがついたようです。以後、心なしか社長業への取り組み姿勢も変わったように私には見えた。負けてほんとうによかったんですよ」

この話のあとに高橋はそう付け加えた。

「宮城とその周辺」という本をもしだれかが書いたら、大冊の本になるだろう。そして、そのなかの一人に、伊藤正三も入るかもしれない。

伊藤正三は福島高商から三菱重工に入社し、それから共栄火災に入った。年代は聞いていない。

しかし昭和二十年代後半、筆者が彼に初めて会ったときは、共栄生えぬきのような顔をして調査課長をしていた。戦後いち早く入社したのだろう。一五〇センチ、四〇キロくらいの短身瘦躯せうくだった。

そのころ、インフレ即応と担保力強化で損保各社が盛んに増資をするのに対応して、共栄火災もしきりに基金をふやした。それで筆者は「どうして基金をふやすのか」と伊藤に聞いた。すると「日本経済がアブノーマルだから共栄火災もアブノーマルなことをやるのだ」と、答えにならない答えを彼はした。

保険の勉強はよくしていた。大学時代は秀才をうたわれ、農商務省時代から産業組合中央会時代を通じて大いにその能力を発揮した宮城であったが、一貫して産業組合畑にあり、農業会から共栄火災入りしたときはすでに四十六歳、保険の勉強には手が及ばなかったろう。それだけに、意欲的に保険を知ろうとする伊藤のような存在は、頼もしかったにちがいない。

伊藤は、彼の意見をよく聞き、「伊藤君、伊藤君」と毎日のように社長室へ彼を呼ぶ宮城に多少の

甘えもあつたのだろうが、随分ずけずけとものを言った。たとえば「社長、あなたの出社時間は社員より遅いが、社長たるものは社員（九時）より早く会社に来ていなければいけない。そのうえ、出社してから長い時間トイレに入っているが、これも、出社前に自宅で済ませてくるよう心がけなさい」

それを宮城は「わかった、わかった」と聞いていた。これは伊藤から聞いた話。

宮城が建物の長期積立保険の開発を決意してからは、伊藤は全力をここに集中した。筆者にもそのことを話し、「これを共業が実現するには、越えなければならぬ幾つものハードルがある」といい、筆者にもいろいろ質問してきた。そして生保のアクチュアリーを、彼に紹介した。

宮城を先頭に一丸となつての苦闘が実を結んで建物更新保険に免許が下り、発売されてから間もなく、伊藤は初めて本社を離れ、仙台支店次長で赴任した。建更発売後の営業第一線の実態を体験させておきたいとの宮城の親心もあつたろう。しかし、これは失敗だった。およそサラリーマンの枠に収まらない伊藤に、支店長の女房役など勤まらうはずもなく、在任一年余で、多額の仮払いを残して帰任した。帰任後は万年調査部次長であつた。

それから伊藤の「クエスチョンマン」生活がはじまる。米国から送られてくる図書・雑誌を読みあさり、疑問が出るとただちに筆者、出版元に文書で質問する。一度の説明で不十分なときは、何度でも納得のいくまで繰り返す。ついに米国の出版界から「クエスチョンマン」のニックネームを奉られた。

また、読みたい本が目につくと、ドシドシ注文した。当時（昭和四十年半ばころ）、また日本は外貨蓄積がなく、海外出張のドル枠も一〇〇〇ドル（三六万円、一ドル三六〇円）に制限されていたときであり、ばかにならない郵便料も含めて経理担当者はだいぶこぼしていた。しかし、宮城（当時は会長）の庇護があつて、大目にみられていた。

一目おかれていた面もある。宮城の後任社長となつた有馬知機は、宮城が都市基盤の強化のためにとくに迎え入れた人物ではあるが、伊藤になにか聞きたいことがあつても社長室へ呼ばず、自分で「伊藤さん」と彼の席までやつてきた。

また筆者が宮城を訪れ、伊藤も同席してなにか話しているとき、新たに役員になつた、あいさつ回りを終えたM氏がその報告に来た。Mは入り口で「ただいま戻りました」と最敬礼しているのに、「Mさん、そんなところに立っていないで、こつちへいらつしやい」と言つたのは宮城でなく伊藤だった。

伊藤が定年前に退職したのは、彼自身が招いた結果だった。創立記念日に表彰され、その席でお祝いの酒に酔つた彼は会長室へ乗り込んで文句を言い、なにかを投げつけたが外れて後ろの窓ガラスを壊した。酒癖の悪さが最悪の形で出たのだが、これが会社中に知れ渡り、さすがの宮城もかばい切れなかった。

その後も筆者は、共済保険研究会の後援者であり理事でもあつた宮城を訪ねることはしばしばであつたが、そのつど宮城から「伊藤君はどうしていますか」の深い思いをこめた一語が必ずあつた。

共栄を辞めた後も伊藤の研究活動は活発で、「インシユアランス」紙に「辞書にない保険英語の道しるべ」を執筆、連載するほか、ユニークな論稿を『共済と保険』や「インシユアランス」に寄せた。OIC（損保代理店）や日本食品衛生協会に關係し、活躍した。OICで目立ったのは、そのころまだ日本では関心の薄かったリスクマネジメントの紹介であり、日食協では食品営業賠償共済（生産物賠償責任保険の一分野）の導入に貢献した。

みな、共栄においてのクエスチョンマン時代の、蓄積の成果だった。

(4)生涯を貫いたもの

宮城は建物更新保険（タテコー）の発売を機に、十七年間在任した社長を予定どおり有馬知機に譲り、会長となった。社長を退いたら経営には容喙よきひしないというのが宮城の信念であったが、自分が先頭に立って心魂を傾けたタテコーについては、売れ行き、反響、営業第一線の取り組み状況などについては絶えず心にかけていた。また、周囲もそれはよく承知していて情報を伝えていたし、宮城の考えを反映するように気を配っていた。

のちに専務となった、伊藤の上司でもあった松居喜二郎は、宮城の心を心とし、発売当初（タテコー部長）からタテコーひとすじに挺身した一人であった。また、松居に続きタテコー部長となった飯村篤は伊藤の部下であったが、タテコーに刺激されて積立型長期火災保険に進出しようとする各社からアドバイスを受けに訪れる者が多かった。そのころ損保業界ではこれを「飯村まいり」と

称した。

共栄火災より一足先に第一火災相互はタテコーを単純化した「火災相互保険」を発売したが、これはタテコーのアイデアから生まれた亜流商品である。

このようにタテコーは、損保界に大きな影響を与えた。長期積立型を阻む「損害保険」の壁をタテコーが破ったことで、のちに積立傷害への道も開いたといえる。

社長を有馬に託したのちの宮城（当時六十六歳）には、さすがに心身にゆとりが生じた。「会長」は「自由」のパスポートだともいえた。

しかし宮城は、その「自由」の大方を協同組合運動への貢献と、農協共済はじめ各種共済事業への支援活動に振り向けたのである。学窓を巣立ってからの宮城の職歴を振り返れば、それは産業組合（協同組合）運動とのつきあいでも貫かれていた。そして共栄火災相互の経営である。海上保険子会社の合併体——農協系の火災保険中心の保険会社としては、基礎らしきものはほとんどなかったといつてよい——を、協同組合理念をバックボーンとした、押しも押されぬ中堅損保会社に育て上げた。

そのあとに得た「自由」である。好きな絵筆を握ったり、海外に旅することもあった。しかし、帰巢本能と言ってはいけないか、協同組合運動への協力と共済事業の支援に心は傾いていた。共済事業への協力、支援は農協共済にとどまらず、漁協共済や労働者共済その他に及んでいた。これは宮城の心を心とした共栄火災の姿勢であったが、宮城自身も遊んではいなかった。

たとえば、協同組合懇話会の復活である。昭和二十二年につくられた同懇話会がその後中断されたままになっていたのを、「産業組合記念日の集い」を主催していた宮城が、家の光協会の宮部一郎らと諮り、第二次協同組合懇話会を設立した。この懇話会は現在も続き、毎月一回、講師を招いて「月例研究会」を開いている。

八十七歳の天寿を全うして昭和六十年二月、その生涯を終えたが、その前年まで宮城は、共栄火災内の相談役室に週一回、懇話会関係の開放的な、自由な会合を持っていた。

二. 山中義教と黒川泰一

産業組合法が制定・施行されたのは明治三十三（一九〇〇）年九月だった。この年にはくしくも、長らく産業組合の保険進出の前に立ちふさがった保険業法も生まれている（法案起草の中心となったのはともに、法学博士岡野敬二郎だった）。

産業組合法が描いた産業組合は、農林・漁業から中小商工業、そして庶民の消費生活も含めた総合的な協同組合だった。したがって、明治から昭和の初期にかけて、産業組合活動は農村といわず都市といわず幅広く活発に展開された。このことは史書（たとえば『産業組合発達史』）にくわしく語られている。

しかし、産業組合組織の中心が農業ないし農村におかれていたことも否めない。これは、当時の

農業が中心だった産業や社会の構造によるものと思われる。

明治以降、日本の協同組合運動を育んできた産業組合法だが、終戦後、占領下の経済民主化政策に沿って四つの新しい協同組合法に生まれ変わったが、そのなかで産業組合時代の組織（戦時中は農業云）を継承したのは、農協法に基づく農業協同組合だった。

もちろん、農協法以外の協同組合法による協同組合も次々に組織され、いずれも「助け合い」をふまえてそれぞれの分野で活発に運動を進めた。それは長い間の軍国主義と統制経済の抑圧から解放されて、眠っていた自主性が民主主義へ向けて目を覚ました国民全体の息吹でもあった。

(1) 山中義教

そのなかで、文字どおり地についた組織をいち早く持った農協が、協同組合運動の先頭に立ったことは争われない。共済事業のスタートも、北海道において昭和二十三（一九四八）年という早さだった。農協の共済事業は、この北海道での事業開始が導火線となって、全国共済農協連（全共連）の設立へと進んでいったのである。

全共連は二十六年一月末に農林省の認可を得、第一回通常総会（二十六年七月）で専務理事に就任したのが山中義教である。

農協共済、そして全共連は、全国に湧き上がる熱い協同組合運動のもとで、生まれ、育ったのである。が、やはりそこには中心となつてまとめ、推進する“人”がいなければならない。その人が山

中義教だった。

手っ取り早く言えば、山中は初代理事として全共連の組織固めをし、全国の農協共済運動の中心となつて、その指導・連絡から対外折衝に至るまですべて先頭に立ち、農協共済事業を盤石の上におき、さらに発展の階段を駆け上がりさせた人である。

山中は生え抜きの農協人である。

明治二十九（一八八六）年、鳥取県溝口町の農家に生まれ、大正五（一九一六）年県立農学校を卒業、大正九年に鳥取県産業組合連合会の職員となつた。山中、二十四歳のときである。昭和七年、全国購買組合連合会に移り、連合会主事（大阪事務所肥料部長）、名古屋支所長などを歴任した。その後、農業団体の施行（昭和十八年）で産業組合が農業会に改組されたのに伴い、東海北陸支部次長、同常務理事、九州支部長（昭和二十〇二十一年）などを歴任した。

昭和二十五年、農業会が解体したあと、全販連の関連会社である全国農林物産の社長を引き受けて上京した。そのころ中央では、農協共済事業の中央機関（全共連）の設立準備が進められていて、山中に参画を求めてきた。それは、全共連は地方機関がないまま設立されたので、地方との連携ができる（地方とのつながりの深い）人物が求められる。その点で山中が適任ということで衆議一決したのであった。

この要請に対し山中は「専務理事なら引き受ける。でなければお断りする」と返事した。個人的に地位にこだわるような誤解を受けかねないが、山中はこのことを次のように説明している。

「確かに全共連は、私の農協運動最後の場所としてふさわしい所かもしれない。しかし、共済事業は契約者の利益を長時間にわたって擁護していかねばならぬ重大な責務がありながら（中略）、人事に安定性を欠いている。共済事業は、農業協同組合こうしの事業であつて、スタートを誤るようなことがあつてはならない。それには（中略）自らの運命を全共連に賭ける以外にない。誠心誠意、あらゆる困難を排除し、全共連の基礎を築くべく決意した」（『全共連を築くまで』三八ページ）

中途半端なものでなく、五十四歳からの自分の人生を賭けて全共連——共済事業の発展に取り組もうとの決意が山中をして専務理事の椅子にこだわらせたゆえんで、決して個人的な名誉欲とか地位にこだわつたものではない。

そもそも、全共連の専務理事というと聞こえはよいが、当時は事務所そのものが、現在の全共連ビルからはおよそ想像もつかない。その著『全共連を築くまで』の「刊行に寄せて（足鹿寛氏）」によると、東京・数寄屋橋近くの菊正ビルの二階に事務所をおき、「山中さんを中心に新しく発足したばかりの全共連の数名の職員が手弁当という涙ぐましい必死の働きぶり」だった（この菊正ビルはその後、平和生命が買収、改築して平和生命ビルとなった）。

山中が専務になった当時、つまり創立直後の「全共連」の模様は、『黒川泰一協同組合運動論集』の巻頭に寄せた「黒川泰一君を語る」の中で山中自身が次のように書いている。

「全共連の創立当時は財政の基盤もなく、職員の給与支払いにも事

の掲載
権より
著作ま
著により
は合
真に
写都合
都して

欠く有様だし、対外的には農業共済との競合問題や保険業界からの圧力が強く、甚だ前途路遠しと感じだった。当時、職員は黒川さんをはじめ、(中略)女子職員を採用するにも事務所があまり貧弱なので驚いて逃げ帰ってしまふ有様だった」

昭和二十八年ごろ、保険業界からの圧力に対して、「共済のイメージを形にあらわすことは困難なので、共済のシンボルになる人を顧問に迎え」、イメージアップをはかるべく、黒川を介して「賀川顧問」(賀川豊彦)を実現した。

山中が専務理事となつた昭和二十六(一九五二)年七月の時点では北海道、神奈川、長野の三共済連が設立されていたにすぎない。大分、鳥取の両県では販売購買農協連が共済事業を開始していたが、共済連設立にまでは至っていないかつた。

全国各県に全共連事務所が次々と設置され、共済連の組織化が急ピッチに進んだのは、山中・黒川のコンビがしつくりと噛み合つて、勢いよく走りだしてからである。

山中が専務理事に就任した二十六年七月から退任(昭和五十・一九七五年九月)までのまる二十四年は、芽を出した農協共済という若葉が、風雪をしのいですくすくと成長し、世界一の巨木——協同組合保険となるまでの歴史「農協共済発達史」そのものである。

その二十四年間は、行く手を阻む障害との闘いだつた。

たとえば昭和二十七、八年ころには保険業法違反問題、さらに共済に手かせ、足かせをかける狙いの「協同組合保険法」制定の動きが大蔵省にあつた。八方手をつくしてこれを粉砕、共済に法的

根拠を与える農協法の改正へと進んだ。

また、建物共済との競合問題への対処も大仕事だった。やがて長期共済の全国的な発展とともに重要さを加えてきた共済資金運用の基本方針の確立。自賠償共済の獲得。全共連ビルの建設、事務機械化と厚木事務センターの建設。リハビリテーションセンターの設置をはじめとする社会福祉への貢献体制の強化。ICA（国際協同組合同盟）参加などの国際交流などなど。その活動はまさしく農協共済・全共連の発展とともにあった。

筆者は昭和四十三年、保険研究所の社長時代、韓国ソウルで開かれた東アジア保険会議に出席したが、そのとき会場で山中（今泉明秘書が同行）に出会い、一週間ほとんど行を共にし、会議の合間を利用して韓国農協中央会を訪問したりした。

全共連の専務の席にある山中を離れて、「人間山中」に触れるいい機会だった。あの顔のとおり、人当たりはやわらかだが、固い意志と実行力に満ちあふれていた。そしてやはり「闘う人」だった。だから、全共連専務の二十四年は、彼にとって最適の場であったと思う。

山中は昭和六十三年、九十三歳の天寿を全うして永眠したが、彼は決して健康ではなかった。週一回医師の診断を受けていたし、今泉秘書のカバンの中には常備薬がいつも用意されていた。彼は言っていた。

「一病息災、なにか病気があったほうが、かえっていいんだよ」

(2) 黒川泰一

「全共連をつくり、育てた人」といえば、まず山中義教があげられる。その山中を助けて二十三年間苦楽を共にしてきた黒川泰一を無視してはなるまい。

山中がもしいなくなったら、農協共済、全共連のめざましい発展はみられなかったかもしれないが、同時に黒川という助力者がいなくなったら、山中のあの八面六臂ろっぴの働きはできなかつたと筆者は思う。黒川は全共連を退職後、『黒川泰一協同組合運動論集』を出版したが、山中は同書に寄せて、次のように黒川をたたえている。

「今日の農協共済事業の発展は、黒川さんの努力に負うところがまことに大きいと思う。黒川さんには業務部長、参事、常務理事という職務上の立場から、何かと全共連の裏方的な面を受持つてもらうことが多かった。このようなむづかしい仕事をこなしてきたのも黒川さんの人格によるものであつて、全共連にとってはかけがえのない人（以下略）」

山中がピッチャーなら、黒川はキャッチャーだった。二人は息の合った名コンビだった。

この役割分担は、二人の生い立ちからもそれが自然だった。山中が農家に生まれ、農学校、産業組合入りという根っからの農協人だったのに対して、黒川の人生は多彩で曲折を経ている。丁稚奉公、苦学、賀川豊彦への傾倒、消費組合運動、医療厚生運動、治安維持法違反で二回の入獄、そして協同組合保険運動に挺身し、最後にまた医療運動（中野組合病院）へと幾変遷した。そのなかで

の掲載
権より
著作ま
著者に
は合お
はるに
写真都
し

もつとも長かったのが、山中を助けて奮闘した全共連時代というこ
とになる。

設立当時、全共連の会員で共済事業をやっていたのは北海道共済
連だけで、経常費にも事欠くありさまたった。「月末になると職員に
給料を払う金がなく、ほとんど決まったように北共連に『カネオク
レ』と電報でさいそくしていた」(『協同組合運動論集』)

全共連は、このようななかから立ち上がり、多くの試練を乗り越えてきた。私たちは、こうした
先人の辛苦を、遠い過去に押しやっってしまったてはならない。それは「共済」を忘れることにつなが
る。

昭和二十六年七月十二日に第一回通常総会が開かれて、山中が「専任」の専務理事に就任した。
黒川は『沙漠に途あり』の中でこう述べている。「かれは鳥取県購連を振りだしに……全国農協機関
における長年の経験が、大全共連への発展に大きな威力を発揮することとなり、そして、私たちの
活動力までも倍加せしめられるほどの信頼感を、周囲の者に抱かしめた」と。

二十四年の正月、黒川は早稲田時代の親友で日本生命に勤めている中野某を訪ねたとき、中野か
ら聞いた話が共済事業へ進む端緒となった。

それは、新たに制定された農協法のもとで、当時、農業協同組合への改組・設立に戸惑っていた
全国の農業団体に対して、日本生命が解説のパンフレットをつくって「指導」しているという。同

時に、そうやってつくった農協を特約店とし、そこを拠点に生命保険の契約を進めているというのだ。黒川はこれを聞いてびっくりし、事の重大さを痛感した。

二十三年ごろの生保業は、急激なインフレで大衆の信頼を失い、見向きもされなかった。そうした苦境から脱出すべく日本生命は、比較的戦争の打撃が小さかった農村に目をつけ、折から公布された農協法のもとで、農協の設立指導と農村への組織的進出を結びつけたのである。このへんの事情について黒川は『沙漠に途あり』の中で次のように述べている。

「かれ（中野）のいうには『日本生命では戦後いちはやく、戦災を受けた都市への保険推進から転換して、無傷の農村に全力をあげている。そして、農村を組織的に掌握するため、昨年から農業協同組合の設立促進運動を、全社総動員で熱心に行っている。（中略）その三十数枚にわたる絵解きの終わりのほうで、生命保険の重要性も説明している。しかし、保険はむずかしい事業なので……（中略）日本生命にまかせればよい』と」

このときすでに、三千数百組合が日本生命と団体協約を結んでいた。そこで黒川は、このままでは全国の農協は、日本生命の一方的支配下におかれてしまう、と考えた。そこで、中野のあつせんで日生の藤本正雄業務部長と話し合い、全国厚生連が農協側を代表して日本生命と協議した結果、二十四年四月「生命保険推進事業に関する覚書」が、全国厚生連織田会長と日本生命弘世社長との間で交換された。

覚書の骨子は①農協は日生の契約推進に協力する、②日生は農協の厚生施設の普及拡充に協力す

る、③蓄積された農民の生保資金を農業と農民のために還流すること、などであった。

黒川はもともと、産業組合による保険経営を強く主張する賀川豊彦の影響もあつて、組合保険への関心は高かったが、協同組合保険法——保険業法改正——の流産をみるという状況のもとで、いよいよ高まってきた共済運動の流れに身を投じることとなつたのである。

黒川は昭和四十九年、山中より一足先に常務を辞して全共連を去つた。このとき七十一歳。しかし、功成り名遂げて自適の生活に入つたのではない。待ちかまえていたのは医療事業、中野総合病院の経営であつた。中野駅のほど近くにある中野総合病院は東京医療生活協同組合が経営する組合病院で、創立者は賀川豊彦、新渡戸稻造。創立は昭和八年で、その実質的な生みの親は、賀川豊彦のもとで医療運動に挺身していた黒川だと言つてよい。

黒川は全共連の設立にかかわつて厚生運動を離れ、二十四年間共済運動に携わつたが、その間もずっと東京医療生協の理事を続けていた。しかし、同医療生協が全共連退任を待ちかねたように彼を組合長として迎えたのは、その関係からだけではなかつた。

それは、当時（昭和四十九年ころ）中野総合病院は非常な苦境に直面していた。「いい医者がいなくなつて医療の質が低下し、患者が減つた。借金がだんだんふえて一〇億円くらいになつた。このままでは病院は続かない。しかし、絶対にこの病院をつぶすわけにはいかない」（黒川談）。そして、その苦境を救えるのは黒川だ、周囲も本人もそう思つていた。むろん、それが容易なものでないことは黒川自身百も承知で、しかもあえて「修羅場」に飛び込んだ。

黒川を理事長に迎えて病院の医療・財政の立て直し態勢が急速に整ったのは、彼の医療運動に傾ける情熱、全共連時代に發揮した経営手腕、それに加えて彼の人柄からにじみ出る誠意をつくしての懇請があつたからだ。

こうして黒川は見事に中野総合病院の再建をなし遂げた。後日、黒川は通つてきたあとを振り返つて次のように述懐している。

『医療厚生』と『共済』の二つがわたしの生涯を賭けてきた仕事であり、わたしの協同組合運動であつた。その二つの運動は、ともに闘いの歴史であつた。『医療組合』は日本においてはもちろん、世界で初めての協同組合事業であり、『共済』は先進各国に遅れて出発したものであるだけに、既存勢力による壁は厚く、かくして、二つとも進路をはばむものとの闘いなくして、前進はありえなかつた』（黒川著『沙漠に途あり』のあとがきから）

三 水牧茂一郎

(1)

すでに見てきたように、協同組合組織による共済事業の草分けは農協共済―全共連―であり、続いては漁協共済―共水連―の前身である全水共共済である。そして、三番目が中小商工業者を対象

とする火災共済である。農協法、水協法、生協法、中協法という四つの協同組合法を歴史的に代表する共済事業を挙げれば、前記に労働者共済を加えた四団体ということになる。

中小商工業者のための火災共済を実施する共済商工協同組合の連合体である全国共済商工協同組合連合会(全済連)が組織されたのは昭和三十(一九五五)年であるが、最初の火災共済組合が産^{こえ}声をあげたのは昭和二十七年で、その名を「北海道共済商工協同組合」(北協商)と言った。この火災共済の創始者が水牧茂一郎である。

大蔵省による、保険業法をふまえた保険業の保護体制が確立されていて、協同組合などによる「保険」はとうてい立ち入るスキのなかつたところへ、農協、漁協、生協などが「共済」の名のもとに割って入ろうと動きだしたというのが当時の情勢である。したがって、各共済とも保険業法体制から強い圧力と妨害が加えられた。そのなかで、もつとも風当たりの強かつたのがこの、水牧茂一郎が北海道において推し進めた火災共済―商工共済―だった。

どうしてか。それは①当時の損保業界は都市部での火災保険(中小企業対象の)が営業の中心であつたので、正面から競合すると考えられたこと、②いわゆる算定会体制のもとで内容(約款)がまったく同じ商品を同業全社が同じ値段で売る公認のカルテル体制が固く、したがって業者間の価格競争が存在しなかつた。そこへ、火災共済という「異物」が飛び込んでくると、カルテル体制の市場が混乱する。……この二つが主な理由であつた。

要は独占の花園を荒らされるのを恐れたのである。独禁法を排除した料率算定会体制に守られて

(2)

筆者は『共済をつくった人々』(共水連)で、『協同組合事典』(家の光協会)の「人物」に水牧茂一郎は入っていないが、そのリストに載る資格があるのではないかと、次のように述べた。

「水牧は、北海道における中小工業のリーダーが『本業』であつて、根つからの協同組合運動者ではない。その点では協同組合事典に載る資格はないのかも知れない。けれども北協商にはじまり、その三年後には火災共済の中央機関・全済連(全国共済商工協同組合連合会)を設立し、ついで『火災共済協同組合』の法制化(中協法)をかちとり、さらに総仕上げとして全日本火災共済協同組合連合会―日火連―を設立して再共済体制を固めた。この間助け合いの旗を高くかかげ、それを阻もうとする権威や強い勢力と、先頭に立つてたたかいたがらなし遂げた。これは立派な協同組合運動ではないだろうか」

水牧が組合をつくつて中小企業者のための火災共済をはじめようと立ち上がったのは、中協法(昭和二十四・一九四九年七月施行)の原案から、当初は入っていた「組合保険」の条項が削除されてしまったことにある。「組合保険に代わるもの」、それが水牧の執念だった。すでに第四章の七で述べたように、火災共済への執念の取り組みがはじまる。中小企業庁の組合課をはじめ、誰彼となく疑問をぶつけ、意見を聞き、構想を固めていった。そして独自の基本方針を固めた。『十年の歩み』によるとそれは、

○用心のため最大の掛金をしてもらうこと

○掛け捨てでなく余ったものは全部戻す

○経費は賦課金で賄うこと

○預金利子も組合員に配分すること

○出資金は小額平等持ちとすること

○保険(業)法にふれることを避けること

○毎年組合員に積立金をさせること

などであり、そこに助け合いや堅実性といった思いが流露している。目を引くのは「保険法うんぬん」であるが、いかにも水牧らしい。これは保険の専門家にいろいろ尋ねたとき、「その仕組みが合理的でないもの、不特定多数を相手にしないもの、原則的に営利を目的としないもの」は保険業法上は保険ではないと聞き、ならばと「非保険」の線に沿って「計画を進め」という。水牧流の発想であった。

そういう考え方を基本にふまえて設立された北協商であったから、発足直後を襲った大蔵省の調査団との対決は、おそらく安宅の関の弁慶の心境ではなかったか。「保険法にふれるとは思わないか」に対して「保険でないものが保険法に抵触するわけがない」、また「組合には専門家が一人もいないではないか」「専門家とはなんの専門家か。私の方は共済の専門家ぞろいである。心配はいらない」といった答え方で煙に巻き、一物も与えずに引き揚げさせたのだが、そのとき彼はまさに「必

死」だったに違いない。

全済連・日火連の総会は毎年、熱海に全国の会員を集めて開かれた。総会は取材自由、公開だった。筆者も招かれて毎年出席したが、保険会社の総会・総代会とは異なり、質疑応答だけで数時間にわたった。質疑に答えるのはほとんど水牧で、どんな質問にも懇切に時間をかけて説明した。火災共済にかける水牧の思いがそこににじみ出ていた。

北協商設立から十五年、火災共済事業の育成と基盤確立への寧日なき奮闘が続いた。が、昭和四十二年九月、急性心臓せんそくのため、札幌市内の自宅で巨木が倒れるように七十四歳の生涯を終えた。中小企業者のための協同組合共済は、当時まだ多くの課題をかかえていたのに。

水牧は明治二十六（一八九三）年富山県に生まれ、少年時代に大志を抱いて裸一貫北海道に渡り、骨身惜しまず働いて資金をたくわえ、やがて網走に雑貨店を開業した。戦後昭和二十二（一九四七）年には網走商業協同組合理事長に選ばれたが、混乱期にさいして水牧の指導力、緻密さに裏づけられた決断力が周囲から買われたのだった。そして昭和二十五年には北海道信用保証協会理事、道商工組合中央会長となり、北海道商工界の指導者の地位に立った。

北協商を創立した二十八年には道副知事、三十三年北海道中小企業団体中央会長、三十六年全国中小企業団体中央会副会長、三十八年同会長と、中小企業の指導者として頂点をきわめた。

しかし水牧は、名誉とか権力を求めてそれを得たのではなく、周囲の人望と期待の集まるどころそのポストが彼を待っていたのだった。名誉や地位に恋々としなかったことは、次の一事からもう

かがえる。

北海道庁から副知事になつてもらいたいと、の要請があつたとき、「自分はいま道商工組合の会長もしているし、それに昨年は北協商を設立したばかりで、その基礎を固めるのにこれから全力をあげねばならない。お引き受けしても、とても満足に責任は果たせない」と辞退した。それで再三の懇望もだしたがたく、副知事を引き受けることとなつたとき、道商工組合の会長を辞任している。

引き受けた以上、その職務に責任を持つて全力投球するのが彼の主義で、中身を持たない肩書きだけをあたためるのは性格が許さなかつた。なによりも火災共済を終生の事業として取り組みたかつたのである。

葬儀は東本願寺別院で行われたが全道から、また東京はじめ全国から会葬者が参列し、筆者もその一人だつたが、文字どおり北海道はじまつて以来の盛儀だつた。

四 印南博吉と笠原長寿

(1)

いわゆる能弁ではなくて一語一語かみしめるように話すのが、印南講義（講演も）の特徴だつた。そしてユーモラスだつた。

の掲載
権を
著作
者より
は
ま
著
合
に
お
り
ま
し
て
真
合
合
し
て
写
真
都
し

火災保険の料率は、建物の構造や地域によって差があるという話の中で、東京でいちばん安いところは〇〇区港町一三番地だと聞き、地図を頼りにその近くまで訪ねていったが、どうしてもわからない。そこで魚屋の店先で向こう鉢巻きのお兄さんに聞いたたら、「波止場だよおとつあん」。なるほど波止場なら安いはず。

そこで学生は爆笑。これはかつて美空ひばりが歌った船村徹作曲の流行歌。

保険学者のなかで最初に共済事業の動向に着目し、その本質を営利組織の保険と比較しながら明確にするとともに、共済事業は興るべくしておこつたのだと喝破したのが、ほかならぬ明治大学の印南博吉教授だった。農協共済が生まれた（北海道共済連）のが昭和二十三年。同じ北海道で商工共済（火災共済協同組合の前身）が誕生したのが二十七年。その前年には全国共済農協連や全水共（共水連の前身）が設立され、それから数年の間に労働者共済をはじめ、各種の生協共済やその他の共済協同組合が続出した。

大蔵省や民間保険業界はその対応に腐心していた。損保協会は商法の松本蒸治博士に依頼して、組合組織による「火災共済はその実体は保険である。したがって保険業法に違反する」という趣旨の意見書をつくり、大蔵省に提出して取り締まりを要望した。大蔵省も係官を現地に派遣して実体を調査するなど、二十年代後半から三十年代にかけて、各種共済の展開は保険業界、学界、行政の大きな関心の的となっていた。

そうしたなかで印南は、おおむね異分子的にみられていた共済を、協同組合運動に支えられた「助け合い」の合理化された制度であると論破した。共済協同組合のなかには、十分に自信の持てない組合もあつたが、印南の共済理論は、そうした組合に自信と勇気を与えたのであつた。

印南著『保険経済』改訂版（二十九年二月）に収められた論文「組合保険の問題」がそれであるが、その「経営上の得失」では「組合保険（共済）が経営上、営業保険よりも有利でありうる点」として次の五点をあげ、それぞれ解説を加えている。

- 一、 事業費が少なくて済むこと
- 二、 自律的経営を行い得ること
- 三、 共有財産の意識が強いこと
- 四、 組合員の親睦を助長すること
- 五、 資金の還元を期し得ること

たとえば、三については「みんなが加入することで蓄積された資産は組合員自身の共有財産であり、これを大切にしようとする意識が強い。営業保険の契約者にそういう意識はない」。

要するに四十数年前、民保業界と行政（一部学者も加わつて）が「共済つぶし」に躍起となつていたとき、学者としての判断をふまえて、このような論文を公表した印南教授の姿勢は、学者としての良心と信念に徹していたといふべきである。

明治大学と日本保険学会は印南の教育と研究の場たつたが、一方で多くの共済協同組合に関係し

た。たとえば、食品関係の火災共済が収支の不均衡を来したとき、その原因にメスを入れて抜本的改革を行い、収支のバランスを回復した。印南は、かかわった共済組合で実務家や専門家で構成する共済制度部会とか研究委員会を設け、組合の健全化に貢献した。

前出の印南著『保険経済』のなかに「かつて共済組合が真の保険の先駆者であった事実」という文章があり、そこでこう述べている。「社会全体が個人主義的な利益社会から、組合社会ないし共同社会的関係へと大きく動いていくもの」と考えられるなら、「保険協同組合(共済)は進歩的性格を備えたものとみることができ」……「共済組合は保険事業の先駆者的役割を二重に果たしている」と意味深く言っている。そして、「共済の終わりは保険の始まりであり、保険の終わりは共済の始まりである」という立言(正確ではないが、米谷隆三博士の論文中の文章と記憶している)も、右の事実を巧みに標語化したものにほかならない」と結んでいる。

時計の振り子のように歴史が進むものとすれば、ルーツを助け合いとする保険はやがて、協同社会を基軸とする体制の中で営利性を払拭はらひきした形となることも夢ではない。そういう示唆を含む印南論文は、逆風の中を進む共済関係者にとって心強い助言であった。

保険学者としての印南は、大著『保険の本質』を書き、そこで「経済準備説」を打ち立てた。大々学からは多くの人材を学界、実務界に送り出したが、保険学者としては笠原長寿のほかに黒田泰行、森宮康がいる。そして、印南保険学(協同組合保険論を含めて)の学統は、印南↓笠原そして押尾直志(明治大学教授)と受け継がれている。

また、韓東湖教授を中心に韓国保険学会（界）との交流を深め、両国の保険学振興にも貢献した。

(2)

印南は明治三十六（一九〇三）年栃木県出身、和歌山高商から明大助教授、教授と進み、多くの人材を実業界、学界に送り出した。そのなかの一人が笠原長寿だった。笠原は印南保険学の後継者として、共済研究についてもしつかりと受け継いだ。笠原は陸軍経理学校出の軍人で、主計少尉で終戦を迎えた。終戦後、北海道で高校の教師をやったりしたのち明大商学部に入り、そこで印南に師事し、マルクス経済学と印南保険学に傾倒した。

笠原が恩師とちがうところは、保険事業批判が師以上にきびしかったこと、完全下戸の印南に対して斗酒なお辞せずの酒豪だったこと、である。

「激動の八〇年代幕明けの年も、国内外に様々のでき事を起こして過ぎようとしております。八一年は『共済と保険』にとつては多忙な年となるでしょう。……さて本日は、学術会議会員当選に当りまして、温いお心づかいを頂き……生涯の記念として云々……」

昭和五十五年の暮れに笠原が筆者にあてた手紙の一部である。この翌年の秋にガンに冒され、五十九歳の若さで、明大商学部長のほか、保険学会理事長としても学術会議会員としても、とりわけ協同組合保険の頼りになる指導者としても多大の期待を持たれ、山ほどの仕事を残したまま世を去った。当時筆者は哀惜の思いと同時に、もったいないという思いも否定できなかった。

笠原保険学は、印南保険学を受け継いでマルクス経済学をベースに、したがって保険業法体制下の保険事業に対しては、きびしい批判者であった。しかし、資本制保険を頭から否定したのではなく、契約者本位に徹して経営の改善に努める限りにおいて、存在価値があるという見解だった。

昭和五十六年二月、病に倒れる数カ月前の『共済と保険』誌上で次のように語っている。

「我が国の保険・共済それから国営保険（簡保）、さらに公的保障（社会保険等）とのかかわり合いが切りはなせなくなってきた、一方だけが生き残っていけるということはまず考えられません。八〇年代を見通すと、いわば共存的な形で、相互に長所を発揮し合いながら発展をしていく、基本的な選択は国民がしていくことになるだろうと、大づかみに考えているんです」

写真は著作権の都合により掲載していません

師の印南ともども保険業界からは敬遠されていたが、しかし、いつも学者らしく澄んだ冷静な目で対象を見つめていた。保険批判もその例外ではなく、母が子を叱るに似たあたたかさがあつた。

笠原は大学で子弟の教育に当たる一方、多くの共済団体に関係し、理論面からの指導に尽力した。全共連（農協共済）では掛算委員会の委員として、全労済（労働者共済）ではその長期計画策定委員として、事業運営の実際面にも経緯けいりを反映させた。

中小企業火災共済の合理化をめざす研究会にも加わっていた。

昭和三十年代後半は、全国に次々と設立されていった県農協共済連で、県連や単協の職員に対する共済や協同組合についての教育が喫緊の課題となっていた。しかし、全共連の教育研修体制がまだ不十分でもあり、各県連単位の研修会に、笠原は貴重な講師として引つ張りだだった。大学での講義の間隙かんげきをぬって、共済の仕組みや理念、資本制保険との相違などについて北から南まで、全国を講演して回った。

『明大商学論叢・笠原長寿博士追悼号』（明治大学、昭和五十八年）で黒田泰行教授（印南門下で笠原の後輩）は「印南先生と笠原さん」の中で、

「このような笠原さんの研究と行動は、現代独占資本の下で保険独占を形成している資本制保険企業への批判と忠告となったが、同時に営利保険の競合体として登場した共済事業の発展に尽力することとなった。わが国で共済事業の意義を学問的に解明し、共済理論を展開されたのは印南先生が最初といえるが、この面でも笠原さんは印南先生の共済理論をうけついで、経済学的視点からの共済の性格づけの研究を深めたのである。農協共済や労働者共済をはじめ各種の協同組合の行なう共済組合保険の理論づけと事業の発展への関与と貢献は非常に大きいものがあり、これは研究・教育を国民・消費者の立場に立ってすすめる、国民のために奉仕するという笠原さんの、基本的姿勢のあらわれであると考えられる」

と述べ、笠原像を的確に描き出している。

共済保険研究会の初代会長は印南博吉、二代目が黒川泰一だった。そして筆者の胸中にあつた三代目は笠原長寿だった。しかるにその名にそむいて、師がまだ健在のうちに長逝してしまった。折にふれて、今も痛恨の思いがよみがえる。

五. 全労済をつくった人々

(1)

いうまでもなく共済(協同組合保険)の台頭は、終戦によつてそれまでの束縛、統制、権力がすべて消滅し、政治活動、労働運動、協同組合運動などの自由が保証された、終戦後の自由主義社会を背景とする。第二次大戦後、民主化の洗礼をまつ先にまともに受けた代表は、政治活動と労働運動だった。そして、後者と深いかわりのなから芽ばえ、大きく成長したのが労働者共済だったといつてよい。

規模・組織の大きさを目安とするなら、生協関係共済の代表格は「全労済」を中心とする労働者共済である。この共済は労働組合を基盤とし、労働運動のなかから生まれたところに特色を持ち、そして「労働組合員」の福祉——共済から出発して、「勤労者」さらには「生活者」の共済へとひろがつていった。つまり「労働組合員の福祉のための共済」から「生活協同組合による生活者のための共済」へと推移してきた。

黒川泰一が全共連の常務理事だったころ、全労済（当時は労済連）専務理事の竹本哲一と『共済と保険』誌の企画で対談したことがある。そのときの「共済の未来像」は「農協共済は農家・農村を拠点として非農家をも包含し、全労済は労働組合を拠点にすべての勤労市民を対象とし、やがて、農協共済と労働者共済が手を結んで、共済による『しあわせの輪』の中に都市も農村も入れてしまおう」ということだった。

いま、共済の全加入者数は六三〇〇万人である（『共済年鑑』二〇〇二年版）。その中核はJA共済と全労済である。黒川、竹本が語った「未来像」にかなり接近しているといえる。

このような繁栄は、労働者共済を例にとつていうならば、特定の少数ヒーローによつて道が開かれ、つくられたのではなく、全国に労働組合のなかに盛り上がった福祉への熱い思いが運動に結集されて生み出した、のだと思う。もちろん、そこには大勢の献身的な人々の努力、苦闘があつたし、それなくして労働者共済の今日はないだろう。

でも、そのなかから特定の人を選び出すのはどうも不自然である。少なくとも、中小企業火災共済における水牧茂一郎のような存在はなかった。それでここでは、全労済の設立前後と、その後の発展経過のなかに登場する人を、筆者の視野の範囲で取り上げてみた。したがって、それは網羅的でなく、労働者共済運動の功労者たちのごく一部にとどまるだろう。

労済連（全国労働者共済生活協同組合連合会）は昭和三十二年九月の創立である。全国にほうはいとわき上がる労働者福祉・共済運動が生み出した全国組織である。この段階で労働者共済生協は

一〇組合を超え、さらに急速にひろがりつつあった。

創立総会で初代理事長に選ばれた今井一男は、労金連合会の理事長であり、労働金庫の代表としての参加であった。すでに五年前に誕生していた労働金庫はいわば、“労働組合の銀行”であり、同時に労働者福祉運動の大きな支えになっていた。そんな関係で今井が初代理事長となったのだが、今井は総会で要旨、次のようにあいさつしている。

「代表役員ということになっても、労働運動については直接の関係はない。ただ五年前から労働金庫に関係しているの、ある程度金庫番としてはお役に立ち得るかと思う。しかし画期的な労働運動を推進していくには不適合であると思う。労働事業は現在の労働金庫以上のものになるべき使命を持っているが、それだけに外部の圧力が大きくなることを覚悟せねばならない」

今井のほか塩谷信雄(総評)、中林貞男(日本生協連)、安部欣一(労福協)、田中利一(山形労済)、田牧正(群馬同)、岡本丑太郎(東京同)、竹本哲一(長野同)など各県労済生協の代表者が理事、監事となつて役員陣を固めた。これらの人々が労働運動の推進者であり、労働者共済をつくつたりリーダーたちである。なお賀川豊彦も、昭和三十五年に病没するまで、労働連の顧問だった。

当初、労働連は専務を置かず常務だけであつた。初代専務の早水正夫も三十三年に東京労働金庫から労働連に常務で入り、専務制の実施とともに専務となつた。早水は京大農学部出身だが、第二次大戦後もっぱら生協運動に挺身、それから労働金庫を経て労働運動に参加した。クリスチャンであり、のち東京医療生協(中野総合病院)設立者・賀川豊彦の経営責任者(四十九年、黒川泰一

にバトンタッチ」となったが、労済連の揺籃期よらんにあつて、今井理事長のあいさつにあつた保険業界など「外部からの圧力」とたたかいながら、労働者共済の基盤を固めることに苦勞した。

(2)

昭和四十一年、今井と交代して理事長になつた岡本丑太郎は、戦前から労働運動を続け、また二十五年に交通労働関係の単産共済をつくろうとしたほどで、早くから共済に強い関心を持つていた。労済連とほとんど同時に発足した東京労済の創立者は岡本である。

東京労済は神田須田町の東京労働金庫の一室を借り、スタートした。職員は男女各一名で、その一人がのちに全労済専務となつた水越哲郎である。事務室は狭くて「ぼくが行くとね。座る所がなく、二人のうちどちらかが立つていなくちゃならないというような状態だね」と岡本は東京労済時代を語つていた。理事長よりも職員を優先したところに労働者共済らしさがある。

岡本の理事長就任と同時に専務に選ばれたのは、長野労済理事長で弱冠四十五歳の竹本哲一だつた。以後しばらくの間、二人のコンビによる労済運動史の重要なページがつづられる。竹本は長野県自治労の委員長から転じて長野県労働金庫を設立してその初代理事長となり、さらに長野県労済ができるとその理事長を務めた。典型的な「労働福祉運動家」だつた。そのハイライトは労済連の全国統合による「全労済」の創立であ

の掲載の
権より
著作
は合
著に
は合
真都
写し

る。竹本はガンに冒され、昭和五十六年、中野総合病院で生命の糸が切れるまでの十五年間、岡本、木下両理事長の女房役として精力的に労済運動を育てたが、五十一年十月十五日、労済連発足(三十二年)以来めざしてきた組織統合への核心「全労済」の実現を見たこの日は、竹本にとって、生涯のもっとも輝ける日だっただろう。

「全労済」創立の翌五十二年、五月の臨時総会で岡本理事長がにわかに辞任した。統合後の規約改正で火災共済の限度額引き上げ(二〇〇〇万円)を認可申請したところ、厚生省は保険との重複超過契約の場合には、按分支払いとする旨の規定を規約に盛り込むことを認可の前提条件として求めた。これについては全国的に強い反対があり、執行部は窮地に立った。結局、混乱を避け、行政の一方的な押しつけをのんだが、岡本はその責を負い、筋を通して辞任した。そして、八月の通常総会で副理事長の木下正治が三代目の理事長に就任した。

「労働者共済をつくった人」は、初期の労済運動にかかわった全国の人々、労働者福祉、助け合いの灯をかかげて種々の困難とたたかっただけの人々、途中のピンチを不屈の闘志で乗りこえた人、発展充実期のかじ取りを誤らなかつた人、みんなそうだと思う。

筆者の印象ではたとえば、設立後間もなく相次ぐ大火に見舞われながらそれを克服した新潟労生協の寺本由一。ずっと後の酒田の大火で、支払能力に数十倍する負担と対決した山形労済の田中利一などに、その典型を見る。もちろん独力での克服ではなく、労済組織が全国一丸となつての協同、助け合いの実践があつたればこそなのだけれども。

六 漁協共済をつくった人々

(1)

漁業者のための協同組合共済——漁協共済は昭和二十六年一月、水産業協同組合法（二十三年一月公布施行）のもとで生まれた。

すでに「第四章 各種共済の誕生と発展」で述べたように、お隣の農協共済には産業組合時代からの長い運動の“前史”があった。賀川豊彦から強い思想的影響も受けた。それに比べると、漁村には共済に結びつくなんの前史も素地もなかった。それは（保険のセールスマンが寄りつかないほどの）あまりにも貧しく、あまりにも生活が不安定だったからである。そこへ共済の種をまき、芽生えさせるのは容易なことではなかった。

それだけに全水共の設立から共済事業が軌道に乗るまでの道程には、大勢の献身的に働いた人物像が浮かぶ。しかしそこにヒーロー的な人物——たとえば松下幸之助（家電）、矢野恒太（第一生命）、水牧茂一郎（中小企業火災共済）——を見いだすことは困難である。

ところで、水産業協同組合法には当初、共済についての規定がなく、「組合員の福利厚生に関する施設」とあるだけだった。これでは共済事業を実施する根拠としては不十分であり、保険筋の非難

にさらされると判断し、全国漁村経済協会(全漁連の前身)で漁協の組織化や共済事業の構想が検討された。中心となったのは常務理事及川孝平で、ここで水協法一部改正案も固められ、議員提出で衆参両院を通過(二十五年十二月)成立した。

この改正で同法のなかに「共済会」の章が設けられ、組合は共済会を設立して火災共済が実施可能となった。同時に、共済会の事業で保険に該当するものについては保険業法を適用しないと規定された。よくも大蔵関係や保険業界が反対しなかつたものであるが、これには参議院水産委員長木下辰雄はじめ、関係者の周到な配慮があつた。けだし四つの協組法のなかで、保険業法を排除したのは水協法だけである。

水協法に「共済会」を設ける改正をめぐっては、及川孝平(のち全漁連会長)や水産委員会の調査員、たつた西村清俊(のち全水共専務・副会長、さらに共済保険研究会会長)、木下辰雄などの協力、奔走があつた。

こうして二十六年一月、全国水産業協同組合共済会―全水共―が創立をみ、二月から火災共済事業を開始した。当時の役員は、会長横田象三郎(石川県漁連)、副会長安藤孝俊(北海道信漁連)ほか二名、専務斎藤一郎(全国漁村経済協会)、常務及川孝平(同)、理事三木一ら一二名、顧問は木下辰雄(参議院水産委員長)、富永格五郎(衆議院同)など。そして、二月から火災共済事業を実施した。

ただ当時の水協法は、火災共済だけに事業を制限していたので、生命その他に共済事業を拡大す

るためには再度、法律を改正しなければならなかった。そこで、二十七年ころから全水共専務三木一が中心となって検討が進められた。そして、共済会の事業目的拡大に関する水協法改正案は、参議院農林水産委員会が改正法案の提案者となった鈴木善幸（のちに総理大臣）の働きによつて、三十年七月に可決された。

この改正で共済会は、貯蓄厚生共済、乗組員厚生共済などが実施できることとなった。

(2)

当時全水共は一方で、漁業者からの強い要望を受けて、漁業共済制度と取り組んでいた。その実現を決意したのは三木だった。

農業保険と同様の補償制度を設けて漁業経営の安定を図ろうという研究は、国が戦前手がけていた。実現困難という結論が出ていたのだが、三木はこれをまったくの民間ベースで、全水共の事業として実現を図った。

の掲載権は著者より
写真合は著者より
都合は著者より
し合は著者より

学者、専門家による研究・検討は昭和二十七年ころから進められ、三十二年から試験実施に入った。この漁業共済制度への取り組みが、水協法改正への取り組みとほとんど同時、並行的であったのは偶然ではなく三木の作戦だったようである。すなわち、どこからも文句の来ない漁業共済制度を前面に押し出すことで、大蔵・保険筋の目を水協

法改正から外そうとの狙いがあったものと思われる。三木はなかなかの策士だった。

すでに触れたとおり、全水共の生みの親は全国漁村経済協会（全漁連）であり、その準備活動の中心となったのが常務の及川孝平だった。及川は漁協運動に挺身し、その発展に尽力した。全水共ができてからは、三木一が事業推進の主役となったが、法制化にはじまり、共済事業への理解者、協力者としての及川の存在は大きかった。

及川は大正元年、岩手県の農家に生まれ、東北帝大を出て南満州鉄道に入り、戦後は全漁連を中心に一貫して漁協運動に献身した。全水共の法的基礎を固めた水協法の改正は、及川が法案をつくり、木下が参議院を通過させた。二人のイキの合ったりレレだった。木下は参議院を通過した改正法案を衆議院に提出、衆議院で法案成立に協力したのは鈴木善幸である。

のちに専務、副会長となり全水共の大きな柱となった西村清俊（島根県、京大出身）はそのころ、満州から引き揚げて木下の政治秘書となり、昭和二十三年からは参議院水産委員会の主席調査員だった。だから、水協法の改正については、及川（とは満州で相識の間柄）らと協力し、木下の重要なブレーンとなって活躍した。

全水共が二十六年一月発足してから四十三年五月までの約十七年間、三木は常務、専務として組織の中枢にあつて事業基盤の確立と強化に腐心した。三木は兵庫県出身、東京帝大を出て日本水産に入社し終戦を迎えた。全水共は火災共済にはじまって普通厚生共済、乗組員厚生共済と範囲をひろげていった。そのうち、漁船乗組員の災害を対象とする、乗組員厚生共済は、保険業界が敬遠す

るほどのリスクな共済だった。三木はあえて、それに取り組んだ。

それよりも大きな仕事は、六年にわたる試験実施を経て漁業共済を実現させたことである。漁業保険―共済は世界の保険会社が未踏の分野であった。漁村・漁民からの経営的な不安の除去という使命感と情熱がなくてはできないことだった。むろん、組織をあげてのバックアップがあつたけれども、三木はその先頭に立つて困難に立ち向かい、やり遂げた。

三木と深い接触を持った人は彼を「思想的なものはないが、保険技術論的にはものすごく精緻な人」だと評している。しかし、仮に理論家で、また技術者の域を出ないとすれば、保険業者が敬遠したり保険としては無理だと投げ出したものに、あえて取り組むだろうか。漁民を愛し、漁業経営の安定を願う「こころ」があつたればこそ、不可能とされていた困難な課題に立ち向かい、それを克服したのだ。

残念なことに彼は終戦の年、八月六日、広島で被爆しており、そのため健康が許さず中途（昭和四十二年）で第一線を退いた。この人に、もっともっと仕事をしてもらいたかったという声が周囲には満ちていた。

(3)

三木だけではなく、漁協共済運動には思想的背景がないといわれる。協同組合自体がすでに「協同互助」をバックボーンとしているのだから的外れもはなはだしいが、あるいは指導者のなかに賀

の掲載
権より
著作ま
著により
は合
真合
写都
し

川豊彦のような人物がいなかったゆえかもしれない。

しかし、そう言いきるのは早計である。北海道で信漁連を拠点に漁協運動、共済運動を強力に推進し全国的な牽引力となった安藤孝俊（全水共の創立時には副会長）は二宮尊徳の報徳精神の信奉者で、彼の活動は協同組合運動であると同時に報徳運動でもあった。

安藤は、明治二十七（二八九四）年福島県の生まれ、初め官界に入って福島県警から北海道庁に出向したが、間もなく（大正十三年）道漁連に入り、一生の方向が決まった。道信漁連会長、全水共道事務所長、全漁連会長、道漁済組合長、漁済連会長などを歴任した。その著『漁村に生きる』は、道内各地での講演録で、協同の意義、漁協運動の大切さや使命、共済加入の必要性を強調し、また随所で報徳精神に触れ、「道徳と経済行為はつねに一体でなくてはならない」と説いている。

豊作時にたくわえ、凶作に備えるという二宮尊徳が実践した「経済行為」はまさしく協同互助の精神に立脚した原始的共済に通じていた。

昭和三十五年ころ、北海道の共済実績は全水共全体の三分の一を占めていた。報徳の教えを実績によって示した安藤孝俊は、漁協共済の草創期にあつて得がたい指導者だった（平成二年三月、九十六歳の天寿を全うした）。

第六章 二十一世紀の共済

—— 「あとがき」に代えて ——

書き上げてみて、われながらまとまりの悪い本になったと思う。共済協会からのお話があり、昨年後半から作業にかかったが、途中で二度ほど体調を崩し、時間に追われて、ただ期日に合わせるのに精いっぱいだったことを悔いる。でも、協会の皆さんのご協力（尻たたきも）で、なんとか共済事業の大まかな足どりを不出来ながらたどりえたことでお許しを願いたい。

せめて本書が、本格的な「共済史」がまとめられるさいの「踏み台」となりうれば幸いである。

高度成長期を経てバブル崩壊の大波からさらにビッグバンへと続く激動のさなかに二十一世紀へ入った日本の協同組合保険——共済は、保険業界や金融業界がさらされている大変革に振り回されることなく、概して平穩に推移してきている。もちろん、長期にわたる不況の影響は、一部を除いて受けざるをえなかったが。

とりわけ、いくつもの倒産会社を出し、経営不振が「不信」につながり大衆の保険はなれを招いた生保業界からみると、地道な経営努力が報いられて評価が高まってきたと思う。今後も協同組合保険としての本来のあり方を追求し、使命を遂行してほしいと願う。

実は、この章ではなにを書こうかと迷い、何度も書いては消し、を繰り返した。書きたいことは山ほどあっても、もう時間がない。本の発行期日は決まっている。

そんなとき、たまたま十数年前にまとめた「時言録」（過去の『共済と保険』に書いた「時言月評」の中から抜き出した文集）から「二十一世紀の共済事業」というのを見つけた。一万字を超える長さだが、その一部を掲げて参考に供する（昭和六十二・一九八七年八月の研修会での講演内容であ

るが、ずいぶん予測が外れているようだ。しかし、負け惜しみではなく、外れているところに味があるのではないか。こととしたい。

〈二十一世紀の共済事業〉

はじめに

あと十四年たつと二十一世紀となります。そのころ世の中はどうなっているか、どう変わっているかについての予測とか論文とかは、すでに今日までにたくさん出ております。そのときわれわれの社会とか生活環境がどう変わっているかというのは、興味の持たれるところでもあります。

それと、新しい世紀が来ることに對しては、誰もなんらかの期待を持ちたいものであります。多かれ少なかれ前途に夢とか希望を持ち、それに期待をかけて生きているのだと思います。私たちの前途には決して明るい面だけではなく、きびしい現実の延長線上において少なからず問題があり、難関が控えているだろうと思いますが、私たちはやがてそれがいいほうに向かうという期待を持つものであります。

また、将来の予測、描かれる将来像というものは、私は多少甘くてよいのではないかと思えます。そのわけは第一に、いま言いましたように明るい希望を持って頑張らなければならないからであります。第二に、予測というのはまことに適中しにくいものだということでもあります。

(中略)

そんなわけで、ここではいっさいの科学的手法を省き、私の頭の中に真つ白いキャンバスを持ち込み、自由奔放に描いてみたいと思います。この点、前もつてお許しをいただきたいと存じます。

二十一世紀の共済事業

さて、共済です。

やはり農協の共済が最大規模で、協同組合組織その他による多彩な共済事業の中心的な存在であることは一九八〇年代と変わっておりません。そうして、漁協や中小企業関係、全労済、全国生協連をはじめとする各共済もみな大きく成長しています。ただ、ごく一部の小規模共済が情勢のはげしい変化のなかで新しい世紀に入る数年前に解散しました。そのほか若干の共済生協、中協法関係の共済などが、組合員の交錯、重複から生じる無益な競合を避け、組合員の利益と組合の体質強化を進めるため、大局的かつ発展的、前進的な視点に立つて合同し、組織を統合しました。

二十一世紀初頭、各共済の加入者総数は七〇〇〇万人を超え、人口の五割以上になりました。一九八七年前の軽く二倍です。生保(個人)の契約件数は約一億三〇〇〇万人で五割弱の増加です。その倍の伸び率ということになります。共済事業の種類は一九八五く九〇年ころと大差なく、生命・火災・傷害・自動車そして年金共済がその主なものです。

保険との料率(掛金)の差は大きく縮小され、微差といったところですが、生命共済は実質的には

掛金差がなくなりました。生保業界が大量の外務員を擁していたところとくらべると販売経費が大幅に削減され、その分を保険料引き下げと契約者配当に回したためです。

自動車共済は、組合によっては保険の半分程度という掛金のところもかつてはありましたが、その後しだいに保険との開き、組合間の格差が小さくなり、二十一世紀初頭には、自動車保険料率のおよそ九〇〜九五%あたりの水準に定着しました。この一〇ないし五ポイントの差は、損保が代理店に募集を依存しているところからきています。

なお損保では、自動車、火災、傷害あるいは生命保険などのうち二種類以上のセット販売が一般化し、これで販売経費の節減がはかられました。保険・共済間の料率差の縮小は、自動車を除けば保険の方から共済に近づいてきたといえます。自動車共済は少しずつ掛金率が上げられていきましたが加入者はふえ続け、保険に対するシェアも拡大しました。事業態勢の強化がサービスの改善をもたらし、組合員の信頼を増すことにつながっていったからです。

自動車共済だけでなく、共済協同組合全体に対する社会的信頼が一九九〇年以降、いちだんと高まりました。それは相互扶助の理念に立脚した、一貫した事業運営姿勢、全種目にわたる割り戻しの励行などが共済の評価を高め、加入者の組合参加意識を高めたからにはかなりません。

共済協会の活躍

実は、そのように協同組合による共済事業が社会的に高い評価と深い信頼を得るに至ったことに

は、大きな理由があります。全日本共済協同組合協会―共済協会―の設立とその活躍です。この共済協会は、一九八〇年の初めころから一部の有志によって、当時徐々に高まってきた横断的協同機関実現への要望を受けて画策されていたものです。その後十余年の曲折を経て一九九五年に設立され、九七年から本格的活動に入っていました。

共済協会は、すべての共済協同組合はもとより、相互扶助を理念とする各種の共済事業体を包含する文字どおり横断的な協同機関で、いつてみれば生保協会、損保協会のような性格であります。わが国の協同組合保険―共済はご承知のように四つの協同組合法のもとで、だいたい五つの行政庁の所管となっています。協同組合法に基づく“保険”の法的、行政的体制がこのように細分されている例は海外になく、たいへん珍しいことであります。

どうしてこうなったか。おそらくは、単一の協同組合法だった産業組合法が、第二次大戦後の経済民主化の潮流のなかで、農・水・商工・生活と細分されたからでしょう。

四つの協同組合法がつくられたこと、そのもとの事業の一つとしてそれぞれ共済事業が創始されたことは、保険業界が猛反対したこと以外は、当時としてはごく自然な流れでした。ところが時がたつにつれて、だんだんと問題、矛盾が出てきました。

病気、交通事故、火災などで不時の出費を要する事態が生じたときに備えるのが共済ですから、これは農業者であろうとサラリーマンであろうとその他の自営業者や労働者であろうと同様な危険にさらされ、同じような経済的必要に迫られます。もちろん農業者なりサラリーマンなりではリス

クの実態に相違点もありますから、すべて共通するとはいえませんが、基本的には共通だと言つてよいでしょう。

そういう共済であるにもかかわらず、四つの協同組合法によつて分断され、五つの行政所管のもとに置かれることとなつたのです。それでも各共済はみな立派に機能を發揮し、組織・基盤の強化を進めていきました。それと同時にクローズアップされてきた問題は、各共済に共通する問題が生じても一緒になつて対応できず、各個バラバラで対処せざるをえないということです。根拠法のうちがう別の組合だということで、そのままでは協同の対応ができないわけです。

協同組合というのは、生活者が共通の目的のために集まつて協力する組織です。それなのに共済という共通の目的からみた場合、わが国の協同組合はいくつもの協同組合法、バラバラな行政所管という壁に阻まれてその「協同」が実行されていかなかったのです。そのカベを越えることが、共済協会のまずめざすところでした。

そして各共済の横断的協同により、共通の問題、懸案に対して歩調をそろえること、意思統一をはかること、またそれが可能な水準への到達をめざすこと、などがその基本にありました。

具体的にいまやっている仕事、業務は、組合員間の連絡、統計の作成・調査、教育、共通問題についての協議・検討、会員の業務運営についてのアドバイス・協力、自動車（対人賠償）共済における暴力的・計画的共済金請求への対応、掛金率の算定に関する業務などです。このほか、後述しますが、再共済機関に関連する業務もあわせて行っています。

共済協会の設立までには紆余曲折がありました。根拠法と行政所管を異にし、共済組合の組織・性格も異なるものを、横断的に結びつけることがはたして可能かという消極論や、監督・行政体制を無視するものではないかとの異論もありました。

それにもかかわらず「社団法人全日本協同組合共済協会」が設立されたのは、なによりも協同組合共済を貫く基本理念から出発した現実的需要が強かったからでした。そして巨大な農協共済から、零細な生協共済に至るまでこぞって会員に名を連ねたことは、特筆されなければなりません。

この共済協会の設立は、共済―協同組合保険にとつてまさに歴史を画する出来事でした。共済事業に対して保険業法体制側は、その態勢を弱めるために、いわゆる分断作戦を考えなかつたわけはありません。すなわち、各個撃破で組織の弱体化や提携・支援に名を借りた“子会社”化、もしくは隷属化をはかる動きは一九八〇年から九〇年にかけてみられたところです。

しかるに共済協会が設立され、大小組合こぞつて加盟し、強固な横断的連携の存在となつたために、保険業者による共済分断作戦はその根を断たれることとなりました。

(中略)

二〇〇二年ころから、共済関係省庁の間で「共済基本法」を制定してはどうかという意見が出て、その胎動が始まっております。

共済基本法は一九七九年、行政管理庁がその二年前の共済調査の結果をふまえて提起した考え方ですが、当時は、保険業法体制のなかに共済が巻き込まれる危険への警戒から、共済側はつよくこ

れに反発していました。しかし、共済協会の設立によつて情勢は変わりました。

共済基本法の制定は共済協会体制を法的に確認する意味を持ち、保険業法に対する共済業法としての性格を持つものです。共済協会を中心とする協同組合法の現実をふまえて、二年以内に共済基本法は制定される趨勢にあります。

(以下略)

■著者プロフィール

大正6（1917）年生まれ。昭和24年保険研究所入社。
『インシュアランス』編集長、同社社長、相談役を経て現在顧問。また昭和35年社団法人共済保険研究会常務理事、平成4年日本共済協会参与、現在に至る。この間『インシュアランス』『共済と保険』その他に多々執筆。主な著書に『保険王国東京海上』『日本生命光と影』『生命保険7つの謎』『賢い消費者の生命保険』『共済って何だろう』『共済をつくった人々』など。ほかに現在、生活協同組合都市職員災害共済会相談役、社団法人日本食品衛生協会監事。

共済事業の歴史

平成14年6月15日発行

著者 坂井幸二郎

発行者 有馬良典

発行所 社団法人 日本共済協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-16

平河中央ビル

電話 03-5210-5875

FAX 03-5210-5874

